

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の策定にあたって	2
1. 計画の基本的な考え方	3
2. 計画の根拠と位置づけ	7
3. 計画期間	7
4. 計画の策定（体制・経過等）	8
第2節 日常生活圏域の設定	9
第2章 隠岐圏域の高齢者の現状と将来の予測	10
第1節 人口と高齢化率の推移	11
1. 隠岐圏域における人口と高齢化率の推移	11
2. 海士町における人口と高齢化率の推移	12
3. 西ノ島町における人口と高齢化率の推移	13
4. 知夫村における人口と高齢化率の推移	14
5. 隠岐の島町における人口と高齢化率の推移	15
第2節 認定者数の推移	16
1. 隠岐圏域における認定者数の推移	16
2. 海士町における認定者数の推移	17
3. 西ノ島町における認定者数の推移	18
4. 知夫村における認定者数の推移	19
5. 隠岐の島町における認定者数の推移	20
第3節 認知症高齢者数の推移	21
1. 隠岐圏域における認知症高齢者数の推移	21
2. 海士町における認知症高齢者数の推移	22
3. 西ノ島町における認知症高齢者数の推移	23
4. 知夫村における認知症高齢者数の推移	24
5. 隠岐の島町における認知症高齢者数の推移	25
第3章 介護サービス等の実績と評価	26
第1節 保険給付費の推移	27
1. 保険給付費の推移	27
第2節 第7期計画値とサービスの利用状況	29
1. 保険給付費における第7期計画値と利用状況	29
2. 地域支援事業費における第7期計画値と利用状況	30
第3節 サービス基盤の整備状況	31

第4章 海士町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 32

第1節 生活圏域としての課題と重点施策	33
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	33
2. 生活支援サービスの充実	35
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進	37
4. 地域ケア会議の推進	38
5. 在宅医療・介護連携の推進	39
6. 認知症施策の推進	40
7. 高齢者の権利擁護体制の強化	42
8. 参考資料	43

第5章 西ノ島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 44

第1節 生活圏域としての課題と重点施策	45
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	45
2. 生活支援サービスの充実	48
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進	50
4. 地域ケア会議の推進	51
5. 在宅医療・介護連携の推進	52
6. 認知症施策の推進	54
7. 高齢者の権利擁護体制の強化	55
8. 参考資料	56

第6章 知夫村生活圏域地域包括ケアシステムの推進 57

第1節 生活圏域としての課題と重点施策	58
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	58
2. 生活支援サービスの充実	60
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進	62
4. 地域ケア会議の推進	63
5. 在宅医療・介護連携の推進	64
6. 認知症施策の推進	65
7. 高齢者の権利擁護体制の強化	66
8. 参考資料	67

第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 68

第1節 生活圏域としての課題と重点施策	69
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	69
2. 生活支援サービスの充実	71
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進	73
4. 地域ケア会議の推進	74
5. 在宅医療・介護連携の推進	76
6. 認知症施策の推進	77
7. 高齢者の権利擁護体制の強化	79
8. 参考資料	81

第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 84

第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保	85
1. 官民協働体制の構築	87
2. 介護職員に限らない人材確保	89
3. 介護人材の離職防止及び育成の推進	91
4. 福祉教育の推進	93
5. 隠岐4町村による独自施策の推進	95
第2節 介護給付の適正化の取り組み	101
1. 隠岐広域連合と他保険者との比較	102
2. 要介護認定の適正化	104
3. ケアプラン点検の実施	105
4. 住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化	106
5. 縦覧点検・医療情報との突合	108
6. 介護給付費通知	109
7. 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上	110

第9章 介護保険制度の安定した運営 111

第1節 介護サービス基盤の整備	112
1. 介護サービス量の見込みの考え方	112
2. サービス種類ごとの見込み量	112
3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標	121
第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理	122
1. 介護保険事業費の財源構成と推移	122
2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料	124
3. 介護保険料の徴収管理	126
第3節 災害・感染症対策に係る体制整備	127
1. 災害に対する体制整備	127
2. 感染症に対する体制整備	127

第10章 計画のフォローアップ 128

第1節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発	129
1. 介護保険運営協議会による計画の評価	129
2. 介護サービス及び計画の普及啓発	129

【資料編】

●隠岐広域連合介護保険運営協議会設置要綱	130
●隠岐広域連合介護保険運営協議会委員名簿	131
●用語の解説	132

【介護予防・日常生活圏域二一ズ調査分析結果】

I. 調査概要	143
II. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査指標	144
III. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査票	158

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方
2. 計画の根拠と位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の策定（体制・経過等）

第2節 日常生活圏域の設定

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ス調
果査

第1節 計画策定にあたって

介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、介護による介助者の離職が社会問題となる中、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度は創設以来21年が経過しました。また、介護保険法に基づき策定が義務付けられている介護保険事業計画（以下「計画」という。）についても、今回の策定で第8期を迎えます。

この間に高齢化の急速な進展による要介護者の増加とそれに伴う介護給付費の増加、介護保険料の上昇、生産年齢人口の減少に伴う介護従事者の減少など様々な課題が顕在化してきました。さらに、団塊の世代が75歳以上となり後期高齢者が急増する令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークに達するとされる令和22（2040）年を控え、介護を取り巻く環境は今後さらに厳しい状況となっていくことが予測されます。

隠岐圏域においては、65歳以上の人口が令和2（2020）年から令和22（2040）年にかけて緩やかに減少しますが、75歳以上の人口は令和12（2030）年まで徐々に増加します。また、令和17（2035）年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となります。加えて、生産年齢人口の減少に伴う介護の担い手不足が予測されるため、これらを見据えたサービス基盤の整備及び人材確保対策の強化が必要となります。

このような状況を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする第8期計画は、令和17（2035）年を見据えた具体的な取り組みや目標を計画に位置付け、地域の実情に応じた介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、策定するものです。

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域（なじみ）の住民にとって心身の状態が悪化した場合でも、生活の前提となる住まいと、自立的な暮らしのための生活支援や社会参加の機会が重要であり、隠岐4町村及び隠岐広域連合は、専門職による医療、看護、介護、リハビリテーション、保健・福祉サービスなど多様なサービスや支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、各町村の実情に応じて深化・推進していかなければなりません。そのためには、今後さらに進展する高齢化や生産年齢人口の減少に伴う担い手不足に備えて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域（なじみ）をとともに創っていく「地域共生社会」の実現に取り組む必要があります。

以上のことから、地域（なじみ）の中で社会保障や産業などの垣根を超えてつながりを強化し、価値観や生き方が尊重された自分らしい人生を安心して送ることができる社会を目指して、下記の基本理念のもと施策を推進します。

地域（なじみ）の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標により計画を推進します。

基本目標1 『住民同士が支え合い、自分らしくいきいき暮らせる地域の形成』

重点施策①「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」

いきいきと自分らしい人生を送ることができるよう自立支援、介護予防・重度化防止を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が地域（なじみ）の中で元気に暮らせるよう支援します。

重点施策②「生活支援サービスの充実」

高齢者の日常生活を支援するため、配食サービス等の生活支援や相談、見守り、安否確認等の在宅生活を継続するための支援を充実します。

重点施策③「高齢者の生活環境（住まい）整備の推進」

地域（なじみ）の中で生活ができるよう居住継続に関する支援を行うとともに日常生活の基盤となる住まいの情報提供や整備について検討します。

重点施策④「地域ケア会議の推進」

高齢者個人への支援の充実と社会基盤の整備を図るため、多職種協働による地域ケア会議の開催を推進します。

重点施策⑤「在宅医療・介護連携の推進」

医療・介護を必要とする高齢者に在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携を図ります。

重点施策⑥「認知症施策の推進」

認知症になっても希望をもち、地域（なじみ）の中で日常生活を過ごせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援や認知症への理解を深めるための普及啓発活動に努めます。

重点施策⑦「高齢者の権利擁護体制の強化」

高齢者の虐待予防等的高齢者の権利擁護に関する取り組みを強化します。

基本目標 2 『安定したサービス基盤の形成』

重点施策①「地域包括ケアシステムを支える人材の確保」

不足する介護人材問題を解決するため、兼業・副業促進による福祉現場への地域住民の積極的参加の推進、介護職員の離職防止、育成及び人材の確保に努めます。

重点施策②「介護給付の適正化の取り組み」

利用者本位の介護保険サービスとなるよう介護給付費の適正化の取り組みを行います。

重点施策③「介護サービス基盤の整備」

高齢化の更なる進行と要介護等認定者の伸びを踏まえた介護保険サービスの計画的な整備を検討します。

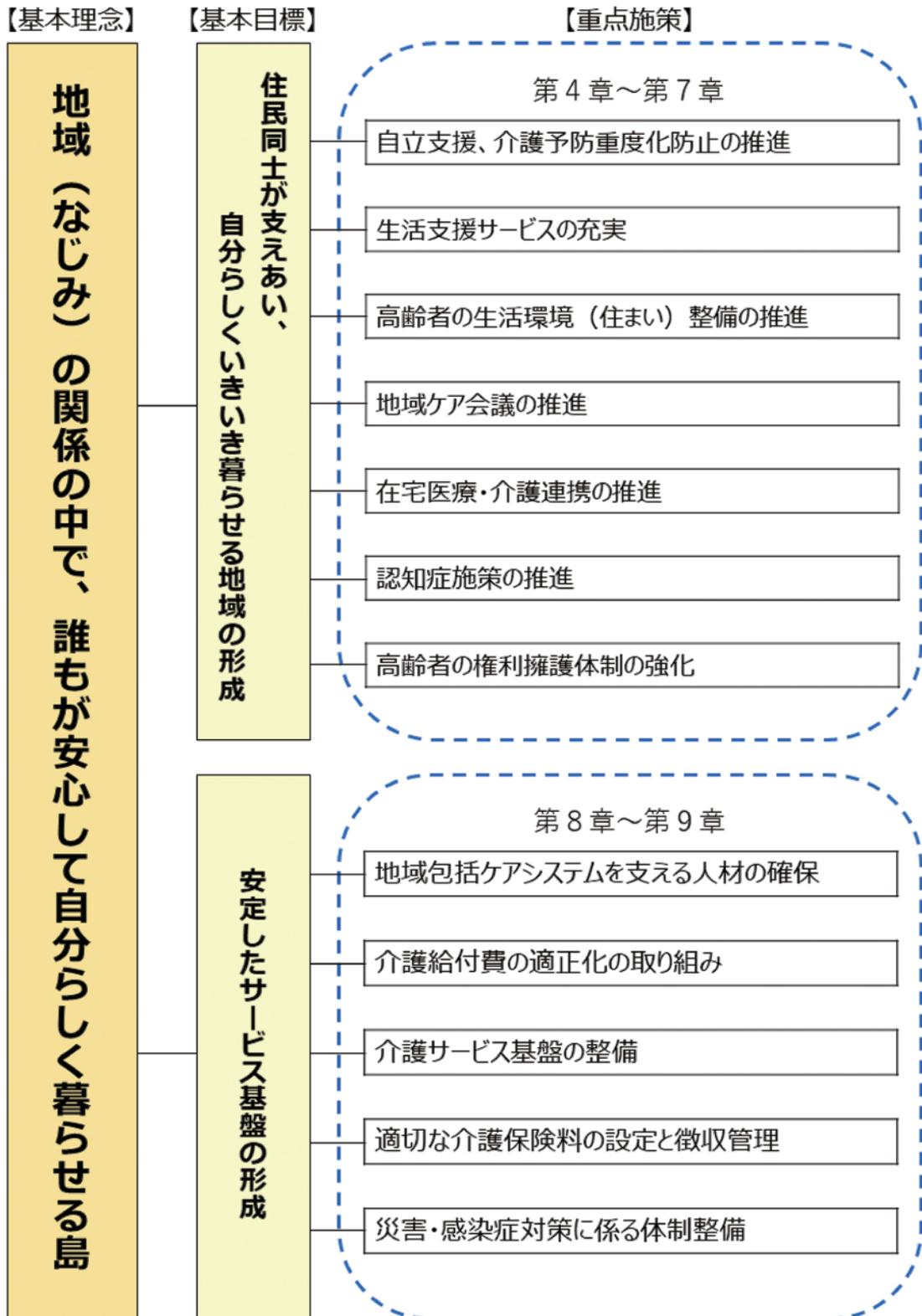
重点施策④「適切な介護保険料の設定と徴収管理」

第8期計画期間における介護保険料を適切に設定するとともに、介護保険料の確実な徴収に努めます。

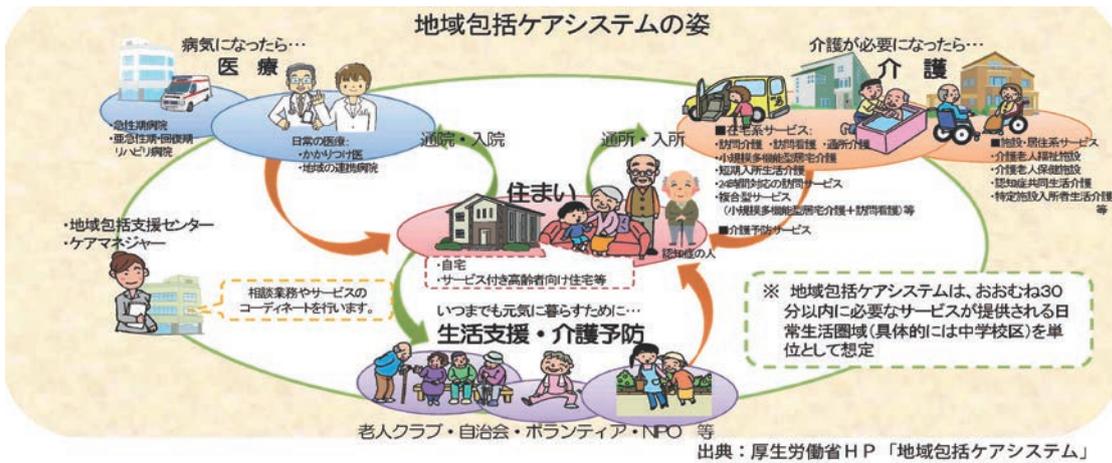
重点施策⑤「災害・感染症対策に係る体制整備」

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルスによる感染症の流行を踏まえ、防災や感染症についての対策を検討します。

(3) 施策の体系図



●地域包括ケアシステムのイメージ



●地域包括ケアシステムの構成要素

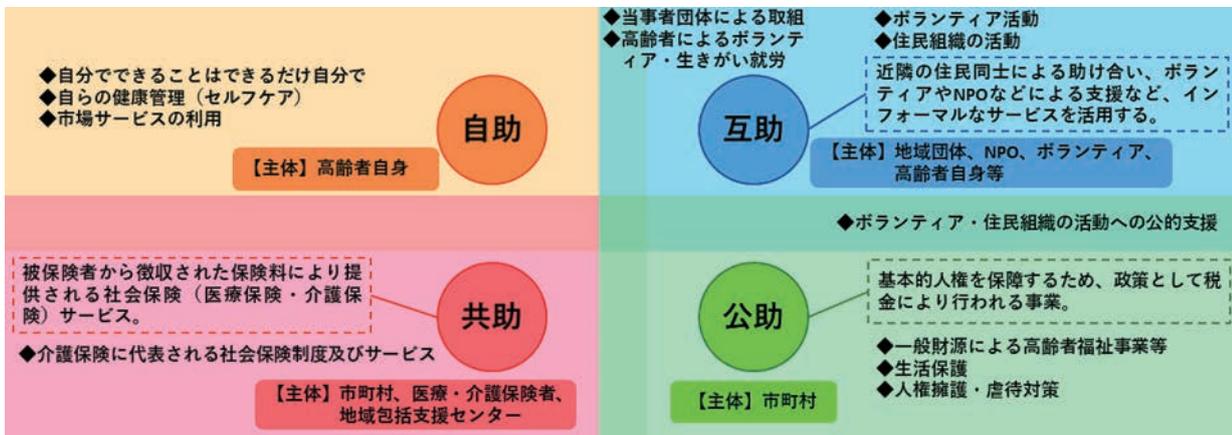
地域包括ケアについて

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

出典：平成28年度3月地域包括ケア研究報告会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」



●自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム



出典：平成25年3月地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定する法定計画です。

(2) 計画の役割と実施主体

本計画は、介護保険法制定の趣旨及び目的を踏まえ、隠岐圏域における要介護者や要支援者の人数、介護サービス等の利用意向などを勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービス等の提供体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものです。なお、保険者（隠岐広域連合）と海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町とが連携し、一体的に実施する計画となりますが、地域包括ケアシステムの推進については、それぞれの地域特性に応じて隠岐4町村が主体的に実施します。

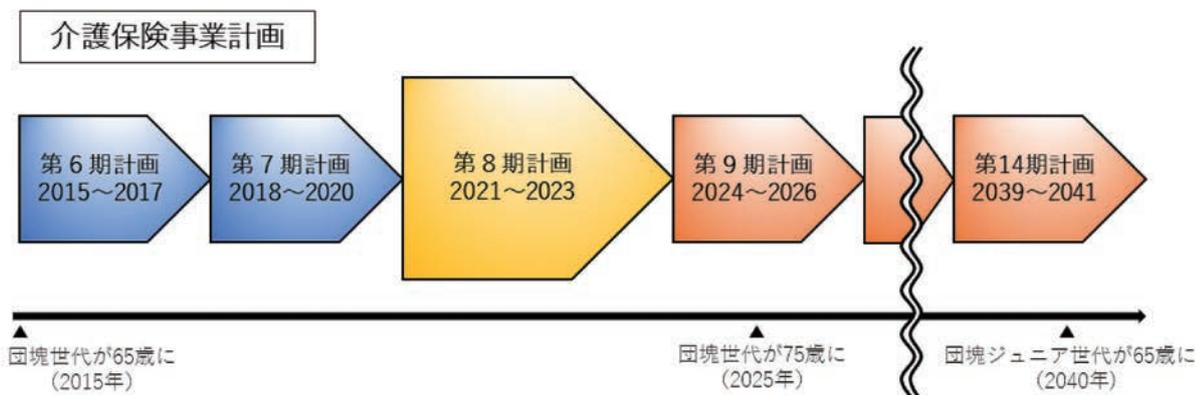
(3) 関連計画との関係

構成町村である海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町が定める総合振興計画、福祉関連計画及び医療計画並びに隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書との整合性を図り、調和を保った計画です。

3. 計画期間

本計画は令和3（2021）年から令和5（2023）年を目標年度とする3年間を計画期間とします。

● 2035年を見据えた介護保険事業計画の策定



4. 計画の策定（体制・経過等）

(1) 各種調査の実施

高齢者の実態把握と地域課題の分析のため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

住民や関係者の意見を反映させるため、第8期計画の素案について、令和2（2020）年12月28日から令和3（2021）年1月15日の期間でパブリックコメントを実施しました。

(3) 関係会議による協議検討

本計画の策定にあたっては、隠岐4町村の担当課長及び担当者、保険者（隠岐広域連合）からなる「介護保険事業計画策定会議」において原案を作成し、住民・被保険者の代表、保健・医療関係者、社会福祉関係者、学識経験者などの各層の関係者の参画による「隠岐広域連合介護保険運営協議会」によって、協議検討を行いました。

●計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和2（2020）年	
1月～2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
5月12日	第1回介護保険事業計画策定会議（議題：事業計画策定趣旨等）
6月22日	第2回介護保険事業計画策定会議（議題：計画骨子案等）
7月 1日	第1回介護保険運営協議会（議題：事業計画策定趣旨、計画骨子案等）
9月 3日	第3回介護保険事業計画策定会議（議題：計画素案等）
9月30日	第2回介護保険運営協議会（議題：計画素案等）
11月11日	第3回介護保険運営協議会（議題：計画素案等）
12月23日	第4回介護保険運営協議会（議題：計画素案等）
12月28日	パブリックコメント（～1月15日）
令和3（2021）年	
1月21日	第5回介護保険運営協議会（議題：計画最終確認等）

第2節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるようにするための基盤となる圏域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされています。

第7期計画では、島前3町村の3圏域に加え、人口規模の大きい隠岐の島町を7圏域に細分化し、日常生活圏域を10圏域とすることで地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

第8期計画においてもこれを踏襲し、住み慣れた地域での生活の継続という「日常生活圏域」の考えに基づき、地域包括ケアシステムの更なる推進と必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

第8期計画期間中の日常生活圏域	人口	第1号被保険者数	認定者数	圏域の概要
		高齢化率	認定率	
海士圏域	2,184人	932人 42.7%	201人 21.4%	高齢化率、認定率ともに比較的高い地区です。
西ノ島圏域	2,751人	1,283人 46.6%	272人 21.2%	高齢化率、認定率ともに比較的高い地区です。
知夫圏域	628人	292人 46.5%	70人 24.0%	高齢化率、認定率ともに比較的高い地区です。
西郷圏域	4,255人	1,709人 40.2%	382人 22.3%	高齢化率、認定率ともに比較的高い地区です。
東郷圏域	934人	415人 44.4%	79人 19.0%	高齢化率に対して認定率の低い地区です。
磯圏域	1,880人	666人 35.4%	100人 15.0%	高齢化率が比較的低く、認定率も比較的低い地区です。
中条圏域	2,533人	875人 34.5%	112人 12.8%	高齢化率、認定率がともに最も低い地区です。
中村・布施圏域	1,050人	549人 52.3%	124人 22.6%	高齢化率が最も高く、認定率も比較的高い地区です。
五箇圏域	1,660人	723人 43.6%	204人 28.2%	高齢率が比較的高く、認定率が最も高い地区です。
都万圏域	1,570人	695人 44.3%	155人 22.3%	高齢化率、認定率ともに比較的高い地区です。

※ 各人数は令和2年3月末現在

第2章 隠岐圏域の高齢者の現状と将来の予測

第1節 人口と高齢化率の推移

1. 隠岐圏域における人口と高齢化率の推移
2. 海士町における人口と高齢化率の推移
3. 西ノ島町における人口と高齢化率の推移
4. 知夫村における人口と高齢化率の推移
5. 隠岐の島町における人口と高齢化率の推移

第2節 認定者数の推移

1. 隠岐圏域における認定者数の推移
2. 海士町における認定者数の推移
3. 西ノ島町における認定者数の推移
4. 知夫村における認定者数の推移
5. 隠岐の島町における認定者数の推移

第3節 認知症高齢者数の推移

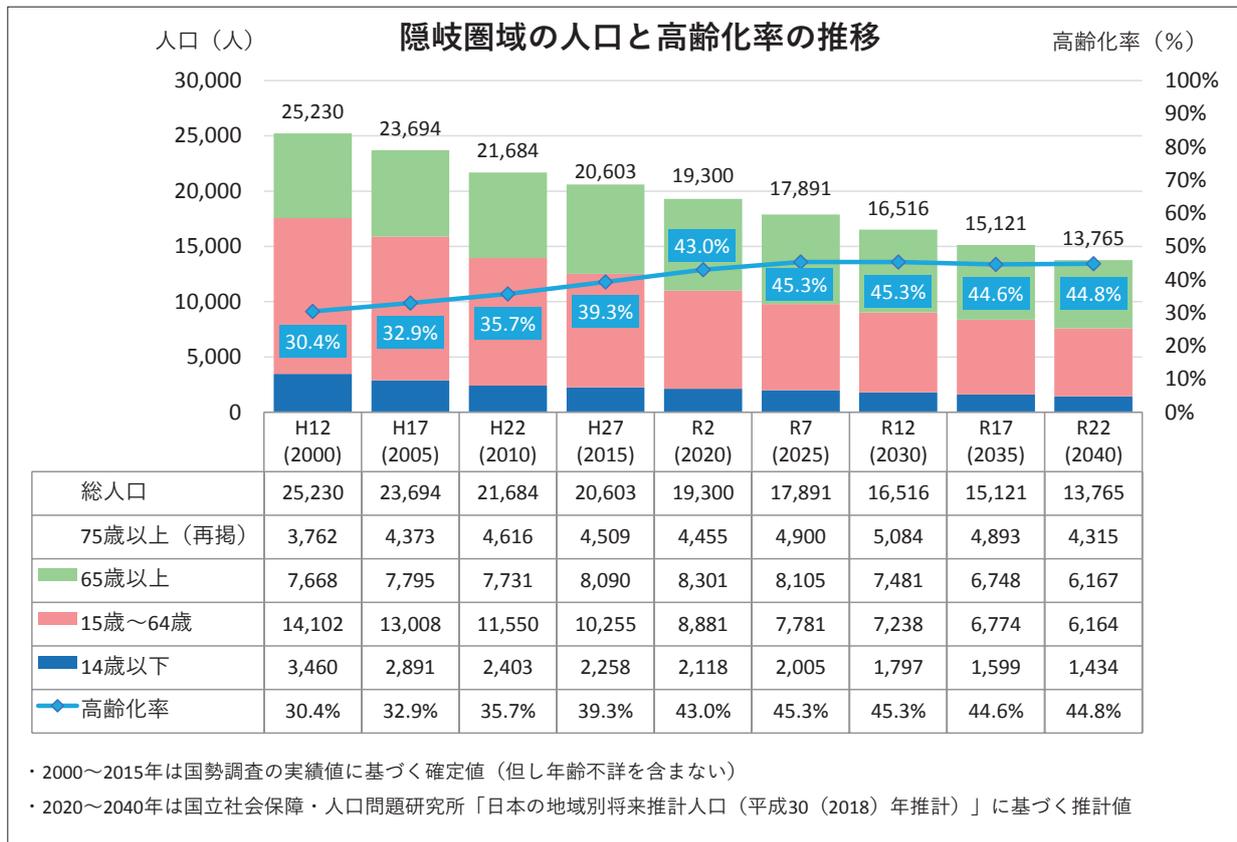
1. 隠岐圏域における認知症高齢者数の推移
2. 海士町における認知症高齢者数の推移
3. 西ノ島町における認知症高齢者数の推移
4. 知夫村における認知症高齢者数の推移
5. 隠岐の島町における認知症高齢者数の推移

第1節 人口と高齢化率の推移

1. 隠岐圏域における人口と高齢化率の推移

隠岐圏域の総人口は、介護保険制度が施行された平成12（2000）年が25,230人であったのに対し、令和22（2040）年には約半数の13,765になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年をピークに徐々に減少していきますが、高齢化率は令和7（2025）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移します。また、75歳以上の後期高齢者人口は令和12（2030）年にピークを迎え、その後は徐々に減少していきますが、令和17（2035）年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12（2000）年が14,102人であったのに対し、令和17（2035）年には半数以下の6,774になると予測されることから、支援の担い手の確保や地域共生社会の実現が求められます。



●第8期計画期間の人口と高齢化率の推移

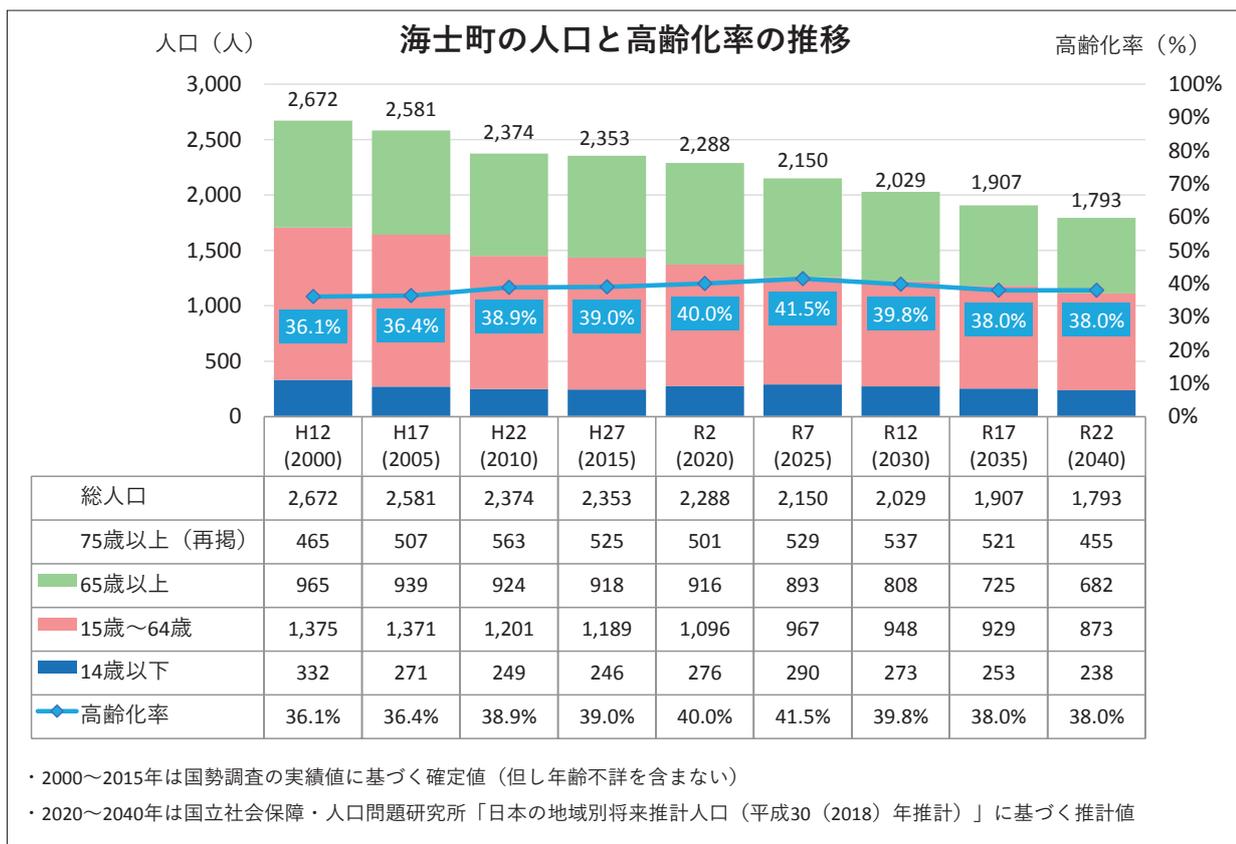
（単位：人）

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
隠岐圏域	総人口	19,018	18,737	18,454
	65歳以上	8,264	8,221	8,185
	65歳～74歳	3,719	3,589	3,462
	75歳以上	4,545	4,632	4,723
	高齢化率	43.5%	43.9%	44.4%

2. 海士町における人口と高齢化率の推移

海士町の総人口は、平成12(2000)年が2,672人であったのに対し、令和22(2040)年には1,793人になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は平成12(2000)年から徐々に減少していますが、高齢化率は令和7(2025)年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移します。また、75歳以上の後期高齢者人口は令和12(2030)年にピークを迎え、その後は徐々に減少していきませんが、令和17(2035)年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12(2000)年が1,375人であったのに対し、令和17(2035)年には929人になると予測されます。



●第8期計画期間の人口と高齢化率の推移

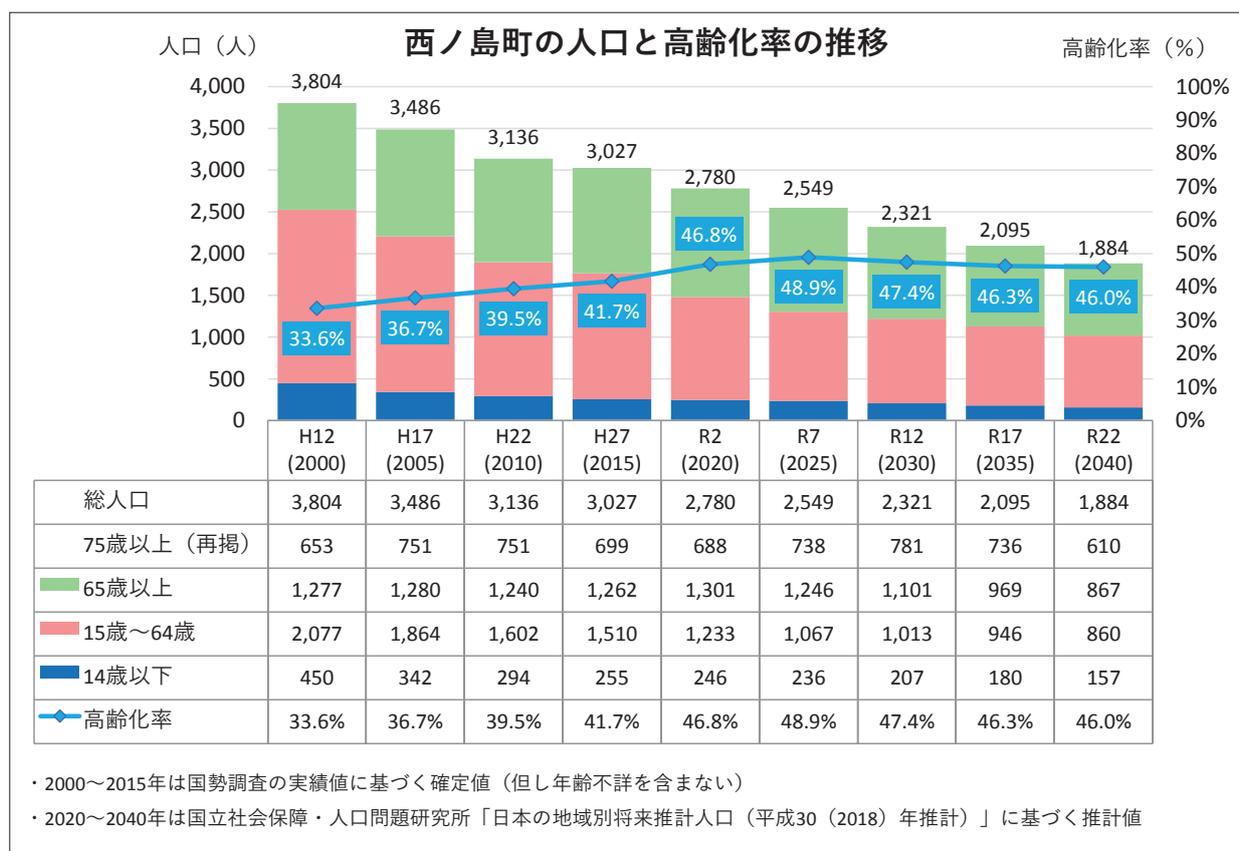
(単位：人)

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
海士町	総人口	2,260	2,233	2,205
	65歳以上	912	907	902
	65歳～74歳	405	395	384
	75歳以上	507	512	518
	高齢化率	40.4%	40.6%	40.9%

3. 西ノ島町における人口と高齢化率の推移

西ノ島町の総人口は、平成12（2000）年が3,804人であったのに対し、令和22（2040）年には半数以下の1,884人になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和7（2025）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移します。また、75歳以上の後期高齢者人口は令和12（2030）年にピークを迎え、その後は徐々に減少していきませんが、令和17（2035）年には高齢者のうち、約75%の方が後期高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12（2000）年が2,077人であったのに対し、令和17（2035）年には半数以下の946人になると予測されます。



●第8期計画期間の人口と高齢化率の推移

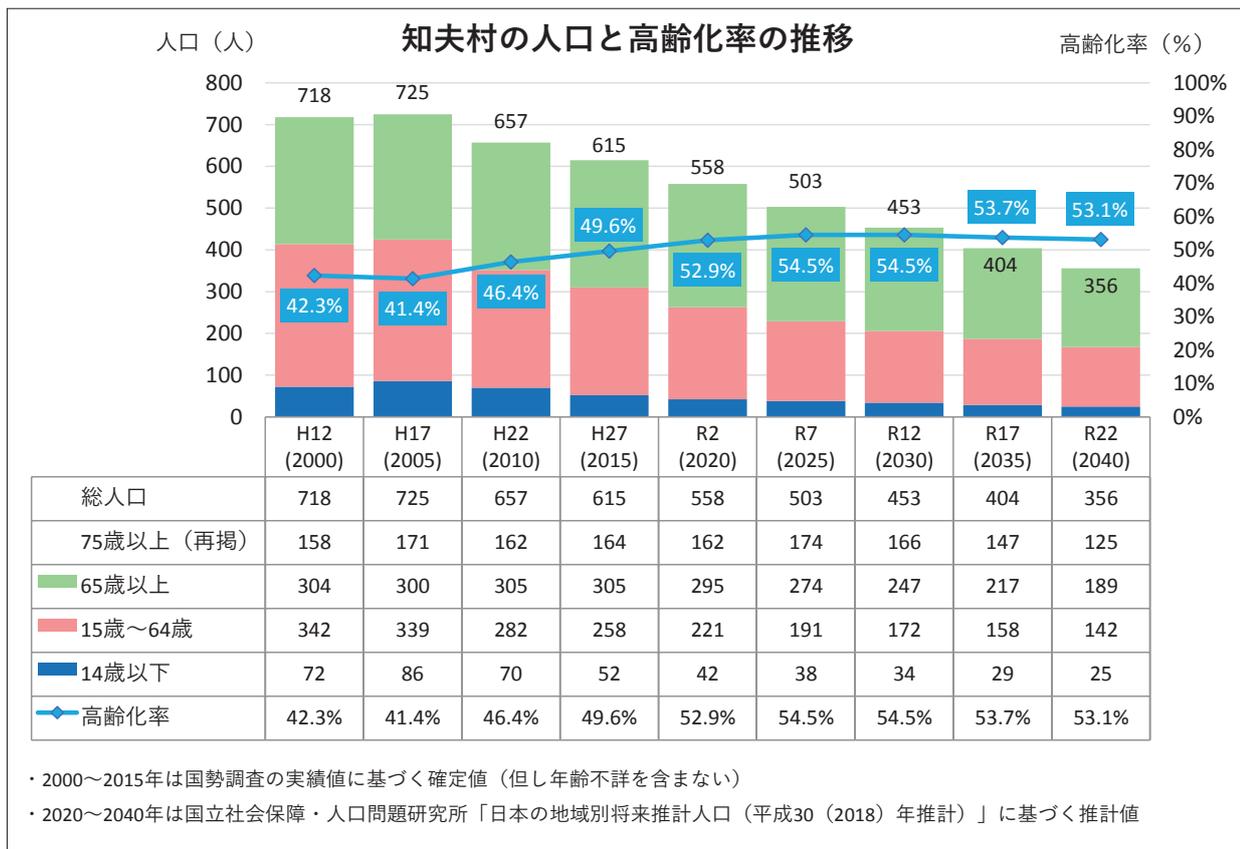
（単位：人）

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
西ノ島町	総人口	2,734	2,688	2,641
	65歳以上	1,290	1,278	1,269
	65歳～74歳	592	570	551
	75歳以上	698	708	718
	高齢化率	47.2%	47.5%	48.0%

4. 知夫村における人口と高齢化率の推移

知夫村の総人口は、平成 12 (2000) 年が 718 人であったのに対し、令和 22 (2040) 年には約半数の 356 になると予測されます。そのうち、65 歳以上の高齢者人口は平成 27 (2015) 年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和 2 (2020) 年に 50% を超え、その後はほぼ横ばいに推移します。また、75 歳以上の後期高齢者人口は令和 7 (2025) 年にピークを迎え、その後は徐々に減少していきませんが、令和 17 (2035) 年には高齢者のうち約 68% の方が後期高齢者となる見込みです。

一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、平成 12 (2000) 年が 342 人であったのに対し、令和 17 (2035) 年には半数以下の 158 になると予測されます。



●第8期計画期間の人口と高齢化率の推移

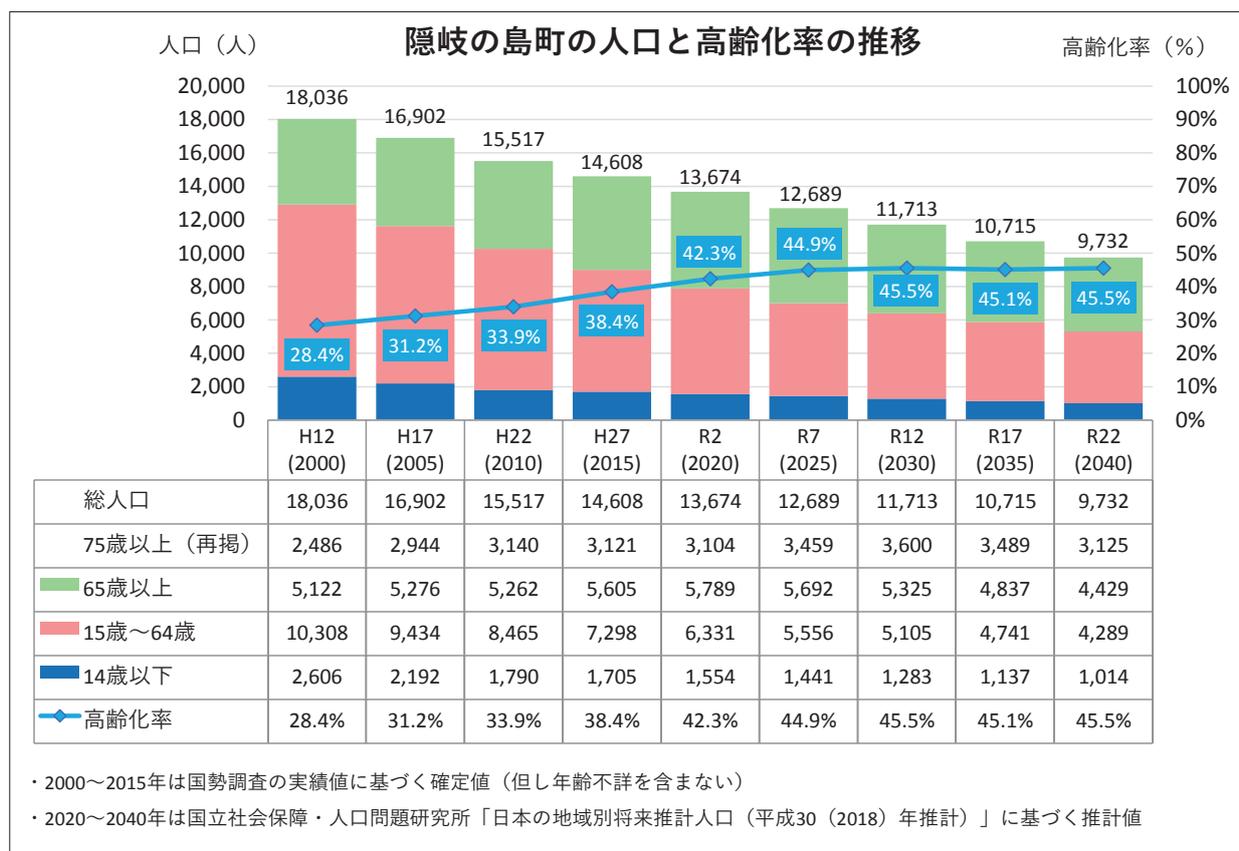
(単位: 人)

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
知夫村	総人口	547	536	525
	65歳以上	293	285	284
	65歳～74歳	127	120	113
	75歳以上	166	165	171
	高齢化率	53.6%	53.2%	54.1%

5. 隠岐の島町における人口と高齢化率の推移

隠岐の島町の総人口は、平成12（2000）年が18,036人であったのに対し、令和22（2040）年には約半数の9,732人になると予測されます。そのうち、65歳以上の高齢者人口は令和2（2020）年をピークに減少していきませんが、高齢化率は令和12（2030）年まで上昇し、その後はほぼ横ばいに推移します。また、75歳以上の後期高齢者人口も令和12（2030）年にピークを迎え、その後は徐々に減少していきませんが、令和17（2035）年には高齢者のうち、70%以上の方が後期高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成12（2000）年が10,308人であったのに対し、令和17（2035）年には半数以下の4,741人になると予測されます。



●第8期計画期間の人口と高齢化率の推移

（単位：人）

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
隠岐の島町	総人口	13,477	13,280	13,083
	65歳以上	5,769	5,751	5,730
	65歳～74歳	2,595	2,504	2,414
	75歳以上	3,174	3,247	3,316
	高齢化率	42.8%	43.3%	43.8%

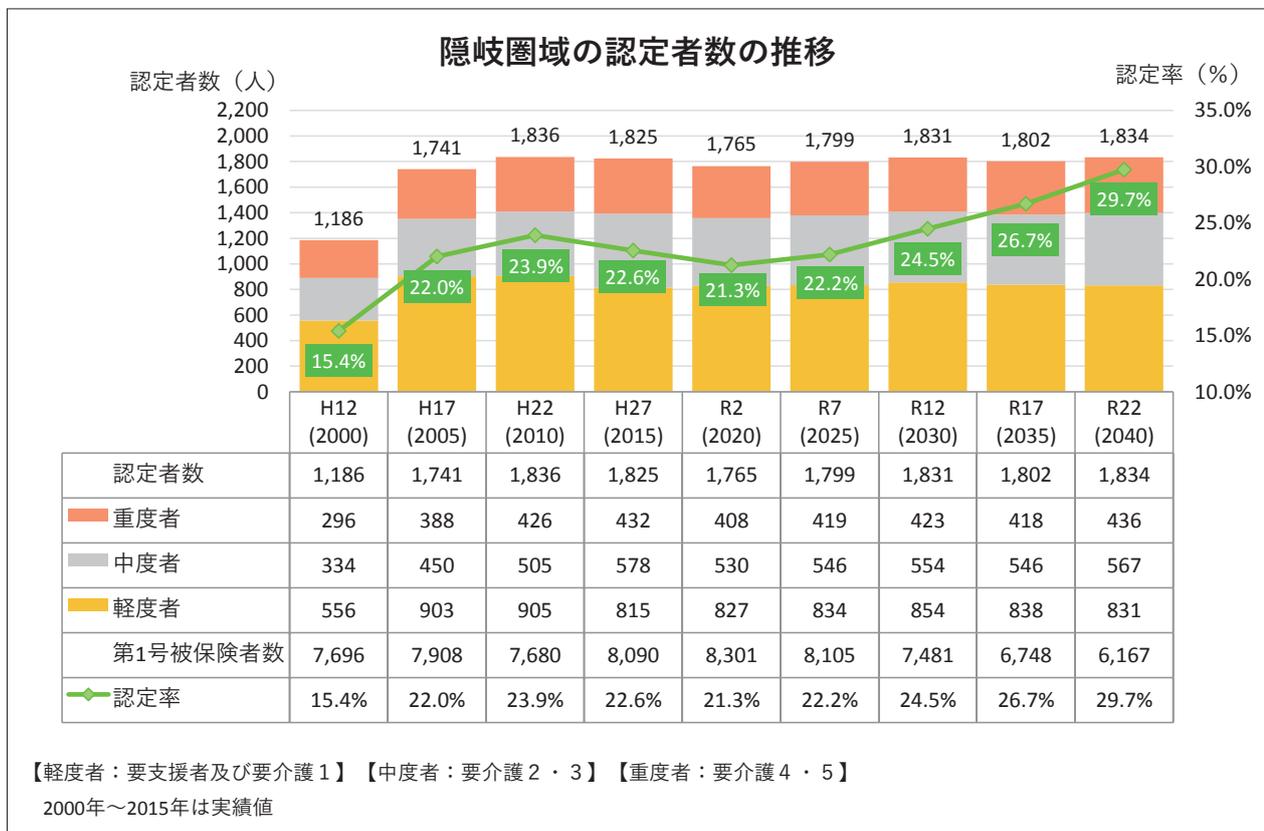
第2節 認定者数の推移

1. 隠岐圏域における認定者数の推移

隠岐圏域における認定者数は、平成 22（2010）年をピークに令和 2（2020）年にかけて緩やかに減少してきました。その後は令和 12（2030）年まで増加し、令和 17（2035）年に一旦減少するものの、令和 22（2040）年まで再び増加していく見込みです。

一方で認定率については、令和 2（2020）年から令和 22（2040）年にかけて徐々に上昇する見込みです。これは、第 1 号被保険者のうち、75 歳以上の後期高齢者の割合が上昇していくことが要因だと考えられます。

また、認定者数の内訳については、軽度者・中度者・重度者のいずれも平成 27（2015）年から令和 22（2040）年までほぼ横ばいで推移していくと予測されます。



●第8期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

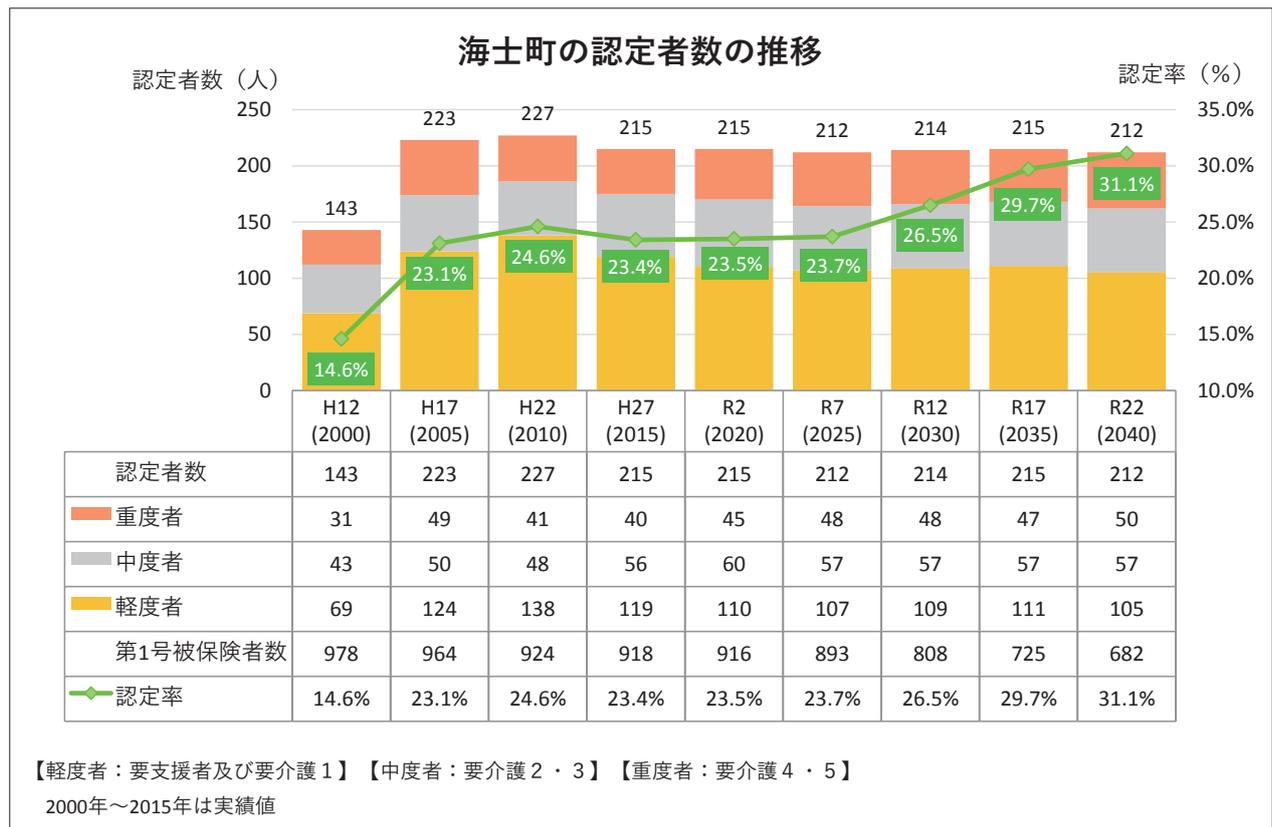
	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
隠岐圏域	第1号被保険者数	8,264	8,221	8,185
	認定者数	1,772	1,785	1,793
	認定率	21.4%	21.7%	21.9%

2. 海士町における認定者数の推移

海士町における認定者数は、平成12（2000）年から平成17（2005）年にかけて増加し、その後はほぼ横ばいで推移する見込みです。

一方で認定率については、平成17（2005）年から令和7（2025）年までほぼ横ばいで推移しますが、後期高齢者の割合の上昇に伴い、令和22（2040）年まで上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、軽度者・中度者・重度者のいずれも平成27（2015）年から令和22（2040）年までほぼ横ばいで推移していくと予測されます。



●第8期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

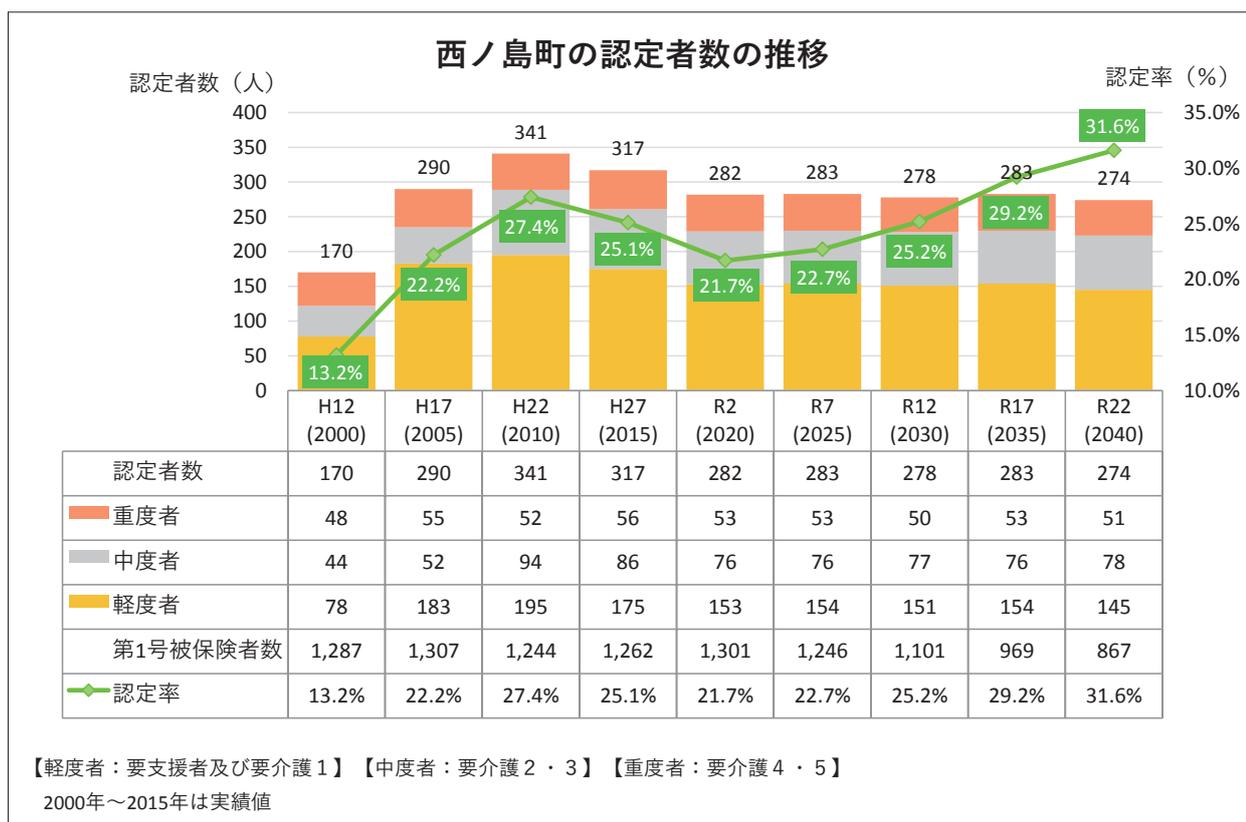
	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
海士町	第1号被保険者数	912	907	902
	認定者数	212	212	214
	認定率	23.2%	23.4%	23.7%

3. 西ノ島町における認定者数の推移

西ノ島町における認定者数は、平成 12（2000）年から平成 22（2010）年にかけて増加し、その後、令和 2（2020）年まで減少したのち、令和 22（2040）年までほぼ横ばいで推移する見込みです。

一方で認定率については、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年にかけて下降してきましたが、その後は、後期高齢者の割合の上昇に伴い、令和 22（2040）年まで上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、平成 22（2010）年に中度者の認定者数が大幅に増加しましたが、その後はいずれの認定者もほぼ横ばいで推移していくと予測されます。



●第8期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

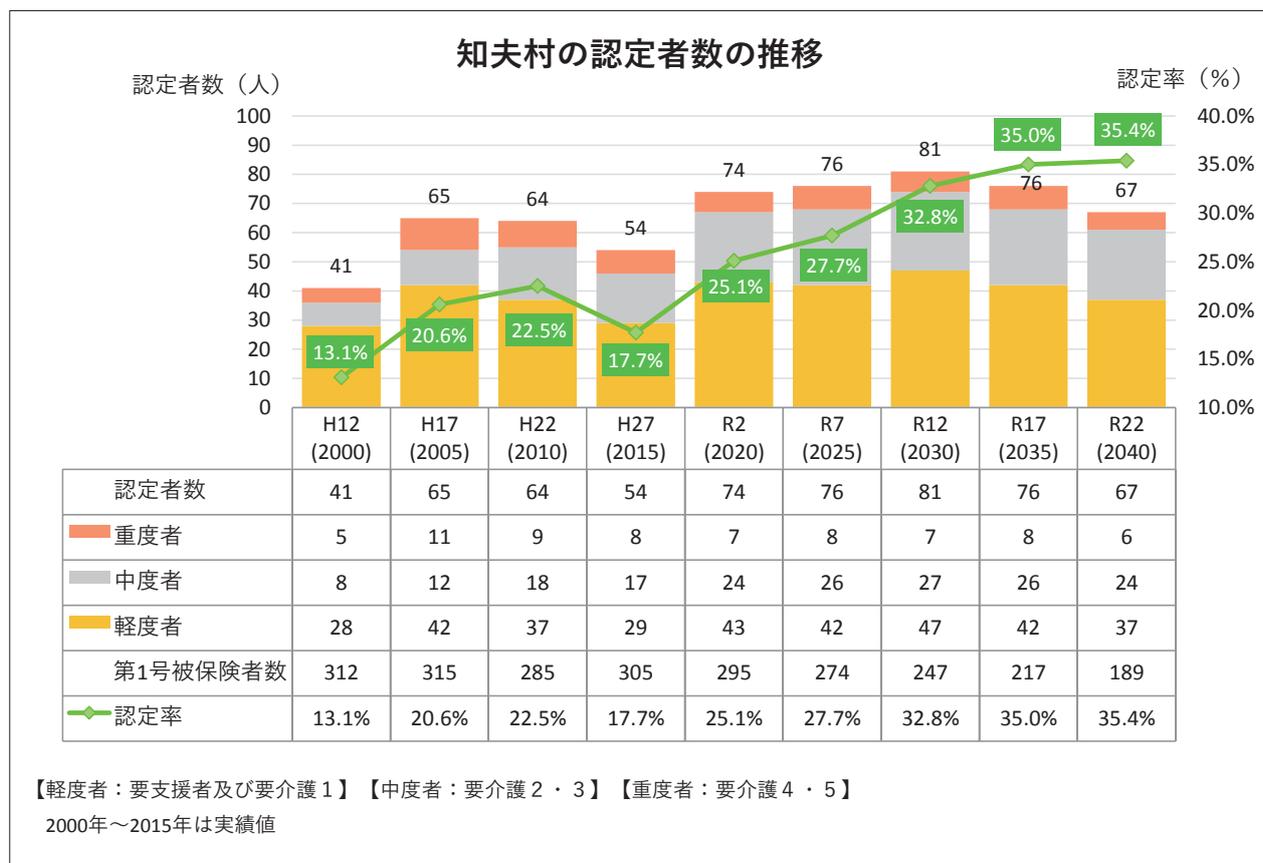
	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
西ノ島町	第1号被保険者数	1,290	1,278	1,269
	認定者数	282	282	285
	認定率	21.9%	22.1%	22.5%

4. 知夫村における認定者数の推移

知夫村における認定者数は、平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけて増加してきましたが、平成27(2015)年に一旦減少し、令和12(2030)年にかけて増加します。その後は令和22(2040)年まで徐々に減少していく見込みです。

一方で認定率については、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて大幅に下降しましたが、その後は、後期高齢者の割合の上昇に伴い、令和22(2040)年まで上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけて軽度者及び中度者の認定者数が大幅に増加しており、重度者については平成27(2015)年からほぼ横ばいで推移する見込みです。



●第8期計画期間の認定者数の推計

(単位：人)

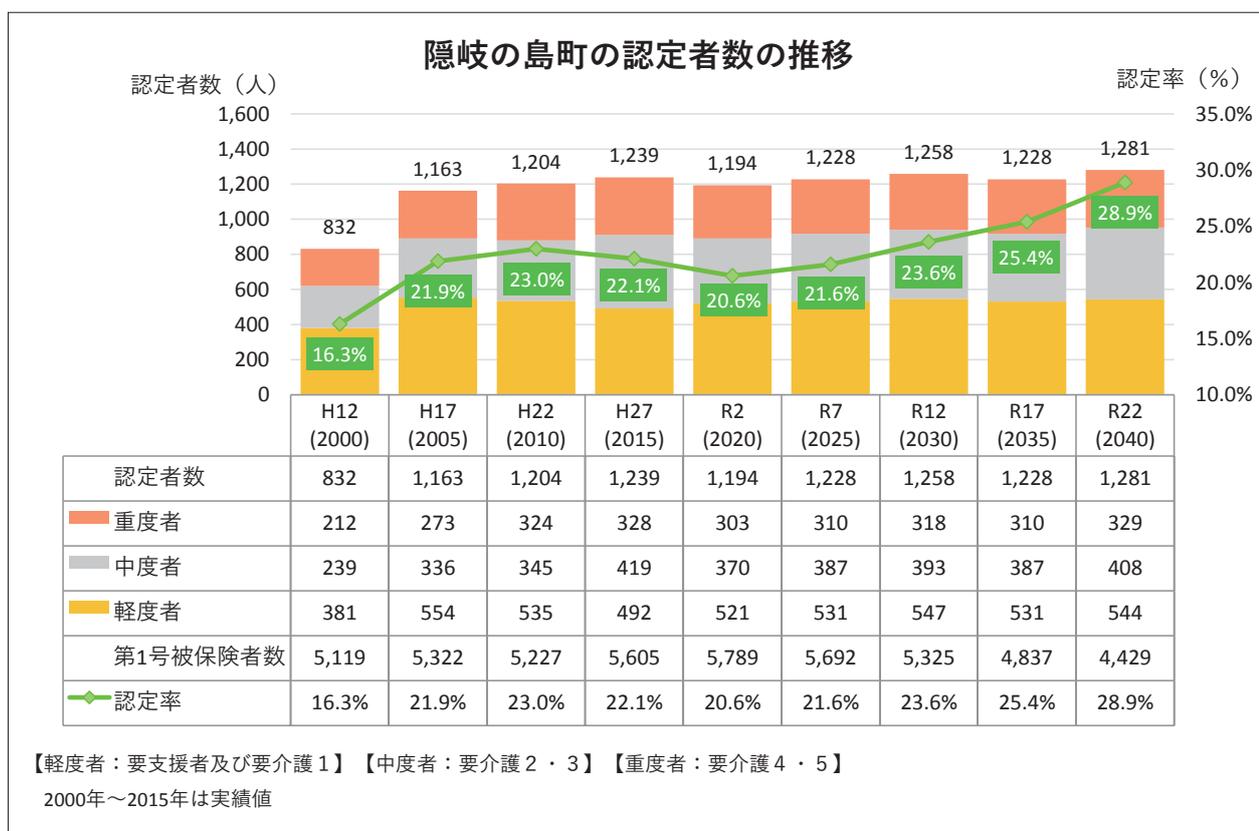
	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
知夫村	第1号被保険者数	293	285	284
	認定者数	74	74	77
	認定率	25.3%	26.0%	27.1%

5. 隠岐の島町における認定者数の推移

隠岐の島町における認定者数は、平成12（2000）年から平成27（2015）年まで増加し、令和2（2020）年にかけて緩やかに減少してきました。その後は令和12（2030）年まで増加し、令和17（2035）年に一旦減少するものの、令和22（2040）年まで再び増加していく見込みです。

一方で認定率については、平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけて下降しますが、その後は、後期高齢者の割合の上昇に伴い、令和22（2040）年まで上昇していく見込みです。

また、認定者数の内訳については、軽度者・中度者・重度者のいずれも平成27（2015）年から令和22（2040）年までほぼ横ばいで推移していくと予測されます。



●第8期計画期間の認定者数の推計

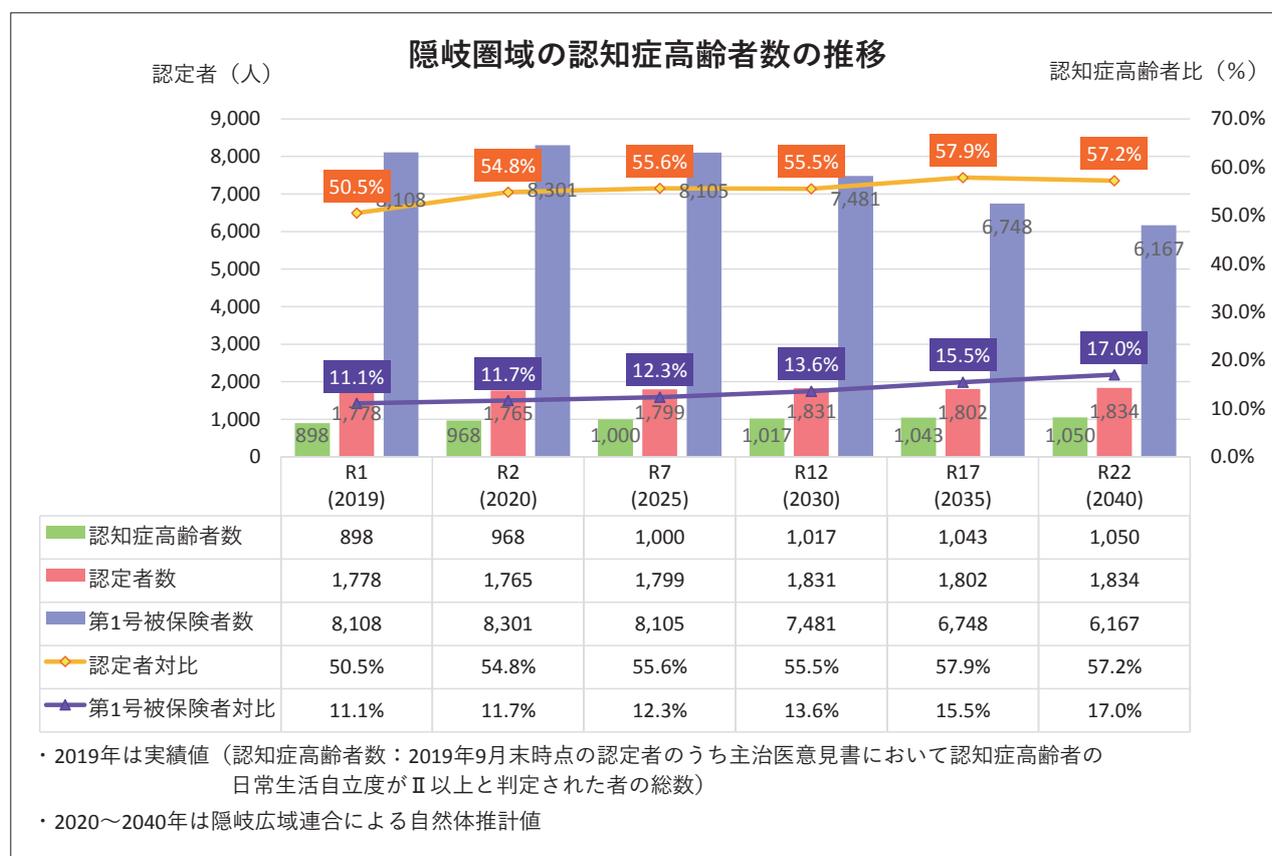
(単位：人)

	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
隠岐の島町	第1号被保険者数	5,769	5,751	5,730
	認定者数	1,204	1,217	1,217
	認定率	20.9%	21.2%	21.2%

第3節 認知症高齢者数の推移

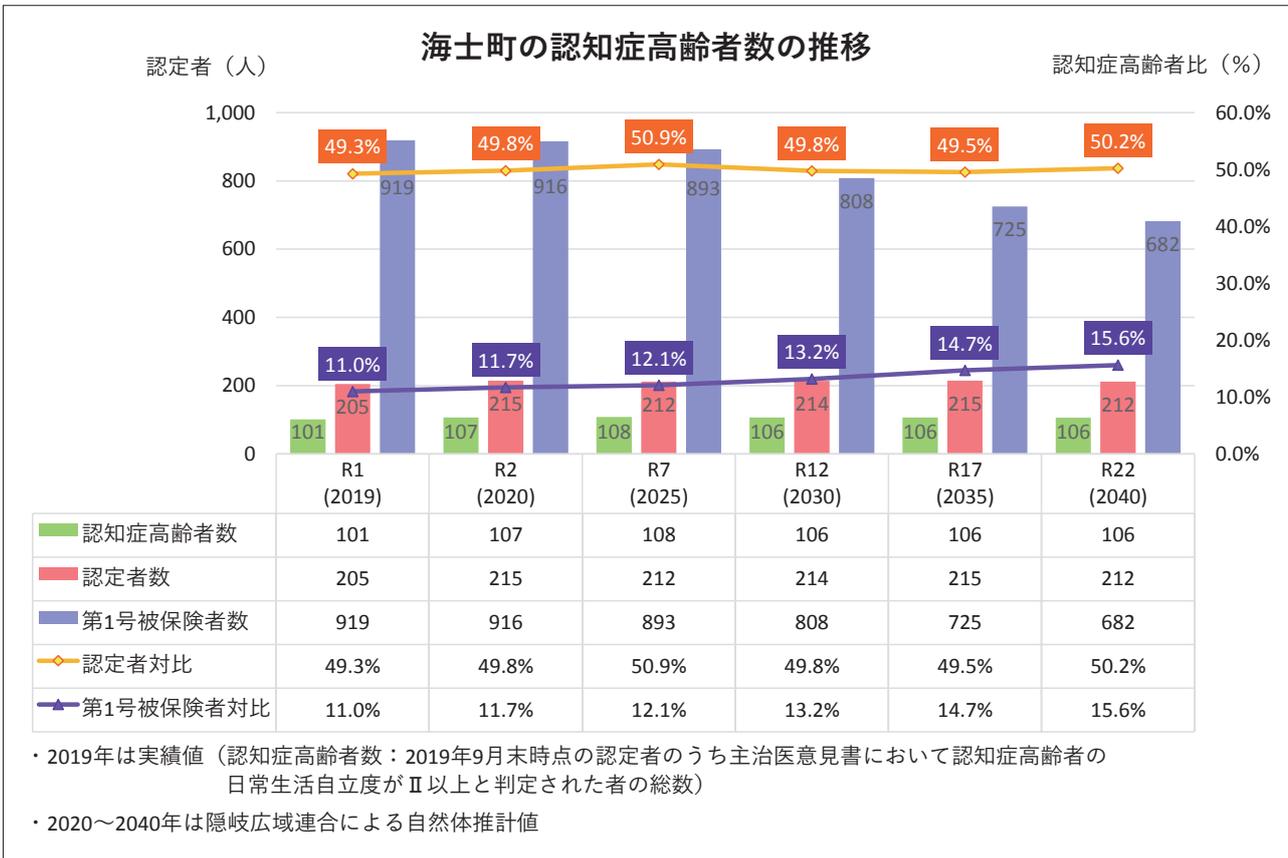
1. 隠岐圏域における認知症高齢者数の推移

隠岐圏域における認知症高齢者数は、令和元（2019）年から令和22（2040）年にかけて徐々に増加する見込みです。一方で認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和元（2019）年から令和2（2020）年の間に上昇し、令和12（2030）年まで横ばいで推移しますが、令和17（2035）年に再び上昇します。また、第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、令和元（2019）年から令和22（2040）年まで緩やかに上昇していく見込みです。



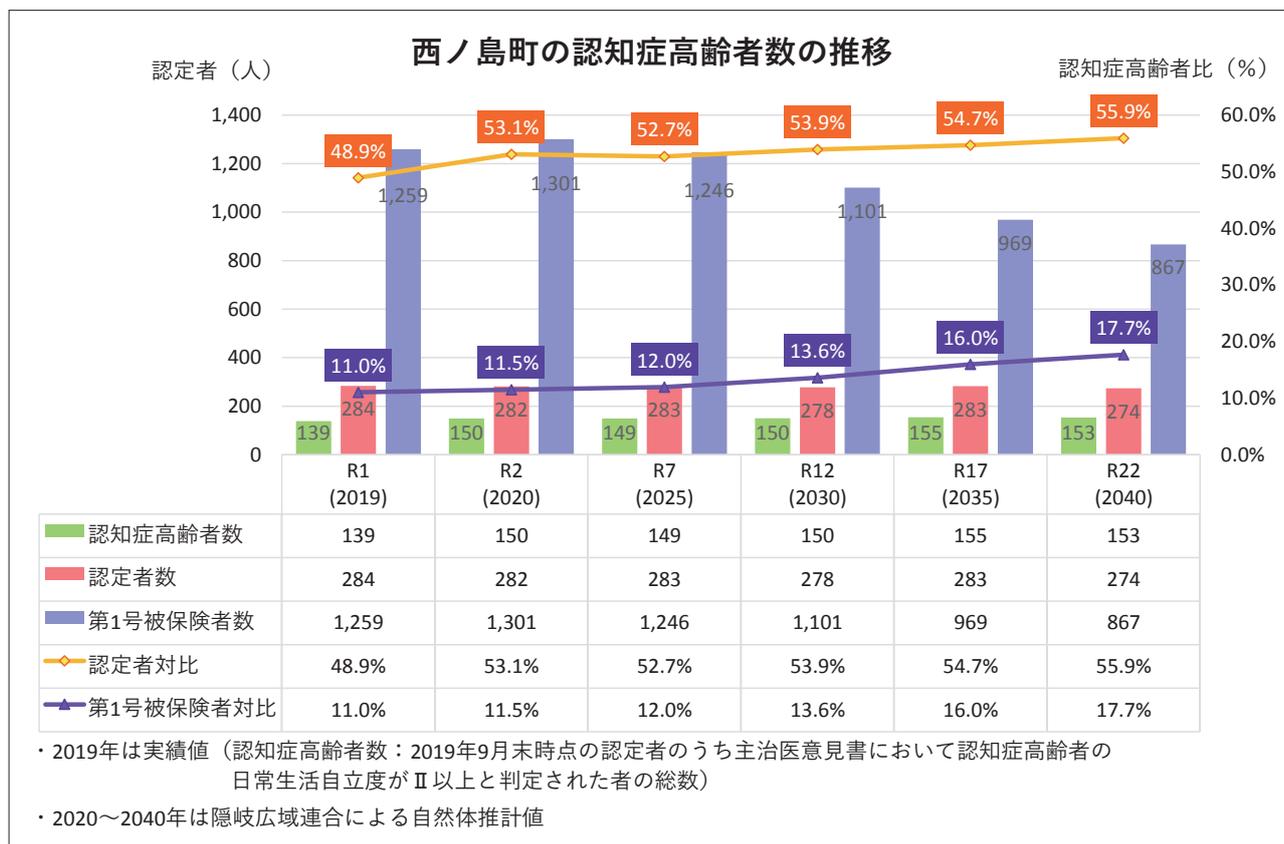
2. 海士町における認知症高齢者数の推移

海士町における認知症高齢者数は、令和元（2019）年から令和 22（2040）年まで横ばいで推移する見込みです。また、認定者に対する認知症高齢者の割合も横ばいで推移しますが、第 1 号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、緩やかに上昇していく見込みです。



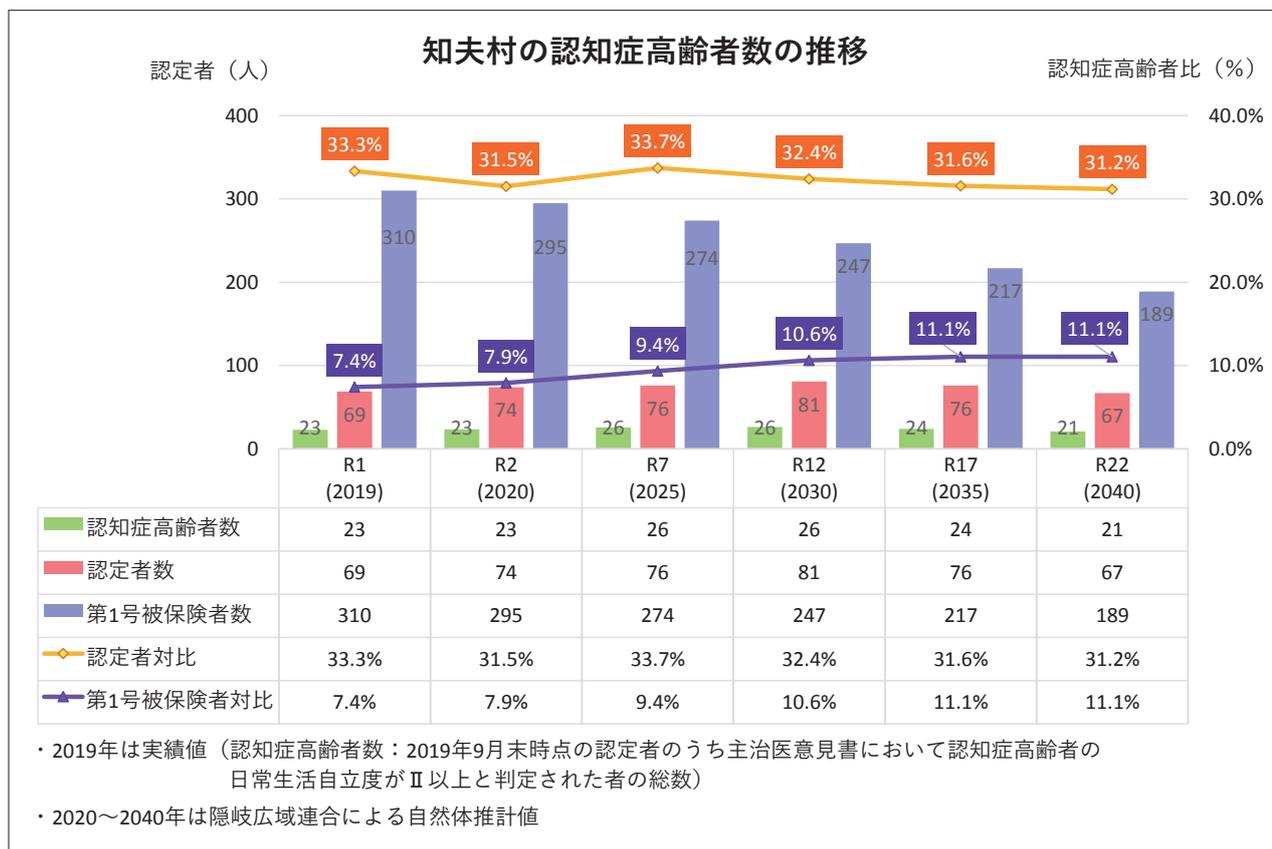
3. 西ノ島町における認知症高齢者数の推移

西ノ島町における認知症高齢者数は、令和元（2019）年から令和2（2020）年の間に増加し、その後は横ばいで推移する見込みです。一方で認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和元（2019）年から令和22（2040）年にかけて緩やかに上昇していく見込みです。また、第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合も同様に緩やかに上昇していく見込みです。



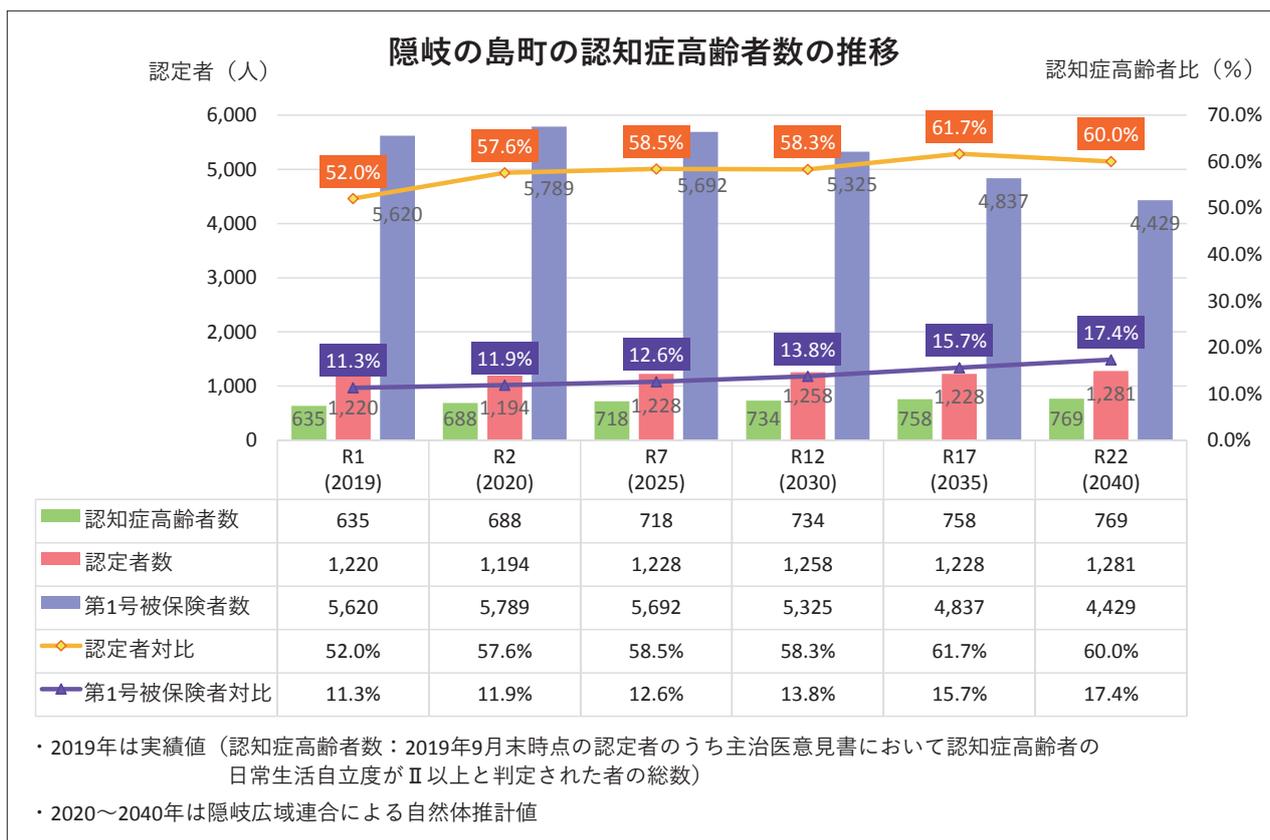
4. 知夫村における認知症高齢者数の推移

知夫村における認知症高齢者数は、令和2（2020）年から令和7（2025）年の間に増加し、令和12（2030）年まで横ばいで推移しますが、その後は徐々に減少していく見込みです。また、認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和7（2025）年から令和22（2040）年にかけて緩やかに下降していきませんが、第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、緩やかに上昇していく見込みです。



5. 隠岐の島町における認知症高齢者数の推移

隠岐の島町における認知症高齢者数は、令和元（2019）年から令和22（2040）年にかけて徐々に増加していく見込みです。一方で認定者に対する認知症高齢者の割合は、令和元（2019）年から令和2（2020）年にかけて上昇し、令和12（2030）年まで横ばいで推移しますが、令和17（2035）年に再び上昇します。また、第1号被保険者に対する認知症高齢者の割合は、令和元（2019）年から令和22（2040）年にかけて緩やかに上昇していく見込みです。



第3章 介護サービス等の実績と評価

第1節 保険給付費の推移

1. 保険給付費の推移

第2節 第7期計画値とサービス利用状況

1. 保険給付費における第7期計画値と利用状況

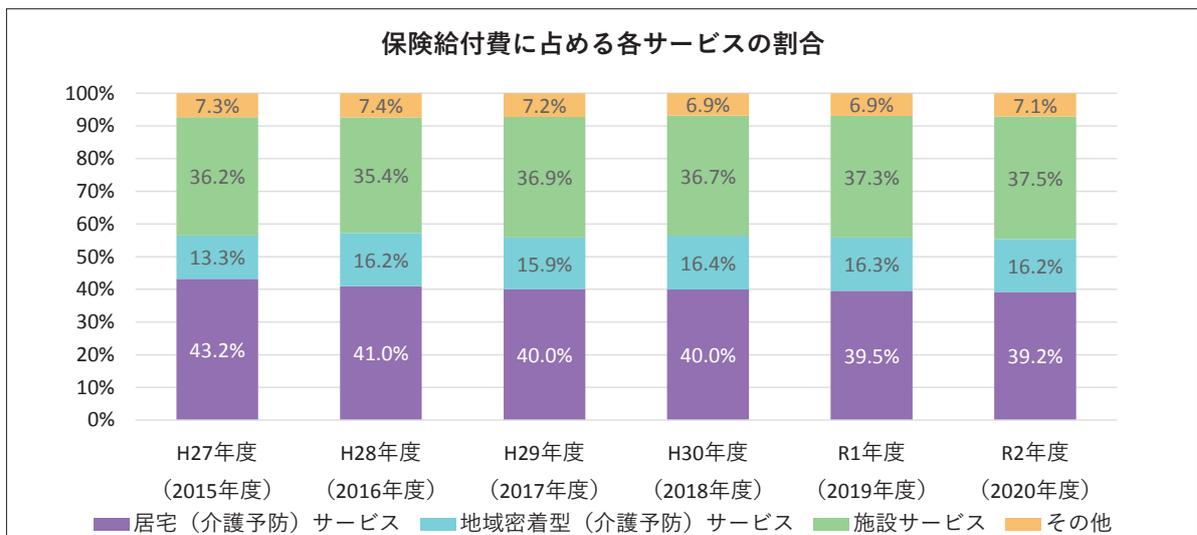
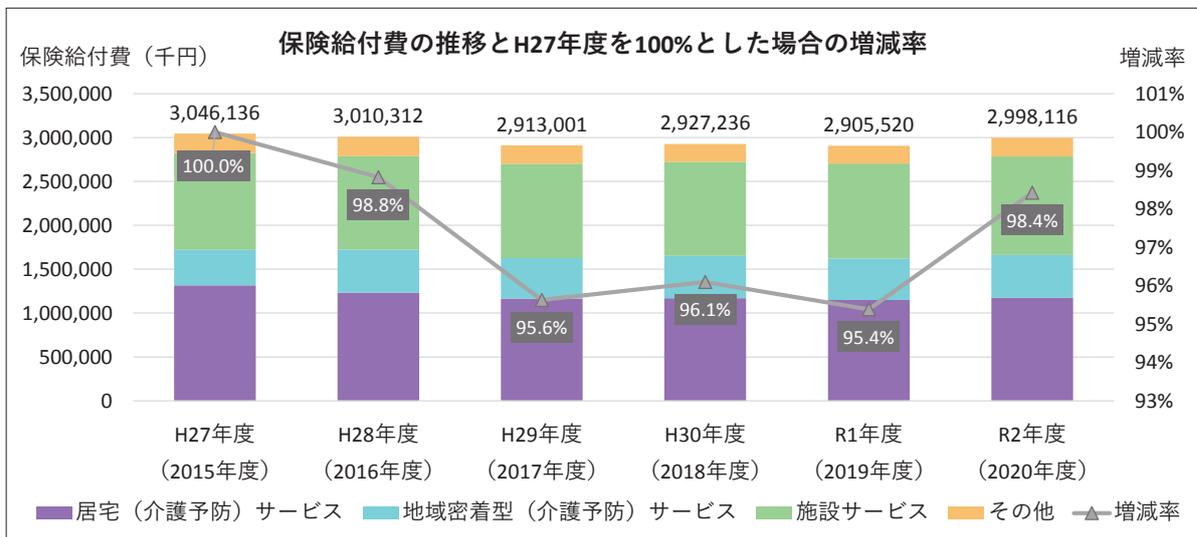
2. 地域支援事業費における第7期計画値と利用状況

第3節 サービス基盤の整備状況

第1節 保険給付費の推移

1. 保険給付費の推移

保険給付費は、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度にかけて減少していますが、これは平成29(2017)年度に保険給付であった介護予防訪問・通所介護が地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)へ移行したことが要因であると考えられます。また、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて増加していますが、これは消費増税に伴う介護報酬改定と介護職員等特定処遇改善加算の創設が要因であると考えられます。なお、保険給付費に占める割合別に見ると、平成28(2016)年度の小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行及び平成29(2017)年度の介護予防訪問・通所介護の総合事業への移行による影響を除くと、各サービスの割合に大きな増減はなく、ほぼ横ばいで推移しています。



●隠岐広域連合の保険給付費推移

(単位：千円)

サービス種類	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)
	第6期計画期間			第7期計画期間		
(1) 居宅（介護予防）サービス	1,315,600	1,234,076	1,165,472	1,170,206	1,148,975	1,176,256
訪問サービス	286,482	295,070	269,904	259,407	240,784	249,804
訪問介護	239,813	244,660	219,886	211,435	199,005	200,927
訪問入浴介護	415	21	-	-	-	414
訪問看護	26,953	29,263	27,664	24,026	20,365	26,928
訪問リハビリテーション	16,555	17,972	19,584	20,534	18,160	17,854
居宅療養管理指導	2,745	3,154	2,769	3,412	3,254	3,681
通所サービス	435,949	316,926	264,785	264,055	288,241	285,686
通所介護	379,464	260,901	207,377	206,044	221,888	212,706
通所リハビリテーション	56,485	56,025	57,408	58,011	66,353	72,980
短期入所サービス	193,029	195,348	206,457	204,024	195,555	205,344
短期入所生活介護	172,593	175,509	184,217	187,071	182,687	181,312
短期入所療養介護（老健）	20,435	19,839	22,240	16,953	12,868	24,032
福祉用具・住宅改修サービス	103,278	104,252	100,471	98,688	90,732	99,552
福祉用具貸与	85,264	90,436	86,497	85,547	78,770	85,426
福祉用具購入費	6,110	4,291	4,574	5,069	4,056	6,114
住宅改修費	11,904	9,524	9,400	8,072	7,906	8,012
特定施設入居者生活介護	164,402	193,199	206,728	222,826	212,598	215,587
介護予防支援・居宅介護支援	132,461	129,282	117,127	121,206	121,065	120,283
(2) 地域密着型（介護予防）サービス	405,983	488,334	461,736	481,415	474,108	484,955
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	544	1,047	2,938	4,161	5,067	2,765
夜間対応型訪問介護	1,017	1,141	1,300	911	-	-
地域密着型通所介護	-	93,263	84,162	89,771	81,892	94,644
認知症対応型通所介護	17,884	11,862	5,169	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	178,364	174,405	160,621	179,167	176,084	168,070
認知症対応型共同生活介護	208,174	206,617	207,546	207,405	211,065	219,476
(3) 施設サービス	1,102,134	1,066,251	1,075,345	1,074,628	1,082,389	1,123,650
介護老人福祉施設	860,021	817,978	831,252	820,923	812,773	841,056
介護老人保健施設	226,612	234,913	235,386	240,034	253,585	270,082
介護療養型医療施設	15,501	13,360	8,706	13,671	15,418	9,677
介護医療院	-	-	-	-	613	2,835
(4) 高額介護サービス費	66,073	70,160	68,341	66,800	65,269	69,380
(5) 高額医療合算介護サービス費	8,949	9,201	7,753	4,000	13,224	18,894
(6) 特定入所者介護サービス費	147,398	142,291	134,354	130,188	121,554	124,982
小計	3,046,136	3,010,312	2,913,001	2,927,237	2,905,519	2,998,117
平成27年度を100とした場合の増減率	100.0%	98.8%	95.6%	96.1%	95.4%	98.4%
(7) 審査支払手数料	3,265	2,850	2,364	2,821	2,833	2,877
合計	3,049,401	3,013,163	2,915,365	2,930,058	2,908,353	3,000,994
第1号被保険者数（月平均）	8,083	8,150	8,159	8,183	8,148	8,161
第1号被保険者1人1月あたりの給付費	31	31	30	30	30	31

※ 令和2年度見込み額。（審査月4月～9月の保険給付費の平均額×12ヶ月）

第2節 第7期計画値とサービス利用状況

1. 保険給付費における第7期計画値と利用状況

保険給付における第7期計画値との比較については、年度によってバラつきはあるものの、3カ年の計画値に対して実績値がおおよそ98%となったことから、概ね計画通りの結果となりました。

(単位：千円)

サービス種類	H30年度 (2018)			R1年度 (2019)			R2年度 (2020)		
	計画値	実績値	増減率	計画値	実績値	増減率	計画値	実績値	増減率
(1) 居宅サービス	1,216,855	1,170,206	96.2%	1,200,860	1,148,975	95.7%	1,196,339	1,175,842	98.3%
訪問介護	230,595	211,435	91.7%	229,856	199,005	86.6%	229,274	200,927	87.6%
訪問看護	30,126	22,188	73.7%	29,664	18,256	61.5%	30,060	23,613	78.6%
介護予防訪問看護	453	1,838	405.7%	453	2,109	465.6%	453	3,315	731.8%
訪問リハビリテーション	18,856	17,523	92.9%	18,494	15,524	83.9%	18,440	16,388	88.9%
介護予防訪問リハビリテーション	2,049	3,011	146.9%	1,794	2,636	146.9%	1,794	1,466	81.7%
居宅療養管理指導	3,548	3,306	93.2%	3,344	3,160	94.5%	3,306	3,262	98.7%
介護予防居宅療養管理指導	244	106	43.4%	244	94	38.5%	244	419	171.7%
通所介護	227,731	206,044	90.5%	224,153	221,888	99.0%	221,234	212,706	96.1%
通所リハビリテーション	54,187	50,647	93.5%	53,172	55,053	103.5%	52,704	57,896	109.9%
介護予防通所介護リハビリテーション	4,644	7,364	158.6%	4,644	11,300	243.3%	4,185	15,084	360.4%
短期入所生活介護	175,476	185,303	105.6%	177,103	181,132	102.3%	179,148	180,294	100.6%
介護予防短期入所生活介護	1,019	1,768	173.5%	675	1,556	230.5%	675	1,018	150.8%
短期入所療養介護(老健)	21,399	16,108	75.3%	21,158	12,746	60.2%	22,403	24,032	107.3%
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,544	845	54.7%	1,544	121	7.8%	1,544	-	0.0%
福祉用具貸与	73,881	69,640	94.3%	73,602	63,007	85.6%	73,561	66,209	90.0%
介護予防福祉用具貸与	15,578	15,907	102.1%	15,494	15,763	101.7%	15,218	19,217	126.3%
福祉用具購入費	5,066	3,570	70.5%	4,118	2,766	67.2%	4,637	4,141	89.3%
介護予防福祉用具購入費	1,466	1,499	102.3%	1,832	1,290	70.4%	1,282	1,973	153.9%
住宅改修	7,181	4,917	68.5%	7,181	4,451	62.0%	7,181	3,942	54.9%
介護予防住宅改修費	5,460	3,155	57.8%	4,400	3,455	78.5%	4,347	4,070	93.6%
特定施設入居者生活介護	206,535	214,267	103.7%	199,262	199,964	100.4%	196,774	201,616	102.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	6,432	8,559	133.1%	7,003	12,634	180.4%	7,003	13,971	199.5%
居宅介護支援	111,328	114,669	103.0%	109,773	113,341	103.3%	107,963	111,243	103.0%
介護予防支援	12,057	6,537	54.2%	11,897	7,724	64.9%	12,909	9,040	70.0%
(2) 地域密着型サービス	490,952	481,415	98.1%	480,596	474,108	98.7%	475,863	484,955	101.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,175	4,161	191.3%	2,175	5,067	233.0%	2,175	2,765	127.1%
夜間対応型訪問介護	1,390	911	65.5%	1,390	-	0.0%	1,515	-	0.0%
地域密着型通所介護	96,152	89,771	93.4%	95,104	81,892	86.1%	95,601	94,644	99.0%
小規模多機能型居宅介護	160,482	160,403	100.0%	153,272	156,650	102.2%	152,391	139,683	91.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	21,917	18,764	85.6%	22,337	19,434	87.0%	20,693	28,387	137.2%
認知症対応型共同生活介護	206,400	207,405	100.5%	203,882	210,766	103.4%	201,052	219,476	109.2%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,436	-	0.0%	2,436	299	12.3%	2,436	-	0.0%
(3) 施設サービス	1,105,463	1,074,628	97.2%	1,111,930	1,081,776	97.3%	1,128,966	1,120,815	99.3%
介護老人福祉施設	849,439	820,923	96.6%	853,887	812,773	95.2%	867,535	841,056	96.9%
介護老人保健施設	242,933	240,034	98.8%	240,710	253,585	105.3%	244,098	270,082	110.6%
介護療養型医療施設	13,091	13,671	104.4%	17,333	15,418	89.0%	17,333	9,677	55.8%
合計	2,813,270	2,726,249	96.9%	2,793,386	2,704,859	96.8%	2,801,168	2,781,612	99.3%

第7期計画期間計	計画値		実績値		増減率	
	8,407,824		8,212,720		97.7%	

※ 令和2年度見込み額。(審査月4月～9月の保険給付費の平均額×12ヶ月)

※ 第7期計画値において見込み額を掲載していないサービスを除く。(訪問入浴介護、介護医療院)

2. 地域支援事業費における第7期計画値と利用状況

地域支援事業における第7期計画値との比較については、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問介護従前相当サービス及び通所介護従前相当サービスが計画値に比べて増加していますが、総事業費については、年度によってバラつきはあるものの、3カ年の計画値に対して実績値がおおよそ100%となったことから、概ね計画通りの結果となりました。

(単位：千円)

事業区分	H30年度 (2018)			R1年度 (2019)			R2年度 (2020)		
	計画値	実績値	増減率	計画値	実績値	増減率	計画値	実績値	増減率
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	99,851	102,491	102.6%	100,058	99,841	99.8%	100,104	109,795	109.7%
訪問型サービス	16,913	18,429	109.0%	16,934	19,257	113.7%	16,991	21,513	126.6%
訪問介護従前相当サービス	16,308	17,750	108.8%	16,268	18,664	114.7%	16,258	20,833	128.1%
訪問型サービスA	605	679	112.2%	666	593	89.0%	733	680	92.8%
通所型サービス	53,287	54,929	103.1%	53,202	55,945	105.2%	53,142	57,060	107.4%
通所介護従前相当サービス	42,154	44,870	106.4%	42,128	45,925	109.0%	42,099	44,588	105.9%
通所型サービスA	10,658	9,798	91.9%	10,650	9,812	92.1%	10,643	12,187	114.5%
通所型サービスC	475	261	55.0%	424	208	49.1%	400	285	71.3%
その他生活支援サービス	6,397	6,277	98.1%	6,279	4,638	73.9%	6,274	6,613	105.4%
介護予防ケアマネジメント	10,656	10,705	100.5%	10,715	10,304	96.2%	10,778	11,067	102.7%
審査支払手数料	504	495	98.2%	497	484	97.4%	497	514	103.4%
高額介護予防サービス費相当事業等	240	99	41.3%	237	183	77.2%	237	52	21.9%
一般介護予防事業	11,854	11,557	97.5%	12,194	9,030	74.1%	12,185	12,976	106.5%
(2) 包括的線事業及び任意事業	68,145	65,313	95.8%	70,201	60,470	86.1%	72,314	78,044	107.9%
包括的支援事業	47,999	49,161	102.4%	49,072	46,514	94.8%	50,259	60,791	121.0%
任意事業	20,146	16,152	80.2%	21,129	13,956	66.1%	22,055	17,253	78.2%
(3) 包括的線事業〔社会保障充実分〕	34,680	32,068	92.5%	35,002	31,341	89.5%	35,331	35,491	100.5%
在宅医療・介護連携推進事業	5,171	6,201	119.9%	5,318	4,212	79.2%	5,418	6,180	114.1%
生活支援体制整備事業	23,540	21,376	90.8%	23,595	21,373	90.6%	23,691	22,716	95.9%
認知症総合支援事業	5,798	4,392	75.8%	5,912	5,731	96.9%	6,033	6,427	106.5%
地域ケア会議推進事業	171	99	57.9%	177	25	14.1%	189	168	88.9%
合計	202,676	199,872	98.6%	205,261	191,652	93.4%	207,749	223,330	107.5%

第7期計画期間計	計画値	実績値	増減率
		615,686	614,854

※令和2年度は見込み額。(令和2年度隠岐広域連合介護保険特別会計予算額を使用)

第3節 サービス基盤の整備状況

サービス基盤の整備については、第5期計画における小規模多機能型居宅介護事業所の整備後は新たなサービス基盤の整備は行っておりません。

なお、サービス事業者数の増減については、第7期計画期間中に訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護の休止または廃止に伴いそれぞれ1事業所ずつ減少しており、通所リハビリテーションにおいて1事業所の増加となりました。

サービス種類	海士町			西ノ島町			知夫村			隠岐の島町			計			
	5期	6期	7期	5期	6期	7期	5期	6期	7期	5期	6期	7期	5期	6期	7期	
在宅型サービス	訪問介護	1	1	1	2	2	2	1	1	1	7	6	5	11	10	9
	訪問看護	1	1	1	3	3	3	1	1	1	10	10	10	15	15	15
	訪問リハ	1	1	1	2	2	2	-	-	-	3	3	3	6	6	6
	福祉用具貸与	1	1	1	1	1	1	-	-	-	3	3	2	5	5	4
	居宅療養管理指導	3	3	3	4	4	4	2	2	2	18	17	17	27	26	26
	居宅介護支援	2	2	2	2	2	2	2	2	2	7	8	7	13	14	13
通所型サービス	通所介護	2	1	1	2	1	1	1	-	-	8	4	3	13	6	5
	地域密着型通所介護	-	1	1	-	1	1	-	1	1	-	3	3	-	6	6
	通所リハ	-	-	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	2	3
	短期生活介護	1	1	1	2	2	2	-	-	-	4	4	4	7	7	7
	短期療養介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	1	1	1	-	-	-	5	5	5	6	6	6	
居住型サービス	特定施設入居者生活介護	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	1	1	2	2	2
	介護老人福祉施設	1	1	1	1	1	1	-	-	-	3	3	3	5	5	5
	介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1
	介護老人療養型医療施設	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1
	認知症対応型共同生活介護	1	1	1	-	-	-	-	-	-	6	6	6	7	7	7
合計	14	14	15	23	23	23	7	7	7	79	76	72	123	120	117	

※在宅型・・・自宅にしながら受けるサービス

※通所型・・・事業所に出かけて受けるサービス

※居住型・・・施設（事業所）で生活しながら受けるサービス
（複合型のサービスもあるが主として行うサービスで分類）

※居宅介護支援事業所は地域包括支援センターを含む。

※ は第6期と比較して事業者数が減少、 は第6期と比較して事業者数が増加した事を示す。

第4章 海士町生活圏域地域包括ケアシステムの推進

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 生活支援サービスの充実
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 地域ケア会議の推進
5. 在宅医療・介護連携の推進
6. 認知症施策の推進
7. 高齢者の権利擁護体制の強化
8. 参考資料

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が自立した生活を送り、いきいき暮らすことが出来るように、また、介護が必要となっても重度化しないように、「自立支援、介護予防・重度化防止」のための普及や啓発や、講演会・介護予防教室等を行うことで、一人ひとりが健康について意識し行動できるよう支援します。また、高齢者が気軽に出かけられるような身近な場所での居場所づくりについても検討します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

健康福祉フェアや糖尿病教室、介護予防教室など、計画的に自立支援や介護予防のための事業等を行っており、内容については料理教室、栄養指導、リハビリスタッフによる専門的な指導など充実したものとなっています。しかし、地区によって参加人数に差があることや参加者が固定化しているため、参加していない方に向けてどう意識啓発していくのかが課題となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発の継続

- 継続して講演会や、介護予防教室等の普及啓発事業を行います。ケーブルテレビや広報の利用、各団体への声かけなどで広く周知することや、イベントの際に送迎を行うなどして、より多くの方に向けて意識啓発を行います。

介護予防教室等の開催の継続

- 継続して介護予防教室、健康教室、運動教室、料理教室、栄養指導、リハビリスタッフによる専門的な指導などを実施し、高齢者に対し介護予防や健康に対する意識啓発を行います。

気軽に寄れる居場所づくり

- 「デイサービスしか外出先がない」「自宅の近くに交流できる場がない」等の理由で家に閉じこもりがちの方がいます。高齢者を含め誰もがいつでも気軽に出かけられるよう、既存施設や空きスペース等を活用し、住民の方のニーズに合わせた場づくりやコミュニティカフェなどの交流できる拠点の整備を行います。

◎自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康福祉フェアの開催（回）	1	1	1	1	1	1
参加者数（人）	252	209	94	220	220	220

◎介護予防教室（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室（回）	77	79	62	77	77	77
健康教室（回）	2	2	2	2	2	2
運動教室（回）	18	18	17	18	18	18

※ 令和2年度は見込み値。

◎気軽に寄れる居場所づくり（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニティカフェの総数（ヶ所）	0	0	0	0	0	1

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
訪問介護従前相当サービス	介護予防・生活機能向上を目的として、生活援助を提供します。	事業対象者 要支援1・2	(福)海士町社会福祉協議会
ホームヘルプサービス	掃除、ゴミ捨て、調理等、身体介護を伴わない居宅サービスを提供します。	事業対象者 要支援1・2	海士町生活サポートセンター
通所介護従前相当サービス	通所介護事業所において、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的としたサービスを提供します。	事業対象者 要支援1・2	(福)海士町社会福祉協議会 (福)だんだん
いきいきサロン	高齢者等が身近な地区の公民館等に集まり自発的な活動をすることにより、高齢者の閉じこもり予防を図ります。	概ね65歳以上	ボランティア
健康相談、料理教室	要介護状態になることを予防するため、保健師や栄養士が地域に出かけ、保健指導や料理教室、健康教育等を行います。	概ね65歳以上	海士町
運動教室	要介護状態になることを予防するため、インストラクターによる各運動教室を開催します。	概ね65歳以上	海士町
健康教育	健康に関する講演会や研修会を開催し、高齢者等の健康に関する意識啓発を行います。	概ね65歳以上	海士町
会食サービス	高齢者の閉じこもり予防や栄養改善を目的とし、ボランティア等による会食サービスを提供します。	概ね65歳以上	地区団体 ボランティア
認知症カフェ	認知症の人やその家族等のニーズに合わせた活動や地域住民との交流、専門職への相談等を行います。	認知症の人とその家族 地域住民	海士町 (福)海士町社会福祉協議会

2. 生活支援サービスの充実

生活支援や介護予防サービスを担う事業所を支援したり、生活支援コーディネーターと協議体を活用し、地域の福祉サービスの開発や見直しに取り組んだりすることで、住民のニーズに応じた生活支援サービスの充実を図り、住み慣れた地域での在宅生活を継続出来るよう支援します。また、地域住民のお互いの支え合いにより、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

今までニーズがあれば新たなサービスを増やす等して、その都度対応してきましたが、近年、施設や制度はあるものの人材不足等により対応しきれないことも多く、この島で住み続けたいと思っても、島外に出て行ってしまいうケースも増えつつあります。町内の各事業所も人材不足には悩まされており、サービス提供の継続が難しいケースも出ています。

(2) 第8期計画の重点施策

多様な生活支援・介護予防サービスの継続

- 継続してサロンの開催、配食サービスによる見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理などの家事支援を含む多様な生活支援や介護サービスを続けられるよう、事業所と連携しこまめに情報共有しながら必要な支援を行います。

生活支援コーディネーターと協議体の取り組み

- 生活支援コーディネーターが収集した地域の要望や課題と協議体を活用し、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発や既存のサービスの見直しを行います。

地域住民同士のつながりの強化

- ゴミ捨てや食の差し入れ、声かけ・見守り等の「誰かが困っている時に誰かがお手伝いをする」そういったお互いの支え合いにより、高齢者のちょっとした困りごとを解決できるような地域を目指します。地域住民の助け合い活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを進めます。

移動手段の充実

- 買い物や受診のためバスを利用する際に、「自宅からバス停まで遠い」「便数が少ないため待ち時間が長くなる」「タクシーの利用は高額になってしまう」といった意見が聞かれます。高齢者の移動手段についての住民のニーズは多く、地域の実情に応じた新たな移動手段を検討します。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
生活支援コーディネーターの配置	高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続出来るよう、地域の要望や課題を収集し、ニーズに合わせたサービスの開発や、地域のネットワークづくりを進めます。	—	—
見守り配食サービス	食事の確保が困難な高齢者を対象に、安否確認を目的とした食事の提供を行います。	事業対象者 要支援1・2 上記に該当しない第1号被保険者のうち、特に栄養改善や見守りが必要な人	(福)海士町社会福祉協議会 (福)だんだん 海士町生活サポートセンター
介護用品支給事業	在宅介護世帯に、介護用品を購入出来る支給券を交付します。(1ヵ月あたり5,000円)	要介護4・5	海士町
介護者の集い事業	要介護者等を介護する人の交流の場を提供し、在宅介護の維持継続を図ります。	要支援及び要介護認定を受けている被保険者を介護している人	(福)海士町社会福祉協議会
外出サポート事業	外出が困難な高齢者に対し、通院時の外出支援を行います。	概ね65歳以上	海士町生活サポートセンター

3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

高齢になっても住み慣れた地域で継続して暮らしていくために、本人や家族のニーズをもとに医療や介護の関係機関と連携し、高齢者にとって安全で快適な住まいの整備を目指します。また、適切な住宅改修や既存施設のサービスの充実、新たな生活の場等について検討します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

住宅改修時に介護支援専門員や住宅改修業者と共に作業療法士が訪問し、必要な設備について助言を行うことで適切な住宅改修を行うことが出来ました。生活支援ハウスについては、現在は比較的スムーズに入居出来ています。しかし、生活支援ハウスでの生活が難しい場合に利用出来る施設が少ないことや、人材不足等により施設の役割が十分に発揮出来ないこと等が原因で、町外の施設を利用せざるを得ないケースが増えてきていることが課題となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

町内施設の機能強化

- 現在、人材不足等により施設の入力が十分に出来ないこと等により、町外の施設を利用せざるを得ないケースが増えつつあります。今後は行政が中心となり関係機関と連携し、町全体の問題として解決に向けて取り組みます。

新たな生活の場づくり

- 住み慣れた地域で暮らしていくことを望む高齢者や家族の要望、意見を聞きながら、個々のニーズに添えていけるよう、既存施設のサービスの充実や見直し、新たな生活の場づくり等について検討します。

住宅改修及び福祉用具制度の活用

- 引き続き、適切な住宅改修や福祉用具貸与により、自宅で安心して住み続けることが出来る環境を整えます。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者	事業者
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修にかかる相談の実施、住宅改修費の支給申請に必要な書類作成費を支援します。	介護支援専門員等	海士町
介護用ベッド等貸出事業	一時的に介護用ベッドを必要とする場合にベッドの貸出を行い、介護者の介護負担を軽減します。	要介護認定者 その他やむを得ない理由で介護用ベッドを必要とする人	海士町
認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所の入居者の経済的負担の軽減を図ります。	利用者負担の軽減を行っているグループホーム	海士町
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組みを総合的に支援します。	—	海士診療所

4. 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、地域包括支援センターを中心に定期的を開催されます。地域で暮らす高齢者が適切な支援を受けながら暮らし続けることが出来るよう、医療・福祉・保健・行政など高齢者を支えていく多職種の職員が意見交換や情報共有し、町全体で一体的な支援が出来る体制を目指します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

地域ケア会議は定期的を開催していますが、個別ケースの検討が中心となっており、「地域課題の把握」や「地域で適切な支援を受けることが出来る環境づくりの検討」といった部分が不十分であることが課題となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

地域ケア会議の継続

- 継続して地域ケア会議を開催します。個別ケースの検討だけでなく、地域課題の把握や地域づくりの検討も進め、関係機関が協力し合い地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

◎地域ケア会議の継続（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議（回）	19	20	12	20	20	20
地域ケア個別会議（回）	19	20	12	20	20	20

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容
地域ケア推進会議の開催	毎月第2・4水曜日に、医療・福祉・保健・行政関係者が福祉全般について協議します。
地域ケア個別会議の開催	毎月第2・4水曜日に医療・福祉・保健・行政関係者が個別ケースの検討や高齢者の支援に関すること等について協議します。

5. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、在宅医療体制の構築や関係機関の連携体制を強化し、在宅医療と介護を一体的に提供します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

町内の情報共有等は普段の電話連絡や地域ケア会議等で行われています。そのため、相談等があった際には関係機関で情報共有し必要な支援を提供します。また、平成30（2018）年には医療・福祉・保健・行政の職員が合同で「医療福祉を考える会」を開催し、多職種連携体制の強化に向けてのきっかけづくりになりました。しかし、町外の医療機関や施設とは、普段は交流が少ないことや担当者が変わってしまうことにより、共通認識されていた事項がうまく引き継がれないこと等が原因で、スムーズに退院支援が実施出来ない場合があります。

(2) 第8期計画の重点施策

在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携強化

- ▶ 医療・福祉・保健・行政の職員が、定期的に連絡体制の確認や事例の共有等を行うことで、隠岐島前病院や本土の病院から退院し在宅での医療や介護の支援が必要となる場合でも、スムーズに自宅へ帰ることが出来るよう支援します。

在宅医療に必要な関係者との連携の強化

- ▶ 継続して地域ケア会議において関係機関で情報共有をし、多職種合同の「医療福祉を考える会」等を通して協力しやすい関係を構築することで連携体制を強化し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供します。

●主な取り組み

取り組み	内容
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討	町内の各介護施設勤務の看護師との意見交換会を行います。
在宅医療・介護関係者に関する相談支援	訪問看護師（緩和ケア認定看護師）による、訪問介護員への相談支援、介護方法の提案や介護指導、各介護施設勤務の看護師からの相談支援等を行います。
医療・介護関係者の研修	医療・介護・福祉従事者を対象とした勉強会を開催します。

6. 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が今まで住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症に対する理解を深め、地域全体で見守り・支援が出来る地域を目指します。また、引き続き松江医療センターを中心とした専門相談や訪問診査、関係機関が円滑に情報共有できる体制を整えることで、認知症の早期発見・早期治療に努め、必要な支援を行います。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

松江医療センター（第7期策定時は鳥取大学）を中心とした専門相談や訪問診査を行い、認知症高齢者の早期発見、早期治療に努めています。また、平成30（2018）年には認知症ケアパスを作成、全戸配布し住民の方への周知を行いました。在宅で生活している認知症高齢者は少なくなく、重症化すると本人が施設入所や福祉サービスの利用を拒否するといった困難なケースがあります。

(2) 第8期計画の重点施策

松江医療センター訪問診査の継続

- 引き続き松江医療センターと連携し、認知症高齢者の早期発見、早期治療に努めます。

認知症高齢者の支援体制の強化

- 高齢者あんしん見守りネットワーク会議及び認知症サポーター研修の開催や、認知症ケアパスの活用、認知症カフェの開催等により、地域住民が認知症について考え、理解を深めることで、地域全体で見守り・支援が出来る地域を目指します。

認知症高齢者にかかる連携体制の継続

- 認知症支援推進員や認知症初期集中支援チーム等の活用に加え、地域ケア会議でも議題にあげるなど、関係機関が円滑に情報共有できる体制を整え、引き続き予防介入への取り組みを進めます。

◎研修等参加者について（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター研修参加者(人)	21	0	10	15	15	15
高齢者あんしん見守りネットワーク会議参加者(人)	28	48	34	50	50	50

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
認知症地域支援推進員の配置	認知症の人や家族の相談や支援を行ったり、海士町が進めている認知症に関する活動や啓発を行います。	—	—
認知症初期集中支援チームの設置	適切な支援に結びついていない認知症の人を対象に家庭訪問、医療機関や介護サービスの利用支援、症状に応じた助言などを行います。	—	—
認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者の地域での見守り体制の構築への支援や高齢者見守りネットワーク会議を実施します。	一般住民	海士町
認知症サポーター研修	キャラバンメイトによる研修を実施し、認知症サポーターを養成します。	一般住民	海士町
〔再掲〕認知症カフェ	認知症の人やその家族等のニーズに合わせた活動や地域住民との交流、専門職への相談等を行います。	認知症の人とその家族 地域住民	海士町 (福)海士町社会福祉協議会

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分2
析！
ズ結
調果
査

7. 高齢者の権利擁護体制の強化

高齢者の尊厳が尊重され、安心して暮らし続けることが出来るよう、権利擁護の制度や相談窓口や高齢者虐待防止に関することについて、各関係機関や住民の方に周知や普及啓発を行い、誰もが気軽に相談や協力が出来る地域を目指します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

町内のイベントに合わせ、チラシやポスター掲示やパンフレットの配布を行っていますが、その他の啓発活動を行うことが出来ていません。

(2) 第8期計画の重点施策

【広報・普及啓発】

- 関係機関との連携により、情報をいち早く共有し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、誰が気づいても発信出来るよう、住民の方に向けた相談窓口の案内や、高齢者虐待に関する研修会を行います。

【虐待の早期発見】

- 成年後見制度利用促進基本計画を策定し、関係機関とのネットワークを構築します。また、住民の方への情報提供や支援を行います。

【成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護の取り組みの推進】

- 成年後見制度利用促進基本計画を策定し、関係機関とのネットワークを構築します。また、住民の方への情報提供や支援を行います。

【エンディングノートの作成及び普及】

- 自己決定が難しくなっても尊厳が尊重され、その人らしく暮らしつづけるためにも、生き方や今後の思いを家族や支援者に伝えておくことは大切です。そのきっかけづくりとして、エンディングノートの作成・普及啓発を行います。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
日常生活自立支援事業	判断力が不十分な方を対象に、日常的金銭管理や様々な手続きの援助等を行います。	判断能力に不安のある方	(福)海士町社会福祉協議会
海士町成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。	概ね65歳以上	海士町
エンディングノートの普及啓発	エンディングノートを作成し、本人だけではなく家族や支援者を含んだ普及啓発をします。	概ね65歳以上	海士町

8. 参考資料

●介護サービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
訪問看護	海士町国民健康保険海士診療所	-	海士町
訪問リハビリテーション	海士町国民健康保険海士診療所	-	海士町
通所介護	(福)海士町社会福祉協議会	30	(福)海士町社会福祉協議会
通所リハビリテーション	海士町国民健康保険海士診療所	20	海士町
短期入所生活介護	諏訪苑短期入所生活介護事業所	15	(福)あま福祉会
福祉用具貸与	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
居宅介護支援	(福)海士町社会福祉協議会	-	(福)海士町社会福祉協議会
介護予防支援	海士町地域包括支援センター	-	海士町
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 諏訪苑	30	(福)あま福祉会
地域密着型通所介護	福来の里デイサービスセンター	15	(福)だんだん
認知症対応型共同生活介護	グループホーム諏訪苑	9	(福)あま福祉会

※ 島根県資料より抜粋。(令和2年9月末時点)

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
高齢者生活支援ハウス	海士町福祉センター ひまわり	20	(福)海士町社会福祉協議会
高齢者生活支援ハウス	海士町高齢者住宅 福来の里	12	(福)だんだん

※ 令和2年9月末時点。

第5章 西ノ島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 生活支援サービスの充実
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 地域ケア会議の推進
5. 在宅医療・介護連携の推進
6. 認知症施策の推進
7. 高齢者の権利擁護体制の強化
8. 参考資料

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

ニーズ調査より、介護・介助が必要になった主な原因として高齢による衰弱、視覚・聴覚障がい、骨折転倒を含む関節の病気によるものが各3割を占めており、また回答者の3割が、過去1年間で1回以上転倒経験があると回答しています。外出の多くを控えている理由としても足腰などの痛みを主訴に外出を控えているなど閉じこもりの原因となっています。高齢者の自立支援・重度化防止等にむけた保険者機能強化の取り組みがより重要となります。運動・栄養・口腔機能等の維持向上を図る介護予防について、健康教育の実施と住民主体で取り組める運動の普及や、交流・集いの場の支援を継続します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

サロン、体操教室、健康教室は各地区で目標としている回数については概ね実施できました。また、平成30（2018）年から大山地区をモデル地区として始めたまめな体操（筋力づくり体操）は、隠岐島前病院の医師やリハビリスタッフなどが住民向けの講演会等で紹介したことにより、15地区中5地区6ヵ所で活動しています。ただ、まめな体操が定着しつつある地区では、サロン、体操教室などの参加者が少なくなる傾向もあります。一方で、サロン、体操教室、健康教室は、閉じこもりや認知症を予防する目的も大きく、集いの場としての継続を希望する声もあり、住民主体で行うまめな体操の普及と行政主体の集いの場の在り方が課題と考えます。

高齢者クラブへの支援についても継続しており、活動意欲のある高齢者については、会食交流会のメンバーや、まめな体操の代表など地域づくりの担い手になってもらっています。

(2) 第8期計画の重点施策

まめな体操の普及活動

- ▶ 平成30（2018）年から大山地区をモデル地区として始めたまめな体操（筋力づくり体操）は令和2（2020）年8月1日時点で5地区6ヵ所にて開催しています。今後も他地区（団体）への普及活動を行います。また、まめな体操で行っている基本チェックリストを基にリスク項目、リスク割合について、体操を継続することによってどう改善されるのかを見極めるため、専門職を中心に協議していく必要があると考えます。また、運動機能訓練や日常生活機能など生活機能全体の向上をはかることを目的とした短期集中予防サービスの整備について検討します。

閉じこもり予防

- 閉じこもり予防を目的としてサロン、インストラクターによる体操教室や健康教室を行います。その中で医師や専門職による生活習慣予防・介護予防・重度化による予防啓発の研修会などを開催します。また、誰かと話す、笑う、楽しむ場として高齢者クラブ、グラウンドゴルフ、カラオケなどの趣味を軸にした自主的な活動や誰かと食べて交流するという地域会食交流会など、集いの場について引き続き支援を実施します。これまで培ってきた技術や、経験を有する高齢者がその能力を活用できる提供場所について検討します。

ICTの活用

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、データ放送（西ノ島チャンネル）を活用した、まめな体操、体操教室を配信することで筋力維持を促します。また、関係機関とともに健康教室等の番組を制作し、介護予防の啓発も行います。

◎まめな体操の普及活動（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動地区（団体数）	1	3	6	6	7	8
参加者（人）	20	44	62	62	65	68

※ 令和2年度は見込み値。

《参考》まめな体操の普及活動

基本チェックリスト							
リスク項目	生活総合	運動	栄養	口腔機能	外出	もの忘れ	こころの健康
リスク割合	15%	43%	0%	39%	4%	46%	57%

※大山地区を除く令和2年7月末時点

◎閉じこもり予防（実績と目標）

		実績			目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき健康サロン	回数	68	66	18	66	66	66
	人（延べ人数）	485	433	96	433	433	433
スッキリ体操教室	回数	27	24	12	24	24	24
	人（延べ人数）	231	192	72	192	192	192
健康教室	回数	7	8	2	6	6	6
	人（延べ人数）	89	102	24	72	72	72
地域会食交流会	回数	59	59	0	59	59	59
	人（延べ人数）	1,088	977	0	977	977	977

※ 令和2年度は見込み値

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
通所介護従前相当サービス	通所介護事業所において機能訓練やレクリエーションなどを行います。	事業対象者、要支援1・2	みゆき荘デイサービスセンター デイサービスセンター・シオン
訪問介護従前相当サービス	訪問介護員による生活援助、入浴見守り、服薬確認などを提供します。	事業対象者、要支援1・2	(福)西ノ島町社会福祉協議会
まめな体操	健康寿命を延ばすことを目的とした体操を住民主体で実施する活動です。西ノ島チャンネルでも放送しています。	西ノ島町住民	西ノ島町
いきいき健康サロン	住み慣れた地域で、生活意欲の向上を図るため、趣味活動・体操・ゲーム・健康講話・茶話会などを開催します。	概ね65歳以上	西ノ島町
スッキリ体操教室	介護状態になることを予防するために、インストラクターによる各種体操を行います。	概ね65歳以上	西ノ島町
健康教室	健康づくりを実践するきっかけづくりとして、医師、歯科医師、保健師、リハビリ専門職などが各地区を訪問し、講話をします。	概ね65歳以上	西ノ島町
地域会食交流会	地域のボランティア団体が会食交流会を行います。	概ね65歳以上	西ノ島町

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析
調
査
結
果

2. 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、行政、福祉事業所だけでなく、多様な事業所、地域住民の参加、高齢者自身の社会参加が必要です。各地区のニーズを把握し、生活支援コーディネーターや協議体メンバーによる支援体制の充実を図り、地域における自助・互助の取り組みを推進します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて西ノ島町全地区で座談会を実施しました。

また、生活支援コーディネーターと共に各地区での住民ニーズを把握し、地域資源マップを西ノ島町社会福祉協議会が作成しました。今後は、マップの活用方法について社会福祉協議会及び協議体を通じて協議が必要と考えます。

(2) 第8期計画の重点施策

生活支援コーディネーターと協議体の取り組み

- ▶ 生活支援コーディネーターと連携し、サロン、体操教室、健康教室、まめな体操を通じて地域のニーズ把握を行います。意欲のある町民に対しては、会食交流会、まめな体操などをおして自主活動の主体的な人物になってもらえるように働きかけ、地域資源の開発やネットワーク化を推進します。また、単身世帯や、要支援・軽度要介護高齢者が増加する中、生活支援の必要性の増加が見込まれますので、法人、商工会、協同組合、ボランティア等で形成される協議体を通じて介護保険サービスによらない在宅生活支援サービスの発掘及び事業化について検討します。

在宅生活への支援

- ▶ 現在行われているサービスの継続に努めるとともに、ヘルパーほっとサービスや、ボランティアによる有償サービスの見直しによる制度外サービスを活用し、在宅生活を支援します。

災害時の避難体制整備

- ▶ 地域の見守り体制については、民生委員に避難行動要支援者名簿を配布するなど、概ね全地区で構築されていますが、災害時の避難体制について整備されていない地区もあり、関係機関と連携し、想定される災害を基に避難体制の整備を進めます。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
生活支援コーディネーターの配置	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを協働で行います。	—	—
福祉運送（移動支援）	島内外から入退院や転院時に伴う隠岐汽船の乗降や往診の出来ない診療科通院などのための移動支援を行います。	車イスやストレッチャーを使わなければ移動が困難な高齢者及び重度身体障がい者	(福)西ノ島町社会福祉協議会 (福)西ノ島福祉会 隠岐島前病院 西ノ島町
日常生活用具貸与サービス	急な身体の状態変化などにより、支援が必要な方に介護用品を貸出します。	概ね65歳以上	(福)西ノ島町社会福祉協議会
介護用品支給事業	寝たきりの高齢者等の在宅介護に必要な介護用品（消耗品）を支給します。（1ヵ月あたり5,000円）	非課税世帯で要介護4・5の方を自宅で介護している介助者	西ノ島町
配食見守りサービス	家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ訪問により安否確認も兼ねて週1～3回まで夕食を届けます。	要支援1・2	(福)西ノ島町社会福祉協議会
	家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ訪問により安否確認も兼ねて週1～5回まで夕食を届けます。	要介護1～5	
	家族からの支援が難しく、調理が困難な高齢者の方等へ訪問により安否確認も兼ねて週1～3回まで夕食を届けます。	概ね75歳以上単身高齢者世帯、障がい者で調理困難な者	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ス調
結果
査

3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

住み慣れた町で、これまで培ってきた技術や経験を活かし、生きがいを持ちながら暮らしていけることに視点を当てて、高齢者の生活環境を整備していく必要があります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

現状の施設の建物修繕、部屋の改築等については計画的に行っています。しかし、目標としていた新たな構想の確立と整備までに至っていません。特に当町の入所施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の対象とならない方の住まいの確保が課題となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

高齢者の住まいにかかわる新たな構想の確立と整備

- 当町の入所施設の対象とならない方の住まいについては、既存の施設や短期入所の空床を有効活用するなどし、単身世帯用の住まいの確保に努めます。また、今後の町営住宅の建設について高齢者の暮らしに配慮した建設及び環境整備について関係機関とともに検討します。

◎高齢者の住まいにかかわる新たな構想の確立と整備（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単身世帯用住まいの整備（床）	0	0	0	0	2	2

※ 目標値については、66歳～105歳の公的年金非課税者と課税対象者の割合を算出し、現在当町での入居者及び待機者の年齢別割合に課税対象者の割合を当てはめて算出。

4. 地域ケア会議の推進

各事業所の代表者が、高齢者に対する支援の課題解決などを図るとともに地域の課題を吸い上げ、検討する地域基盤整備の核となる場として継続します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

医療及び福祉関係者が養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議する地域ケア推進会議（12回／年）、個別事例に対する検討を行うケース検討会〔地域ケア個別会議〕（24回／年）を開催しているほか、サービス担当者会議は随時開催しています。加えて医療及び福祉関係者がそれぞれ持っている情報を共有し、地域の課題について検討し取り組んでいます。また、日ごろから関係機関同士が連絡を密にとり、地域の課題の把握に努めています。

(2) 第8期計画の重点施策

地域ケア会議の充実

- 医療・福祉関係者との地域ケア推進会議（12回／年）やケース検討会（24回／年）、担当者会議（随時）等を継続し、引き続き地域の課題の把握及び協議に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ICTを活用した会議を行っています。今後も災害発生時、感染症発生時を見据え平時でも定期的にオンライン会議を実施します。

◎地域ケア会議の充実（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議（回）	12	11	12	12	12	12
ケース検討会（回） 〔地域ケア個別会議〕	24	24	24	24	24	24

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容
地域ケア推進会議の開催	毎月第3火曜日に医療及び福祉関係者が養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議します。
ケース検討会の開催 【地域ケア個別会議】	毎月第2、第4木曜日に町内の介護支援専門員が担当している各ケースについて、主治医、看護師、リハビリ専門職、各事業の担当者等が一堂に会して個別事例について協議します。

5. 在宅医療・介護連携の推進

要支援等高齢者の介護予防などに対しケアマネジメントを行う地域ケア個別会議（ケース検討会・サービス担当者会議）により、個別ケースの支援内容や支援方法を検討することで、自分らしい暮らしを続けることができるよう支援します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

地域ケア推進会議（12回/年）、ケース検討会議（24回/年）、担当者会議（随時）を継続的に実施することにより、関係機関との連携を密にすることができました。

(2) 第8期計画の重点施策

在宅医療・介護連携に関する各種会議の継続

- 医療サービス、介護サービスの各サービスが点ではなく線でつながるように多職種で一体性をもった連携をしていくためにも、地域ケア推進会議（12回/年）、ケース検討会議（24回/年）、サービス担当者会議（随時）を今後も開催します。また、それぞれのサービスでの観察を共有し、予測性を持った対応をとることで当事者や家族の不安を取り除き、安心感をもって地域で生活できることを目指します。また、ニーズ調査の中で「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」と36%が回答しています。咀嚼機能、口腔機能などの口腔健康管理についても多職種が意識をし、歯科医、歯科衛生士、言語聴覚士、管理栄養士との連携体制を構築していくことを目指します。

ターミナルケアの在り方の検討

- 患者や家族の希望に沿ったターミナルケアの在り方について多職種間で共通の認識をもち、最後の場を病院、老人ホーム、自宅と選択できるよう体制を維持します。

法人連絡会及び日向喫茶の継続

- 平成28（2016）年11月に西ノ島町社会福祉協議会が中心となり、町内にある3法人（西ノ島町社会福祉協議会、西ノ島福祉会、シオンの園）が「地域における公益的な取り組み」等の意見交換・情報交換を行うことを目的に法人連絡会を発足しました。平成29（2017）年4月からは、隠岐島前病院、隠岐保健所、町も参加し、サービスに繋がっていない高齢者や障がい者を対象とした地域交流サロン『日向喫茶』を開催しています。継続的に開催し、外出と他者との交流機会を設けたことでサービスに繋ぐことができる貴重な資源の一つとなっています。今後も法人が主体となって開催される連絡会及び日向喫茶への協力・支援を継続します。

◎法人連絡会及び日向喫茶の継続（実績と目標）

		実績			目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人連絡会（回）		12	11	8	11	11	11
日向喫茶	回数	8	11	5	11	11	11
	人数	88	143	52	143	143	143

※ 令和2年度は見込み値。

《参考》ターミナルケアの在り方の検討（平成30年度人口動態調査死亡の場所別より抜粋）

	病院 (診療所, 介護医療院含む)	老人ホーム	自宅	その他
全国	77%	8%	14%	2%
島根県	75%	12%	11%	3%
西ノ島町	51%	31%	17%	1%

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
〔再掲〕ケース検討会の開催 【地域ケア個別会議】	毎月第2、第4木曜日に町内の介護支援専門員が担当している各ケースについて、主治医、看護師、リハビリ専門職、各事業の担当者等が一堂に会して個別事例について協議します。	—	—
法人連絡会の開催	西ノ島町内にある3法人と隠岐島前病院、西ノ島町、隠岐保健所が協力して包括的な取り組みについて協議します。	—	—
日向喫茶	サービスに繋がっていない高齢者や障がい者を対象に外出と他者との交流の機会を設けます。	サービスに繋がっていない高齢者や障がい者	(福)西ノ島町社会福祉協議会 (福)西ノ島福祉会 隠岐島前病院 隠岐保健所 西ノ島町
在宅医療・介護連携相談窓口の設置	地域の医療・介護関係者等からの在宅医療、介護サービスに関する相談の受付を行い、各関係機関と本人、家族の要望を踏まえた連携を支援します。	—	—

6. 認知症施策の推進

認知症の方やその家族が生活上の困難が生じた場合でも、周囲や地域の理解と協力のもと住み慣れた地域の中で、自分らしく暮らし続けることができるよう相談支援の充実や情報提供を行います。また、認知症は誰もがなりうるものであるということを知ってもらうため住民を対象とした認知症の理解を深めるための啓発活動を実施します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

認知症の早期発見を目的とし、初期症状に焦点をあてた質問項目や初期の相談窓口を明確化したケアパスを作成し、認知症地域支援推進員による認知症についての啓発を実施しました。作成したケアパスを使い、今後も認知症地域支援推進員と連携し認知症の方とその家族が安心して地域で暮らしていけるよう支援のありかたを検討します。

(2) 第8期計画の重点施策

認知症ケアパスの有効活用

- 認知症は誰もがなりうるものであるということを踏まえ、認知症に不安を感じる前に認知症ケアパスを手にとってもらうことが重要と考えます。そのためには、ただ配布するだけでなく、初期集中支援チームで有効活用できる配布の工夫など検討します。

初期集中支援チームとの連携及び認知症地域支援促進員との活動

- 町内で行われているサロン等に出向いて、住民に対して、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている現状について理解してもらえよう啓発を行っていきます。また、世界アルツハイマー月間である9月に合わせて、認知症介護者のつどいの開催を計画します。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者	事業者
初期集中支援チームの設置	認知症が疑われる方で適切な医療や介護を受けられるように医師、看護師、認知症地域支援推進員とともに支援を行います。	認知症と疑われる方とその介護者など	西ノ島町
認知症地域支援推進員の配置	認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する介護福祉士が、認知症の人や家族等への相談や医療・介護の支援ネットワークの構築を協同で行います。	—	—
認知症介護者のつどい	本人同士、介護家族が集まり、介護の相談、情報交換、勉強会などを行います。	認知症本人とその介護者など	西ノ島町
認知症ケアパスの配布	認知症となっても住み慣れた地域で暮らしを続けるために、症状の変化に合わせてどのようなサービスがあるのかをまとめた「認知症ケアパス」を配布します。	西ノ島町住民	西ノ島町

7. 高齢者の権利擁護体制の強化

高齢者の権利擁護について、町民や各関係機関に制度等について適切な情報提供を行い、普及啓発を図るとともに、成年後見制度・日常生活自立支援事業等適切な利用ができるよう支援します。また高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができるよう医療・福祉関係者と連携をとり、高齢者の状況把握に努めます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

地区に出かけて講演会を実施し、成年後見制度についての普及・啓発をしていくことを目標としていましたが、地区毎での講演会等は実施できませんでした。ただ、法人向け及び町民向けの成年後見制度についての講演会は障がい分野と連携し実施することができました。虐待の予防・早期発見については、ケース検討会、サービス担当者会議等での高齢者の状況把握や、医療・福祉関係者と連携することにより、早期介入することができました。

(2) 第8期計画の重点施策

高齢者の権利擁護

- 西ノ島町として成年後見制度の利用を促すために必要とされる関係団体のネットワークの中心を担う中核機関の設立について検討し、家庭裁判所、弁護士会などの法律専門職、医療福祉関係団体と連携し、相談対応などについて対応できるよう努めます。また弁護士等の専門職のみで後見業務を受任することは限界があるため、親族後見及び法人後見の受任について推進していくためにも障がい部局と連携し、法人後見支援事業を活用するなど、法人及び町民向けの研修を開催するなど普及啓発を行います。

高齢者の虐待予防

- 医療・福祉関係機関・民生委員等と連携をとり、高齢者の状況把握に努めるとともに、虐待を未然に防ぐことや見守り強化を目的に、町民に対して高齢者虐待について予防啓発を実施します。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。	判断能力に不安のある方	(福)西ノ島町社会福祉協議会
西ノ島町成年後見制度利用支援事業	後見等の審判請求にかかる費用負担が困難な者に対して、その費用を助成します。	日常生活を営むのに支障のある認知症高齢者 知的障がい者 精神障がい者	西ノ島町
特定援助対象者法律相談	資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からの申込みにより、弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行います。	高齢・障がい等で認知機能が十分でない方	法テラス

8. 参考資料

●介護保険サービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	(福)西ノ島町社会福祉協議会	-	(福)西ノ島町社会福祉協議会
訪問介護	サポートセンターみゆき	-	(福)西ノ島福祉会
訪問看護	西ノ島町国民健康保険浦郷診療所	-	西ノ島町
訪問看護	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
訪問リハビリテーション	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
通所介護	みゆき荘デイサービスセンター	20	(福)西ノ島福祉会
通所リハビリテーション	隠岐広域連立立隠岐島前病院	-	隠岐広域連合
短期入所生活介護	養護老人ホーム みゆき荘	4	(福)西ノ島福祉会
短期入所生活介護	和光苑短期入所生活介護事業所	7	(福)西ノ島福祉会
特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型特定施設みゆき荘	50	(福)西ノ島福祉会
福祉用具貸与	福祉用具のさか	-	(有)坂 設備
特定福祉用具販売	福祉用具のさか	-	(有)坂 設備
居宅介護支援	(福)西ノ島町社会福祉協議会	-	(福)西ノ島町社会福祉協議会
介護予防支援	西ノ島町地域包括支援センター	-	西ノ島町地域包括支援センター
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 和光苑	50	(福)西ノ島福祉会
介護療養型医療施設	隠岐広域連立立隠岐島前病院	8	隠岐広域連合
地域密着型通所介護	ございな(デイサービスセンター)	7	(福)シオンの園
小規模多機能型居宅介護	本郷小規模多機能型居宅介護事業所	25	(福)西ノ島社会福祉協議会

※ 島根県資料より抜粋。(令和2年9月末時点)

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
養護老人ホーム	養護老人ホーム みゆき荘	50	(福)西ノ島福祉会

※ 令和2年9月末時点。

●その他の事業

事業名	内容	対象者	事業者
携帯電話購入費助成事業	短縮ボタン、GPS機能の付いた携帯電話購入の際にかかる費用の3分の2(上限5,000円)を助成する事業。	75歳以上の単身の高齢者や重度心身障がい者等	西ノ島町

第6章 知夫村生活圏地域包括ケアシステムの推進

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 生活支援サービスの充実
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 地域ケア会議の推進
5. 在宅医療・介護連携の推進
6. 認知症施策の推進
7. 高齢者の権利擁護体制の強化
8. 参考資料

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

生活機能低下をきたす要因としての疾病管理、筋力低下防止、低栄養、口腔ケアについて健康教育を実施し、生活習慣病の悪化防止及び要介護状態を予防します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

村内7地区において月1～2回の健康づくりサロンを実施し、地域住民が気軽に参加できる交流の場を築いています。また、健康づくりサポーターを中心として健康づくり事業等を開催し、役場の健康運動指導士が各地区に出向き、講話や新しい運動等を提案する等介護予防に努めました。しかし、教室の参加者は女性が中心であり、男性への働きかけは、自主的な集まりや個別での関わりになっているため、仲間同士で声掛けや生活支援コーディネーターによるネットワークの構築などの工夫が必要になります。

(2) 第8期計画の重点施策

介護予防の普及啓発

- ▶ 住民全体による全7地区での健康づくり交流事業・サロンを継続して実施します。また、モデル事業として取り組んでいる通いの場での体操教室を継続的に実施し、他地区にも効果が波及するよう努めます。サロンや健康相談に参加できていない高齢者を対象に、生活支援コーディネーターとの連携のもと介護予防事業の普及啓発を図ります。

重度化予防の推進

- ▶ 各地区通いの場において、低栄養・口腔機能低下予防・認知機能低下予防に関わる健康相談及び講話を実施します。また、サービスを利用していない方に対し訪問等を実施し、必要なサービスへの接続を促すなどフレイル予防を図ります。

介護予防教室

- ▶ 生活支援コーディネーターや健康運動推進員の協力の下、現在実施している教室の精査を行い、地域住民が参加しやすい事業とします。

◎介護予防の普及啓発（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康づくりサロンの開催（回）	10	7	7	7	7	7
健康づくり教室（回）	17	19	12	12	12	12
健康づくりサポーター研修（回）	2	1	1	1	1	1
歯科健康教室（回）	7	7	1	7	7	7

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
訪問介護相当サービス	介護予防・生活機能向上を目的として、生活援助を提供します。	事業対象者 要支援1・2	(福)知夫村社会福祉協議会
通所介護相当サービス	介護予防を目的として、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係るサービスを提供します。	事業対象者 要支援1・2	(福)知夫村社会福祉協議会
地域組織育成・支援事業	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、活動的な生活が継続できるよう、地域組織の育成を図るとともに、各地域で自主的に介護予防活動を行います。	概ね65歳以上	食生活改善協議会
いきいきサロン	介護予防、生活支援、社会参加・活動の場を提供することを含めて地区が主体となって集会所に集まり、体操、レクリエーション、交流などを行います。	概ね65歳以上	村内7地区
ふれあいサロン	社会参加・活動の場を提供することを含め、空き店舗に集まり、他地区の高齢者との交流を行います。	概ね65歳以上	ボランティアグループ
転倒予防教室	保健師等が寝たきり防止を目的とした指導・助言、意識啓発を行います。	概ね65歳以上	知夫村
いきいきデイサービス	生活指導や体力測定、運動教室や介護予防教室を実施し、要介護状態の軽減、栄養の改善を図ります。	概ね65歳以上	(福)知夫村社会福祉協議会
介護予防教室	講演会や講話等を実施し、要介護状態の予防を図ります。	概ね65歳以上	知夫村
健康相談	介護状態になることを予防するため、保健師等が指導・助言意識啓発を行います。	概ね65歳以上	知夫村
健康づくりサロン	各地区集会所等を利用し、予防体操などを行い、身体の悪化防止を図ります。	概ね65歳以上	(福)知夫村社会福祉協議会
健康づくり教室	介護予防、生活支援、社会参加・活動の場を提供することを含め、地区が主体となって集会所に集まり、体操、レクリエーション、交流などを行います。	概ね65歳以上	村内7地区
健康づくりサポーター研修	サポーターの活動における知識や技術を深めるための研修を行います。	各地区健康づくりサポーター	知夫村 (福)知夫村社会福祉協議会
歯科健康教室	歯科医師による歯科口腔保健についての講話や口腔ケアの指導を実施し、介護予防を実践できるよう知識と技術の普及を図ります。	概ね65歳以上	知夫村

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ズ調
果査

2. 生活支援サービスの充実

関係主体間の定期的な情報共有及び連携の場を通して、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行っていきます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

年8回程度の協議体を実施し、生活課題の把握等の協議を行いました。エンディングノートの開発や、配食サービスの精査を実施し、より住民にとって使いやすいサービスの構築を図りました。買い物支援サービスや定期バスの運営等については、十分な検討に至らず、引き続き関係機関と連携、検討します。また、住民が主体となった健康づくりサロンは継続を目指し、支援方法を常に検討します。

(2) 第8期計画の重点施策

生活支援コーディネーターと協議体の取り組み

- 引き続き協議体を開催し、地域の課題・ニーズについて把握し、新たなサービスの開発、また既存のサービスのあり方などについて協議を行います。

住民が主体となった生活支援の取り組み

- 全7地区でのサロンを継続して実施します。住民主体である活動であることを踏まえ、行政や生活支援コーディネーターによるサポートを活用しながら多数の方に参加してもらえる場としていきます。また、生活支援コーディネーターが少ないため、研修会に参加し増員できるように努めます。

◎住民が主体となった生活支援の取り組み（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター養成研修参加者（人数）	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
生活支援コーディネーターの配置	介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。	—	—
協議体の設置	生活支援サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置します。	—	—
ふれあい配食サービス	栄養改善及び安否確認を目的として食事の提供を行います。	総合事業対象者 要支援1・2	(福)知夫村社会福祉協議会
いきいき配食サービス	栄養改善が必要な高齢者に対し、健康で自立した生活を確保し、自立生活の維持支援を図ります。	概ね65歳以上	(福)知夫村社会福祉協議会
介護用品支給事業	高齢者を介護している家族に対して、経済的負担の軽減を図るために介護用品を支給します。(1ヵ月あたり5,000円)	要介護4または 要介護5の高齢者を 介護する家族	(福)知夫村社会福祉協議会
家族介護者交流事業	要介護状態の高齢者を介護している家族に対し、交流やレクリエーションにより介護者の悩みやストレスの解消を図り、介護者の健康を保ち、介護が継続できるように支援します。	要介護状態の高齢者を 介護している 家族	(福)知夫村社会福祉協議会

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ス調
果査

3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

高齢者のニーズに応じた多様な住まいづくり、居住の安定に向けた体制の確保に努め、身近な地域で高齢者が安心して暮らせる環境をつくります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

長年住み慣れた家で暮らしている高齢者に対し、必要に応じて、住宅改修や福祉用具の購入を提案し、平成31（2019）年4月からは、訪問看護を開始し、在宅生活を送れるように生活環境の整備を行いました。また、生活支援ハウスの利用希望者については、現在空室もあり現状の人員数で対応できていますが、今後も増えるようであれば人員不足が課題となります。

(2) 第8期計画の重点施策

在宅生活への支援

- 訪問看護等在宅で継続して生活していけるよう必要なサービスの継続を進めます。また、住宅改修や福祉用具の利用については、介護支援専門員と、OT・PTが連携することで高齢者が暮らしやすい環境を整備していく体制を継続します。

生活支援ハウス

- サービス利用者の増加に伴い、専門職の不足が進んでいます。人材確保に向けてさらに力を入れ早急な対応を図ります。
- 引き続き行政から生活支援ハウスへの看護師派遣を実施し、医療機関との連携を図ります。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
知夫村指定管理事業 【高齢者生活福祉センター招 福苑 居住部門事業】	介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。	概ね65歳以上	(福)知夫村社会福祉協議会
訪問看護サービス	訪問看護等在宅で継続して生活していけるよう必要なサービスの提供をします。	概ね65歳以上	知夫村

4. 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、包括的かつ継続的なケア体制の構築を行います。また、個別事例の検討を通じて、多職種協同によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげていきます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

地域ケア会議における個別ケースの検討については定期的に行っており関係機関との連携はとれています。地域課題の解決に向けた取り組みの実施が一部できていないため、関係機関の拡大、更なる連携を図ります。

(2) 第8期計画の重点施策

医療機関とのスムーズな連携の実施

- ▶ 地域ケア会議等において医療機関との情報共有を図り、訪問看護や介護サービス等必要な支援を受けられる体制を維持します。

他会議との連携

- ▶ 課題解決に至らないケースについては、地域ケア会議だけでなく他の会議においても検討し、解決できるように努めます。

◎地域ケア会議の開催（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議（回）	2	2	2	2	2	2
ケース検討会（回） 【地域ケア個別会議】	12	12	6	12	12	12

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容
地域ケア推進会議の開催	地域ケア推進会議は、ケース検討会（地域ケア個別会議）において出された地域課題の検討を行い、政策につなげます。会議は知夫村、医療機関、(福)知夫村社会福祉協議会から構成されます。
ケース検討会の開催 【地域ケア個別会議】	地域ケア会議は、高齢者の課題解決に対する支援並びに自立支援に資する介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上を目的として月に1回の定期開催及び緊急時に随時行います。また、地域課題の検討、きめ細やかな情報収集に努めます。会議は、知夫村、医療機関、(福)知夫村社会福祉協議会から構成されます。

5. 在宅医療・介護連携の推進

医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

隠岐島前病院との連携は診療所、招福苑を通じ連携がとれています。今後も密な連携を図り、よりスムーズなサービス実施に繋がる環境を整備します。

(2) 第8期計画の重点施策

医療機関とのスムーズな連携の実施

- 地域ケア会議等において医療機関との情報共有を図り、訪問看護や介護サービス等必要な支援を受けられる体制を維持します。

●主な取り組み

取り組み	内容
地域包括ケアシステム関係機関連絡会議の開催	年に1回程度、在宅医療と介護連携を中心とした多職種協働の進め方について研修を行います。 なお、地域包括ケアシステム関係機関連絡会議の構成は、知夫村、医療機関、(福)知夫村社会福祉協議会から構成されます。
在宅医療・介護連携推進事業に係る相談窓口の設置	知夫村、地域包括支援センターが医療的な課題を抱える事例に対応します。
〔再掲〕 ケース検討会の開催 【地域ケア個別会議】	高齢者の課題の解決に対する支援並びに自立支援に資する介護支援専門員のケアマネジメント実践力向上を目的として月に1回程度、多職種が協働して個別ケースの支援の内容を検討します。 なお、地域ケア個別会議は、知夫村、医療機関、(福)知夫村社会福祉協議会から構成されます。

6. 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、認知症の人を地域で支えるしくみづくりを推進します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

認知症地域支援推進員を中心に認知症対策を実施しイベントごとに啓発を行いました。認知症に対する正しい理解が不足していることから、さらなる普及・啓発や地域の見守り体制を充実していくことが課題となっています。

また、認知症ケアパスについては地域の必要な社会資源の把握ができず作成には至りませんでした。

(2) 第8期計画の重点施策

認知症ケアパスの作成及び普及

- 地域の必要な社会資源の把握をして、認知症ケアパスの作成を進めます。また、住民に周知することにより、早期から適切な医療・介護サービスを受けられる体制を整えていきます。認知症の人や家族が安心して生活していける環境を整備します。

認知症への理解の促進

- 認知症地域支援推進員や保健師により各地区のサロンや健康診断、結果説明会時に認知症予防啓発活動を継続して実施していきます。また、普及啓発事業として社会福祉協議会による学校での認知症講座も引き続き実施します。

◎認知症地域支援推進員の人数（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員（人）	2	2	2	3	4	5

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
認知症初期集中支援チームの設置	複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行います。	認知症の人及びその家族	知夫村(福)知夫村社会福祉協議会
認知症地域支援推進員の配置	認知症の人及びその家族に対する適切な支援をするため関係機関との連携、調整等を行います。	—	—
認知症ケアパスの作成と普及	認知症が発症したとき、その進行状況に応じて、どのような医療・介護サービスを利用すればいいのかを標準的に示した認知症ケアパスを作成し、普及します。	知夫村民	知夫村(福)知夫村社会福祉協議会

7. 高齢者の権利擁護体制の強化

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、多様な支援を必要とする人が地域で安心して生活できるよう、権利擁護体制の充実を図り、成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進するとともに、高齢者虐待に対し、関係機関と連携して対応します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

高齢者虐待はゼロとなっています。これからも未然に防ぐため、支援を必要とする高齢者を積極的に把握し、関係機関相互の協力のもと、個々人が必要としている支援を適切に提供する体制を充実していく必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

関係機関とのスムーズな連携の実施

- 弁護士による相談会（随時）や関係者や住民に権利擁護の研修会を開催するとともに、関係機関と協力して成年後見制度の体制の整備を進め適切な対応・支援ができるよう努めていきます。

高齢者虐待の予防

- 啓発や高齢者家族の相談など、きめ細やかな支援を引き続き実施し、虐待の予防に努めます。各種イベントにおいてポスターの掲示などを実施し幅広い住民への周知を実施します。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
法律相談の開催	法テラスや隠岐ひまわり基金法律事務所などの弁護士による相談会を随時行います。	概ね65歳以上	知夫村
高齢者サポート会議の開催	保健、医療、福祉が集まり、高齢者をとりまく環境の整備と情報の共有を随時行います。	概ね65歳以上	知夫村 (福) 知夫村社会福祉協議会

8. 参考資料

●介護保険サービス事業所

※（福）：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	知夫村社協指定訪問介護事業所	-	(福)知夫村社会福祉協議会
訪問看護	国民健康保険知夫村診療所	-	知夫村
居宅介護支援	知夫村社協居宅介護支援事業所	-	(福)知夫村社会福祉協議会
介護予防支援	知夫村地域包括支援センター	-	知夫村
地域密着型通所介護	招福苑デイサービスセンター	10	(福)知夫村社会福祉協議会

※ 島根県資料より抜粋。（令和2年9月末時点）

●介護保険外のサービス事業所

※（福）：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
高齢者生活支援ハウス	生活支援ハウス招福苑	20	(福)知夫村社会福祉協議会

※ 令和2年9月末時点。

●その他の事業

※（福）：社会福祉法人の略記

事業	内容	対象者	事業者
家族介護教室	介護及び介護予防に関する知識・技術、介護者の健康づくりの習得に関する研修会を実施します。	高齢者家族を介護している家族 地域ボランティア 一般住民 3級ヘルパー取得者	(福)知夫村社会福祉協議会

第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
2. 生活支援サービスの充実
3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進
4. 地域ケア会議の推進
5. 在宅医療・介護連携の推進
6. 認知症施策の推進
7. 高齢者の権利擁護体制の強化
8. 参考資料

第1節 生活圏域としての課題と重点施策

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

少子高齢化に伴い、独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増える中、平均自立期間の延伸を図り、住み慣れた地域で生きがいや役割をもって生活できる地域の実現に向けて支援します。そのためには、健康づくりと介護予防を一体的に実施することが重要となることから、より一層の連携強化を図ります。また、要介護状態になった場合においても重度化防止の取り組みを行います。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

筋骨格系疾患が介護認定申請理由の上位を占めることから、フレイル予防を中心に取り組みました。各圏域において、保健部門の保健師と協力して介護予防教室を開催しました。また、「隠岐の風体操」の普及啓発は継続して行いました。健康づくりと介護予防の一体的な実施に向けてさらなる取り組みと連携が必要です。

通いの場の充実を目指して、社会福祉協議会と連携して新規サロンの立ち上げや既存サロンへの支援を行いました。新規サロンの立ち上げには地域の実情に応じて展開する必要があります。支援者不足の地域もあり、高齢者の通いの場の確保が課題です。

社会福祉協議会が実施主体となりシルバー人材センターを設立し、働くことを通じて生活の充実や健康の維持・増進、地域への貢献を目的に会員を募りました。令和元（2019）年度は仕事が限られており、会員数が伸びていない状況（目標100名に対して35名）です。仕事内容を増やすなど、今後も会員の増に努め、生きがいや、役割をもって生活できる場を確保します。

(2) 第8期計画の重点施策

実践的な運動の実施

- ▶ 住民が主体的に取り組めるよう支援します。
- ▶ 百歳体操を実施します。

保健事業と介護予防の一体的実施

- ▶ 関係部署との連携を強化し、介護予防を推進します。

高齢者の通いの場の確保

- ▶ 地域の集いの場の実態を整理したうえで、サロン等集いの場の確保にむけて支援を行います。

◎高齢者の通いの場の確保（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者サロン（ヶ所）	36	44	44	44	44	44

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

※（特非）：特定非営利活動法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
通所介護従前相当サービス	通所介護事業所において機能訓練やレクリエーションなどを行います。	要支援1・2	住吉デイサービスセンター ふれあい五箇通所介護事業所 中条デイサービスセンター 高齢者生活福祉センター蓬菜苑一颯
訪問介護従前相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。	要支援1・2	静和園訪問介護事業所 ふれあい五箇訪問介護事業所 あたご会訪問介護ステーション 博愛訪問介護事業所 住吉ホームヘルプステーション
おたっしゃデイサービス	通所介護事業所において機能訓練やレクリエーションなどを行います。	事業対象者 要支援1・2	住吉デイサービスセンター ふれあい五箇通所介護事業所 中条デイサービスセンター 高齢者生活福祉センター蓬菜苑一颯
パワーリハビリ	機器を備えた通所介護事業所において、運動機能向上を目的に専用機器を使用した個別プログラムを実施します。	事業対象者 要支援1・2	(福)ふれあい五箇
はつらつサロン	高齢者の集いの場として趣味、レクリエーション活動等を実施します。	概ね65歳以上	(福)ふれあい五箇 (特非)福祉サービスくすもと
らくらくエクササイズ	プールを利用した水中運動やスタジオでの健康体操を行う施設利用者への会費を助成します。	概ね65歳以上	スポーツクラブ隠岐
介護予防普及啓発事業	介護予防・認知症予防についての講演会、イベントや学校での出前授業、各地区健康教室を実施します。	概ね65歳以上	隠岐の島町
食生活改善推進事業	高齢者の食生活改善を目的とした調理実習、会食を行います。	概ね65歳以上	隠岐の島町食生活改善推進協議会
高齢者サロン支援	各自治会・ボランティアグループ等が主催するサロンに出向き、健康チェック、茶会話、レクリエーション活動等へ保健師、栄養士、健康運動指導士等専門職の派遣を支援します。	概ね65歳以上	隠岐の島町

2. 生活支援サービスの充実

高齢者が地域で住み続けることができるためには、介護保険サービスなどの公的サービスのみならず生活支援サービスが充実していることが重要です。また、サービスのみでなく、人と人とのつながりや支え合いも地域生活を継続していくには重要な要素となります。それぞれの地域の生活課題を把握し、解決に向け、既存の介護保険事業者や民間業者への働きかけも含めて高齢者の生活を支える体制を整備します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

生活支援コーディネーターと共に、ワークショップや高齢者の集まりでの対話を通して、高齢者の困りごとや不安を把握し、「隠岐の島町生活支援体制整備連絡会」で解決方法について検討し、活発な意見交換となりました。社会資源の把握と有効活用のため、身近にあり誰でも利用できるサービスを「暮らしの便利帳」としてまとめ、地域で利用してもらうようにしました。また、交通手段への不安解消の一つとして、「タクシー利用助成事業」を開始する等、課題に応じた対策を講じることができつつあります。

後期高齢者は今後も増加し、独居、高齢者のみ世帯も増加することが予測されることから、地域の自助力、互助力を高める取り組みは引き続き必要で、生活支援コーディネーターを中心に地域住民を巻き込んだ事業展開としていく必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

生活支援コーディネーターとの連携

- 高齢者の誰もが利用できるサービスを掲載した「暮らしの便利帳」は適宜更新し、地域で利用していただけるよう働きかけを継続します。今後も独居、高齢者のみ世帯は増加し、家族機能の低下は否めない中、地域でのつながりや支え合いが強化されるよう、生活支援コーディネーターを中心に、地域に出向き、地域に合った方法で取り組みます。

見守り支援体制の構築

- 独居、認知症の高齢者が安全に安心して生活することができるよう、地域全体で高齢者を見守る仕組みを作ります。地域住民同士の見守り、高齢者に関わる関係機関による見守りがなされ、有事にスムーズな対応ができるようネットワーク構築を目指します。

◎生活支援コーディネーターとの連携（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーターの配置（人）	5	5	4	4	4	4
第1層協議体の開催（回）	3	3	1	2	2	2

●主な取り組み

※(福) : 社会福祉法人の略記
 ※(特非) : 特定非営利活動法人の略記
 ※(株) : 株式会社の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
生活支援コーディネーターの配置	日常生活圏域毎の生活課題と生活資源の把握や多様な主体によるサービスの必要性についての検討、地域住民の支え合い意識を高めるための啓発等を行うため、町内全域として第1層コーディネーター協議体を1箇所、圏域別として第2層コーディネーター協議体を4箇所を設置しています。	—	—
「暮らしの便利帳」の発行	町内の高齢者の誰もが利用できるサービスについて、圏域毎に冊子を作成し、必要な人に配布します。	概ね65歳以上	隠岐の島町
タクシー利用助成事業	高齢者の交通手段の確保のための支援策として、一定の要件を満たした高齢者に、タクシー利用助成券を発行します。	一定の要件を満たした方※	隠岐の島町
配食サービス	食事の確保が困難な高齢者を対象に、安否確認を目的とした食事の提供を行います。	事業対象者 要支援1以上	(福)ふれあい五箇 (福)博愛 (特非)福祉サービスくすもと (特非)らとこんた サンテラス(株) おふくろの里
介護用品支給事業	1ヶ月あたり5,000円の介護用品支給券を交付し介助者の経済的負担の軽減を図る事業。	非課税世帯で要介護4・5の方を自宅で介護している介助者	隠岐の島町

※ タクシー利用助成事業対象者（以下の1～4すべてに該当する方）

1. 隠岐の島町内に住所があり、在宅で生活する方で、運転免許を保有していない方
2. 本人及び同居する世帯全員の当該年度の住民税が非課税の方
3. 本人及び同居する世帯全員が隠岐の島町の町税等の滞納がない方
4. 次のいずれかに該当する方（ア～オの一つでも該当すれば可）
 - ア. 70歳以上
 - イ. 要介護1以上の認定を受けている
 - ウ. 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている
 - エ. 療育手帳Aの交付を受けている
 - オ. 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている
 - カ. 日常的に車いすリフト付き車両及び、ストレッチャー付き車両を利用する必要がある

3. 高齢者の生活環境（住まい）整備の推進

本町では高齢者の単身世帯が3割を超え、高齢者夫婦のみの世帯も増加していますが、長年住み慣れた持ち家で暮らしている高齢者も多く介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らしたいという希望が多い状況です。生活の基盤として必要な住まいの整備や本人の希望と経済力にかなった居住の確保など、高齢者が安心して生活が送れるよう住環境を整備します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

安心・安全な在宅生活が送られる住環境の整備のため、住宅改修及び福祉用具制度の活用を図りました。福祉用具貸与や住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費に関する助言を行い、パンフレット配布、町ホームページ掲載等、関係機関からの周知をしました。引き続き周知と支援をしていく必要があります。

高齢者住宅の整備については介護施設や老人福祉施設に入所しなくても、高齢者の身体状況に合わせた住まいの確保や整備の検討を行う予定でしたが、高齢者住宅の立地や利用者の把握等、検討ができていない状況です。

(2) 第8期計画の重点施策

高齢者の住まい整備の検討

- 高齢者が安定した生活が送れるよう、自分で医療機関の受診や買い物等が可能な立地に高齢者住宅の整備を検討するほか、町の集合住宅整備事業を活用する等、高齢者にとって必要な住まいのあり方を継続して検討します。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者	事業者
住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修にかかる相談の実施、住宅改修費の支給申請に必要な書類作成費を支援します。	介護支援専門員等	隠岐の島町

4. 地域ケア会議の推進

高齢者に適切な支援を図るために多職種と連携しその人に必要な支援の検討を行うとともに、地域において課題の把握やケアマネジメント支援、ネットワーク構築等を共有し、新しい社会資源の創出や地域づくり、さらには介護保険事業計画の反映等の政策形成につなげます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

日々の高齢者関係の相談、地域ケア会議に係る7圏域ごとの地域連絡会等を開催し、高齢者の支援困難事例の対応、情報共有の中から地域課題の抽出を行い、政策提言の場である隠岐の島町地域包括ケア推進協議会において、町の看取り体制の整備について協議を行い、関係者間で今後の町として取り組むべき方向性について確認することができました。併せて、具体的な政策に繋げていくために、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会に行政内部の関係職員を委員として委嘱し、内部の連携を図りました。今後、具体的な政策提言に繋げるため為の課題整理が必要となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

7圏域の地域連絡会の開催

- 7圏域の地域連絡会を開催し、圏域ごとの高齢者の支援状況や事業所の状況、支援困難事例の把握を行い、地域の課題に転換し、推進協議会で検討できる体制を継続します。

個別ケア会議の開催

- 高齢者の総合相談や7圏域の地域連絡会の中で挙がってきた困難事例について、必要に応じて関係者を参集した個別ケア会議を開催し、協議の中で出た課題については集約し、推進協議会で検討します。

介護支援専門員連絡会の開催

- 各居宅介護支援事業所の介護支援員を中心とした関係者で構成する連絡会を開催し、事業所の状況や支援を行う上での課題について情報の共有を行います。

課題把握から政策提言を行うまでの会議体制の基盤強化

- 地域包括ケア体制構築の為に各種関係会議で挙がった課題を、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会にて、具体的な政策に反映できるよう協議します。協議された内容については、それぞれの会議体にて共有し連携を図ります。

◎課題把握と政策提言のための会議体制の基盤強化（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
隠岐の島町地域包括ケア推進協議会の開催（回）	1	1	1	1	1	1
地域ケア個別会議の開催（回）	3	3	3	随時開催		

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容
隠岐の島町地域包括ケア推進協議会の開催	地域包括ケア体制構築の為に各種関係会議で挙げた課題を具体的な政策に反映できるよう協議します。協議された内容については、それぞれの会議体にて共有し連携を図り政策の提言に繋げます。委員は医師会、介護支援専門員協会、社会福祉協議会、法律事務所、保健所、介護サービス事業所、民生委員、隠岐病院等の代表者、隠岐の島町担当部署等で構成されます。
地域ケア個別会議の開催	日々の相談や7圏域の地域連絡会で挙げた高齢者の支援状況や事業所の状況、支援困難事例を把握し多職種が連携して支援について検討します。挙げた課題については地域包括ケア推進協議会で協議します。参加者は介護支援専門員、介護サービス事業所、民生委員、隠岐病院相談員、医師、地区住民等が参加します。

5. 在宅医療・介護連携の推進

高齢期になると医療と介護の両方を必要とするケースが増え、高齢者が安心して生活するためには、どこにいても医療・介護の連携のもと切れ目のない支援を受けられることが重要です。医療・介護におけるマンパワーの不足という大きなハンディがありますが、限られた資源を効率よく利用し、質の高いサービスが提供できるよう多職種連携のもと取り組みます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

「看取り」に焦点を当てた関係者間の協議の中で、自宅での看取りの文化が薄れてきたのではないかとこの共通認識が得られたことから、施設志向のある住民に対して、今一度、自分の生き方・逝き方を考えてもらうため、講演会、リビングウィルカードの配布といった普及啓発を実施しました。また、医療・介護のスタッフ向け研修会や意見交換を行い、連携強化に努めました。

在宅医療体制の強化について様々な場で検討された結果、病院からの訪問診療が開始される等、新たな取り組みがみられるようになりました。在宅医療体制の強化、地域住民への普及啓発等、引き続きの取り組みが必要です。

(2) 第8期計画の重点施策

地域住民への啓発

- 本人の意に沿う医療介護サービスを提供することができるよう、高齢者自身が自分の生き方を主体的に考え、「若い」への備えができるようリビングウィルカード、エンディングノートの普及等、引き続き地域住民への普及啓発に取り組みます。

医療介護連携の強化

- 医療介護の連携が強化されるよう、研修会の開催や個別ケースの支援経過における連携の中で関係スタッフの顔の見える関係づくりに努めます。

医療介護サービス提供体制の検討

- 慢性的な人材不足は大きな課題ですが、公平性、効率性を考慮した町の医療介護サービス提供体制について引き続き検討します。

●主な取り組み

取り組み	内容
リビングウィルカードの配布	後期高齢者医療保険証の送付に併せて、リビングウィルカードを配布します。
在宅医療に関する講演会の開催	在宅医療に積極的に取り組んでいる医師を招いての講演会を開催します。
多職種を対象とした医療介護連携に関する研修会の開催	多職種を対象に、医療介護連携に関する講師による講演を聴講した後、多職種でのグループワークを実施します。
在宅医療・介護連携相談窓口の設置	地域の医療・介護関係者等からの在宅医療、介護サービスに関する相談の受付を行い、各関係者の連携の調整や患者又は家族の要望を踏まえた医療機関・介護事業者相互の紹介を行います。

6. 認知症施策の推進

「認知症」は多くの人にとって身近なものとなっている中、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で家族や地域の方と安心して暮らし続けることができる社会を目指す為に、地域住民や関係機関に対して認知症についての基本的な理解の習得の場や、認知症の早期発見・早期対応ができる相談支援体制の構築を図ります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

地域住民、関係機関に対して、認知症を知る機会として講演会や、より集客を図るために認知症ドキュメンタリー映画の無料上映会を実施しました。

地域における、認知症の方やその家族の見守り役として自治会や関係機関を対象に認知症サポーター養成講座を開催しました。

認知症の状態に合わせて、どこに相談して、どのようなサービスが受けられるのかをまとめた認知症ケアパスを作成し、医療機関への配置や隠岐の島町ホームページに掲載するなど広く周知を図りました。

相談支援体制として平成29（2017）年に認知症初期集中支援チームを立ち上げ、早期対応早期受診のための初期支援を展開しました。併せて、チーム員のスキルアップを図るため、チーム員会議の定期的な開催やチーム員を対象とした研修会を開催しました。隠岐病院においては認知症疾患センター立ち上げや新たな認知症サポート医の確保がなされ認知症に関する相談や診療体制の整備が図られました。

地域包括ケア体制構築のための認知症対応専門部会を開催し、町の認知症施策の報告や各種関係機関の取り組みについて情報共有し、意見交換では「認知症高齢者の見守り体制」というテーマについて活発な協議を行いました。

引き続き地域住民や関係機関の認知症に対する理解を深めてもらう必要があり、認知症の方やその家族が気軽に参加できる場の確保、認知症の方の見守り体制の強化が課題となっています。

(2) 第8期計画の重点施策

認知症を理解する機会の確保

- 認知症についてより多くの人に理解してもらうため、地域住民の方や関係者が興味を持って参加できる講演会等を企画します。

認知症高齢者の地域での見守り役の養成

- 認知症サポーターの養成を行い、地域での認知症の方やその家族の応援者としての取り組みに繋がります。

認知症ケアパスの活用

- 相談支援体制として、各種関係機関と連携を図るとともに、認知初期集中支援チームにおいて、早期受診・早期対応を図り、重症化の予防に繋がります。

認知症に係る相談支援体制の整備

- 相談支援体制として、各種関係機関と連携を図るとともに、認知初期集中支援チームにおいて、早期受診・早期対応を図り、重症化の予防に繋がります。

認知症施策の充実

- 認知症に関する課題について、認知症対応専門部会で協議し、政策に反映の際には、推進協議会に提言し認知症施策の充実を図ります。

◎認知症施策の充実（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症普及啓発に係る講演会等の開催（回）	1	3	3	2	2	2
認知症初期集中支援チーム員会議の開催（回）	3	9	7	12	12	12
認知症サポーター養成講座（回）	5	1	1	1	1	1
認知症カフェの開催（回）	3	3	2	6	6	6

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者	事業者
認知症普及啓発	講演会等を開催し、地域住民の方に認知症についての基本的理解を促します。	地域住民関係機関	隠岐の島町
認知症初期集中支援事業	認知症初期集中支援チームによる初期集中支援を実施します。	認知症の疑いのある方及びその家族	隠岐の島町
認知症サポーター養成講座の開催	認知症の方やその家族を地域で見守るサポーターを養成します。	地域住民関係機関	隠岐の島町
認知症カフェの開催	認知症の方やその家族、認知症に関心のある方等が気軽に集まれる場を提供します。	認知症の方及びその家族 地域住民	隠岐の島町 (福)高田会

7. 高齢者の権利擁護体制の強化

高齢化の進展に伴い、独居世帯や認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、高齢者の人権等の権利が保護され、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送ることができるよう支援します。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

高齢者虐待への対応と成年後見制度の利用促進のため、講演会の開催や町の広報媒体の活用を通し、広く周知に努めました。地域住民や関係機関の理解が深まるよう更なる周知を図ります。

虐待対応については介入の際の判断が困難な場合もあり、関係機関との連携や高齢者虐待専門職チームの介入など専門的な支援の強化が必要です。

成年後見制度の利用においては、身寄りが無く、認知症等により判断能力が低下している方については関係機関と協議のもと隠岐の島町長による成年後見制度の申立を行い、本人の身上監護や財産管理について支援を行いました。

(2) 第8期計画の重点施策

高齢者の権利擁護に関する普及・啓発

- 高齢者虐待防止や成年後見制度について、講演会や研修会等を企画し、広く周知を行います。

高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待の対応について、事実確認から緊急性の判断、支援対応を行い解決に繋がります。支援介入が困難な場合には、関係機関との連携や高齢者虐待専門職チームを招集し、専門的な対応を行います。

成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度の相談対応を行い、認知症等で判断能力が低下しても尊厳が保持でき、住み慣れた地域で生活することができるよう支援します。

◎権利擁護についての普及啓発（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待についての普及啓発に係る講演会等の開催（回）	1	1	1	1	1	1
成年後見制度普及啓発に係る講演会等の開催（回）	1	2	0	1	1	1
老い支度講座（回）	1	2	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者	事業者
高齢者権利擁護普及啓発事業	高齢者虐待や成年後見制度についての周知や理解を深めてもらうため広報等の活用、講演会や研修会等を開催します。	地域住民 関係機関	隠岐の島町
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な方に対して助成します。	生活保護受給者及び生活保護受給者に準ずる者	隠岐の島町

8. 参考資料

●介護保険サービス事業所

※(福) : 社会福祉法人の略記
 ※(特非) : 特定非営利活動法人の略記
 ※(同) : 合同会社の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
訪問介護	静和園訪問介護事業所	-	(福) 隠岐共生学園
訪問介護	ふれあい五箇訪問介護事業所	-	(福) ふれあい五箇
訪問介護	博愛訪問介護事業所	-	(福) 博愛
訪問介護	あたご会訪問介護ステーション	-	(福) 愛宕会
訪問介護	住吉ホームヘルプステーション	-	(福) 高田会
訪問看護	隠岐の島町訪問看護ステーション 「かがやき」	-	隠岐の島町
訪問看護	静和園訪問看護ステーション	-	(福) 隠岐共生学園
訪問リハビリテーション	老人保健施設 ともしきの郷	-	(福) 隠岐共生学園
訪問リハビリテーション	隠岐広域連合立隠岐病院	-	隠岐広域連合
通所介護	住吉デイサービスセンター	30	(福) 高田会
通所介護	ふれあい五箇通所介護事業所	50	(福) ふれあい五箇
通所介護	中条デイサービスセンター (中条デイサービスセンター 中村サテライト)	35	(福) 博愛
通所リハビリテーション	老人保健施設 ともしきの郷	40	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護	鳴澤の里短期入所事業所	10	(福) 高田会
短期入所生活介護	なごみ苑短期入所施設	10	(福) 愛宕会
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム静和園短期入所施設	4	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護(ユニット)	ユニット型特別養護老人ホーム静和園短期入所施設	10	(福) 隠岐共生学園
短期入所生活介護	(福) 愛宕会 清松園短期入所施設	4	(福) 愛宕会
短期入所療養介護	老人保健施設 ともしきの郷	-	(福) 隠岐共生学園
特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム 清松園	55	(福) 愛宕会
福祉用具貸与	有限会社 隠岐第一商事	-	(有) 隠岐第一商事
福祉用具貸与	有限会社 ライフランド	-	(有) ライフランド
特定福祉用具販売	有限会社 隠岐第一商事	-	(有) 隠岐第一商事
特定福祉用具販売	有限会社 ライフランド	-	(有) ライフランド
特定福祉用具販売	有限会社 隠岐産機	-	(有) 隠岐産機

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 共生	-	(福)隠岐共生学園
居宅介護支援	住吉在宅介護支援センター	-	(福)高田会
居宅介護支援	あたご会居宅介護支援事業所	-	(福)愛宕会
居宅介護支援	博愛居宅介護支援事業所	-	(福)博愛
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 さち	-	(株)ケイテン
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 かえて	-	(同)かえて
介護予防支援	隠岐の島地域包括支援センター	-	隠岐の島町
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 静和園	80	(福)隠岐共生学園
介護老人福祉施設(ユニット)	特別養護老人ホーム 静和園	50	(福)隠岐共生学園
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 鳴澤の里	30	(福)高田会
介護老人福祉施設	隠岐の島町立特別養護老人ホーム なごみ苑	30	(福)愛宕会
介護老人保健施設	老人保健施設 ともいきの郷	70	(福)隠岐共生学園
地域密着型通所介護	宅老所 くすもと	10	(特非)介護福祉サービスくすもと
地域密着型通所介護	高齢者生活福祉センター蓬萊苑	18	(福)博愛
地域密着型通所介護	一颯	14	(株)DOLCI
認知症対応型共同生活介護	グループホームいこいの家	9	(福)隠岐共生学園
認知症対応型共同生活介護	グループホームさち	18	(株)ケイテン
認知症対応型共同生活介護	グループホームやすらぎの家	9	(福)隠岐共生学園
認知症対応型共同生活介護	グループホーム 和水屋	9	(特非)ふるさと工房
認知症対応型共同生活介護	グループホーム さくら荘	9	(福)愛宕会
認知症対応型共同生活介護	隠岐の島町認知症高齢者グループホーム みのりの家	9	(福)高田会
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 たんぼぼ	25	(有)ピア中央薬局
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 風和里	25	(特非)ふるさと工房
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護施設 わがんと	26	(株)ライフサポート
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護なかよし	25	(同)なかよし
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたばの里	28	(福)惣倉の杜

※ 島根県資料より抜粋。(令和2年9月末時点)

●介護保険外のサービス事業所

※(福)：社会福祉法人の略記

サービス種別	事業所名	定員	運営組織
養護老人ホーム	養護老人ホーム 百寿荘	55	(福)隠岐共生学園
養護老人ホーム	養護老人ホーム 清松園	55	(福)愛宕会
高齢者生活支援ハウス	高齢者生活福祉センター蓬莱苑	16	(福)博愛
高齢者共同住宅	高齢者共同住宅 すがの荘	10	(福)愛宕会

※ 令和2年9月末時点。

●その他の事業

事業名	内容	対象者	事業者
日常生活用具貸与事業	急な身体状態の悪化により支援が必要となった方を対象に介護用品（ベッド、車椅子、杖）を貸与する事業。	満45歳以上	隠岐の島町
緊急通報システム設置事業	緊急通報システムを導入する際の設置工事費を補助する事業。	満65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯	隠岐の島町
高齢者緊急時短期入所事業	介護認定を受けていない方が、緊急でサービスが必要になった方に対し、短期入所サービスを提供する事業。	概ね65歳以上	隠岐の島町
高齢者緊急時訪問介護員派遣事業	介護認定を受けていない方が、緊急でサービスが必要になった方宅へ訪問介護員を派遣する事業。	概ね65歳以上	隠岐の島町

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ス調
果査

第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化

第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

1. 官民協働体制の構築
2. 介護職員に限らない人材確保
3. 介護人材の離職防止及び育成の推進
4. 福祉教育の推進
5. 隠岐4町村による独自施策の推進

第2節 介護給付の適正化の取り組み

1. 隠岐広域連合と他保険者との比較
2. 要介護認定の適正化
3. ケアプラン点検の実施
4. 住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化
5. 縦覧点検・医療情報との突合
6. 介護給付費通知
7. 域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上

第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

高齢者のうち、70%以上が後期高齢者となり、加えて、生産年齢人口の減少に伴う介護の担い手不足が想定されている令和17（2035）年に向けて、誰もが年齢やその心身の状態の変化によらず、いつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる地域づくりが求められています。そのため、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築は隠岐4町村における急務となっています。

■福祉人材確保対策の考え方

平成30（2018）年の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所による）によると、隠岐圏域の人口は、今後10年間で現在の約86%に減少し、更に10年後の令和22（2040）年には約70%になると予測されています。特に生産年齢人口の減少が一層加速する中、福祉分野の人材確保にとどまらず、他の産業を含む全ての地域機能維持上の課題として人材確保が認識されなければなりません。

第8期計画では、こうした現状を分析し、兼業・副業の促進、U・J・Iターン者の確保など実効的な人材確保手法の開発に取り組むとともに、地域の未来を担うことができる地域包括ケアシステムの構築を具体的に進めていきます。

■人材確保対策の具体的な方向性

隠岐広域連合では、平成28（2016）年に「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」を立ち上げ、隠岐圏域における地域包括ケアシステム構築・推進に向け、関係機関と検討を重ねてきました。

事業の推進にあたっては、島根総合福祉専門学校・大阪健康福祉短期大学（以下「専門学校等」という。）と事業推進協定を結び、介護保険課内にサテライトオフィスを設置し、事業開発、進行管理を行い、隠岐圏域内で自立的介護人材養成システムを構築すべく各種事業を展開してきました。第8期計画においても体制の維持、推進を図ることとしています。

特に、「地域が支えるケアシステム」をスローガンに令和2（2020）年から始めた「五箇地区人材ストックモデル事業」をさらに他の地域にも拡大し、兼業・副業促進による福祉現場への地域住民の参加を積極的に進めるとともに、介護の質の向上及び地域福祉の増進に努めます。

地域包括ケアシステムを構築する上で、特に重要となるのが、安定した切れ目のない介護保険サービス提供体制を支えるための人材の確保・育成・離職防止対策です。したがって第8期計画では、人材の確保・育成・離職防止を柱とした総合的な取り組みである「隠岐圏域福祉人材確保等対策事業」を、「隠岐圏域福祉人材確保等対策総合事業」に進化させ、隠岐4町村と隠岐広域連合が連携を図りながら地域包括ケアシステムの更なる推進に努めます。

■官民協働による一体的な取り組み

地域包括ケアシステムの構築にあたって求められるのは、地域の生活基盤を維持していくための身近な互助機能です。その機能は、行政、介護サービス事業所が基軸としての役割を担いながら、地域住民の積極的な参加によってはじめて構築されると考えています。

特に、人口減少が著しく進むと推計されている隠岐圏域においては、限られた介護サービス資源を守ると同時に、これまで開発されてこなかった新たな資源開発への試みが欠かせません。また、開発される資源は、生活実感から生まれる地域の生活文化であるはずだとすれば、住民参加の仕組みづくりが最も重要な意味を持つと考えています。

第8期計画においては、この考え方に立って、官民一体となった意見交換やヒアリングの場を定期的に設定し、オール隠岐圏域の、実効性ある互助システムの開発に取り組みます。

また、介護保険事業推進体制に関しても、常に時代の変化に適應する持続的な仕組みの検討を続けていきます。

1. 官民協働体制の構築

地域包括ケアシステムでは医療、看護、介護、保健、福祉等の様々な支援体制がお互いに絡み合い、一体的なケアを提供することで地域住民の生活を支えようとするものです。行政や事業所の一方的な支援体制では一体的なケアを提供することはできません。官民が協働し、お互いの役割を理解し、協働することが地域包括ケアシステムの構築には必要です。また、官民が情報共有を行い、PDCA サイクルを回すことでより地域の実情に沿った事業展開を行うことができます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

令和2（2020）年に隠岐圏域地域包括ケアシステム委員会で検討した内容をまとめた「隠岐圏域地域包括ケアシステムの推進に係る提案書」を作成し、隠岐圏域の地域包括ケアシステムの在り方や政策の方向性について隠岐4町村及び医療機関、社会福祉関係施設等へ広く提案しました。提案書の発行を受け、隠岐広域連合では専門学校等と協定を結び、介護保険課内に専門学校等のサテライトオフィスを設置し、人材確保事業に着手しました。

また、平成29（2017）年10月、平成31（2019）年1月に事業所意見交換会を実施し、事業所が抱える人材確保、育成、離職防止策の課題について情報共有を行いました。

第8期計画においても専門学校等との協定を継続し、官民の協働体制を推進します。

(2) 第8期計画の重点施策

隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会の開催

- ▶ 作成した提案書をもとに関係機関がどのように地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいるのか等を情報共有し、更に対策案を検討し取り組みを強化することによって地域包括ケアシステムを推進します。

事業所意見交換会及び個別ヒアリングの開催

- ▶ 介護現場の意見を拾い上げ、真に事業所が必要としている取り組みが施策に反映されるよう努めます。また、官民の一体感を醸成し、隠岐圏域が一丸となり地域包括ケアシステムを推進します。

介護人材ストック事業

- ▶ 企業を退職した人や子育ての一段落した親、閑散期の農漁業就業者、元気高齢者等の就労意欲のある地域住民を掘り起こし、事業所とマッチングを行うモデル事業を継続するとともに、他の事業所への拡大を図ります。

◎官民協働体制の推進（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会（回）	4	3	2	3	3	3
事業所意見交換会（回）	2	0	4	4	4	4
個別ヒアリング（ヶ所）	0	21	21	22	22	22
人材ストック（モデル）事業（ヶ所）	0	0	1	2	3	4

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	構成員	開催
隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会	隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会の開催	海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町 隠岐保健所 隠岐広域連合 隠岐病院 隠岐島前病院 (福)海士町社会福祉協議会 (福)隠岐の島町社会福祉協議会 隠岐地区老人福祉施設研究協議会 学識経験者	3回/年
事業所意見交換会	事業所との意見交換会の実施 (町村単位)	対象町村の事業所	4回/年
個別ヒアリング	事業所を個別訪問	隠岐圏域22事業所	1回/年

取り組み	内容	対象者
介護人材ストック事業	モデル地区：隠岐の島町五箇 受入法人：(福)ふれあい五箇	地域住民

2. 介護職員に限らない人材確保

地域包括ケアシステムの定義は、地域住民のニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制とされています。

したがって、地域を支える担い手として、地域住民から専門職まで幅広い人材確保に取り組む必要があります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

平成30（2018）年に専門学校等と人材確保事業にかかる協定を締結し、サテライトオフィス介護保険課内に設置し、担当者の派遣を依頼するとともに、専任担当職員を配置し事業に取り組んできました。

その後、令和元（2019）年に無料職業紹介事業所としての指定を受け、令和2（2020）年より、隠岐圏域の事業所を一元化した求人求職相談窓口を設置しました。しかし、事業所から求人票は提出されていますが、就労に繋げることができませんでした。

また、令和元（2019）年は知夫村で介護に関する入門的研修を実施しました。修了者に対して事業所とのマッチングを図りましたが、就労意向のある修了者がいなかったため就労には至りませんでした。

併せて、令和2（2020）年には隠岐の島町五箇地区を対象に介護人材ストック事業をモデル的に導入しました。現在は限定的な実施となっていますが、第8期計画期間中に他の地域、事業所へ波及していきます。

(2) 第8期計画の重点施策

〔隠岐広域連合無料職業紹介事業〕

- 隠岐圏域の事業所を一元化した求人広告及び就業相談窓口の設置を継続し、随時マッチングを行います。また、ホームページやSNSを積極的に活用することで幅広い世代、地域の人たちに情報が届くように努めます。

〔介護に関する入門的研修〕

- 介護に関する入門的研修を定期的実施することで介護人材のすそ野を拡げ、これまで介護に関わりのなかった人たちの参入促進を図ります。

〔再掲〕〔介護人材ストック事業〕

- 企業を退職した人や子育ての一段落した親、閑散期の農漁業就業者、元気高齢者等の就労意欲のある地域住民を掘り起こし、事業所とマッチングを行うモデル事業を継続するとともに、他の事業所への拡大を図ります。

〔ジョブフェア等への参加及び企画〕

- 島内外で開催されるジョブフェア等へ参加し、隠岐圏域内事業所の魅力発信や求職者斡旋などを行います。また、既存のフェアに限らず、独自企画を検討します。

◎介護人材確保の推進（実績と目標）

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護に関する入門的研修（回）	1	1	1	2	2	2
〔再掲〕 人材ストック（モデル）事業（ヶ所）	0	0	1	2	3	4
ジョブフェア参加（回）	0	1	0	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	内容	対象者
隠岐広域連合無料職業紹介事業 （島の福祉事業所案内所）	島の福祉事業所案内所の運営 各町村介護人材確保相談窓口との連携	<ul style="list-style-type: none"> 取扱職種 介護サービスの職業 社会福祉の専門的職業 取扱地域（求人） 海士町、西ノ島町、 知夫村、隠岐の島町
介護に関する入門的研修	実施主体：隠岐広域連合 研修時間：21時間	地域住民
〔再掲〕介護人材ストック事業	モデル地区：隠岐の島町五箇 受入法人：（福）ふれあい五箇	地域住民
ジョブフェア等への参加及び企画	実施主体：ふるさと島根定住財団 島根県福祉人材センター 開催地：島根県、広島県、大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 取扱職種 介護サービスの職業 社会福祉の専門的職業 取扱地域（求人） 海士町、西ノ島町、 知夫村、隠岐の島町
介護ロボット及びICT導入支援事業の情報提供	事業所との意見交換会の実施	隠岐圏域22事業所

3. 介護人材の離職防止及び育成の推進

令和元（2019）年に隠岐広域連合が行った「福祉・介護人材に係る実態調査」の結果では、平成30（2018）年の採用数と離職数を比較したときに、離職数が上回っており、離職防止に向けた取り組みが必要です。隠岐圏域は介護人材の養成機関がないため、キャリアアップに係る研修や資格取得の研修を受講するには島外へ出向く必要があります。そのため、職員や事業所の負担は少なくありません。介護サービスの質の維持、向上及び、職員のモチベーションを維持し、離職防止を図る観点から、隠岐圏域内において多様な研修が受講できる体制を整えることが求められます。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

人材確保事業の一環として、平成30（2018）年から隠岐広域連合と協定を締結している専門学校等の専任教員を講師として招請し、介護福祉士実務者研修教員講習会を実施することで、地元指導者の養成を行いました。

また、平成28（2016）年から実施している隠岐圏域での介護福祉士実務者研修も専門学校等が引き続き実施しました。第8期計画においても専門学校等との連携を継続し、事業所のニーズに合わせた研修を実施します。

(2) 第8期計画の重点施策

介護福祉士実務者研修教員講習会

- ▶ 専門学校等と協定を継続し、専門研修が隠岐圏域内で実施できる体制を構築し、事業所や職員等の負担軽減やスキルアップに伴う離職防止及び人材育成を図ります。
- ▶ 教員講習会を実施し、地元指導者を養成することで、隠岐圏域内で安定した資格取得に係る研修が実施できる体制を構築します。

各種専門研修

- ▶ 定期的に事業所との意見交換会やヒアリングを行うことで、事業所の研修ニーズを把握し、適切な研修実施に努めます。

◎隠岐圏域内での指導者養成及び各種専門研修の実施（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地元指導者養成（人）	0	5	10	15	0	0
各種専門研修（回）	0	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

※ 地元指導者養成については、令和3年度までに隠岐圏域での各種専門研修実施のために30人の養成を目指す。

●主な取り組み

取り組み	内容	受講要件	研修時間
介護福祉士実務者研修教員講習会	実施主体：島根総合福祉専門学校	介護福祉士取得後5年以上実務経験のある者	50時間
各種専門研修	介護福祉士実務者研修	要件無し	450時間
	介護職員初任者研修	要件無し	130時間
	喀痰吸引研修	要件無し	50時間

4. 福祉教育の推進

介護現場において、場当たりのではなく、客観的かつ科学的な根拠に基づいた介護実践を進めていくプロセスを介護過程と言います。介護過程を理解することで介護現場が「誰でも行える介護」ではなく、「専門職が行うその知識と技術に裏打ちされた介護」という認識を持つことができます。また、福祉教育などを通じて介護の本質を子供たちが理解することで新規人材の確保へつながります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

令和元（2019）年は隠岐高等学校と隠岐水産高等学校へ訪問し、生徒に対して福祉ガイダンスとして隠岐圏域の介護の現状学習や福祉全般に関する魅力発信活動を行いました。第8期計画においても継続し、事業所職員が同伴する等、より介護の本質を理解できる内容を検討します。また、学生時代に職場体験や見学など、実際に高齢者と触れ合う機会が契機となり、進学や就職を決めるケースが少なくありません。したがって、子供の頃から自然な形で高齢者と関わることのできる地域づくりが必要です。

また、介護福祉士実務者研修教員講習会を修了した地元指導者が福祉教育へ参加することで、福祉教育が単なる介護現場の見学や体験学習に終わるのではなく、介護の本質を理解するための教育となることを目指す必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

福祉ガイダンス

- 隠岐圏域内の教育機関において、その教育段階に応じた福祉教育を関係機関と協働で実施し、介護の本質を理解してもらえるように働きかけます。
- 生徒だけでなく、進路指導担当教諭等においても福祉ガイダンス等を通して、介護の本質を理解した上で進路指導をしてもらえるよう支援します。

◎福祉ガイダンスの実施（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ガイダンス（ヶ所）	0	2	0	2	2	2
介護の基礎的講座（ヶ所）	0	0	3	4	5	5
介護の職場体験事業（ヶ所）	0	0	0	2	3	4

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

※（福）：社会福祉法人の略記

取り組み	実施主体	対象者
福祉ガイダンス	(福)鳥根県社会福祉協議会 町村社会福祉協議会 隠岐広域連合	高等学校
介護の基礎的講座	(福)鳥根県社会福祉協議会 町村社会福祉協議会 事業所	中学校
介護の職場体験事業	隠岐4町村 町村社会福祉協議会 事業所 隠岐広域連合	小学校

5. 隠岐4町村による独自施策の推進

隠岐4町村で抱える地域課題はそれぞれ異なります。したがって、多様な地域課題に対して地域の実情や特性に合わせた取り組みを行う地域包括ケアシステムに、画一的な答えやモデルは存在しません。つまり、隠岐4町村それぞれが地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

〔海士町〕

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

町民に安定した福祉サービスを提供できるよう、首都圏での独自イベントや移住へのきっかけとなるツアー等を開催し、人材確保に努めてきましたが、移住に繋がった人は少数のみでありました。一方で、Uターン者や転職した町民が福祉施設で働くことになったケースもありましたが、最も不足している特別養護老人ホームの人材確保に繋げることはできませんでした。

今後も、職員の不足や高齢化など懸念されることは多く、人材確保は喫緊の課題であり、介護職員に限らず、看護師や介護支援専門員等の専門職を確保しなければ、安定した住民サービスを提供して行けない状況になっています。

また、介護職員向けの研修会は、施設ごとに取り組んではいるものの、町民向けの技術研修会につきましては開催することができませんでした。

なお、若手介護職員を将来のリーダーとして育成する取り組みは、高校生や地域住民と一緒に LOVE AMA CREW を結成し、検討を重ねた結果、入居者が主役の「じょんじょん祭り」という初めてのイベントを開催することができました。しかし、中心的な役割を担っていた若手職員の離職により、チームを継続することができなくなっています。

(2) 第8期計画の重点施策

介護従事者等確保対策給付金事業

- 町内の事業所に島外からの移住を伴う介護職員、介護支援専門員、看護師が務めた場合に、介護従事者等確保対策事業給付金事業として居住するまでの準備に要する費用を支給します。

福祉留学活用事業

- 都市部のNPO 法人と連携し、都市部の介護職員が町内の事業所で短中期的に働きながら島暮らしを体験する「福祉留学」を推進することで、新たな人材確保に取り組めます。

介護福祉士養成奨学金貸付事業

- 外国人留学生を含めた介護福祉士の取得を目指す学生に対して就学資金等を貸付し、修学を容易にするとともに、町内の事業所で就職していただけるよう取り組みます。

社会福祉法人合併事業

- 本町の5年後10年後の福祉サービスの在り方を検討し、法人合併や複数ある介護サービス種別の統合など新しい事業所体制づくりを推進します。

◎新規人材確保数（実績と目標）

	実績			目標		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護福祉士（初任者・実務者研修修了者を含む）（人）	2	1	0	3	2	2
介護支援専門員（人）	0	0	1	3	0	0
看護師（人）	0	1	0	1	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容
介護従事者等確保対策給付金事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住支援金 単身600,000円 世帯1,000,000円 ・引っ越し支援金 上限200,000円
福祉留学活用事業	福祉留学の活用
介護福祉士養成奨学金貸付事業	入学準備金（上限200,000円/初年度） 授業料・実習費（上限800,000円/年） 資格取得後、町内に居住し、介護福祉士として5年間引き続き介護等の業務に従事したときは返還債務の全額を免除
社会福祉法人合併事業	社会福祉法人合併事業の検討及び推進
介護職員向け及び町民向け介護技術研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員向け 「介護技術研修会」 ・町民向け 「介護に関する入門的研修」

〔西ノ島町〕

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

これまで介護資格の所持者に対して、職場体験に係る旅費の助成や、就労にかかる引っ越し費用等の助成を行ってきており、一定の成果は得られていますが、充足には至っておりません。また、資格所持者のみならず、調理員などの職種についても、人材確保に苦慮している状況です。従事者の年齢構成をみますと、50歳以上の方が5割以上を占めており、今後の人材確保が一層課題になってくると予測されます。また、シニア世代の介護サポーターの確保については、ボランティアセンターとマッチングできる仕組みを生活支援体制整備事業とともに検討していきたいと考えているところです。

(2) 第8期計画の重点施策

福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金

- 各事業所での職場体験に係る旅費の助成を行うなど、遠方から島に訪れやすい環境を作ります。また、職場と島での生活を実際に体験することにより、理想と現実のギャップによる離職者を削減します。

福祉職員等確保対策給付金

- 就業一時金の給付や引っ越し費用の助成などにより、島外からの就職にかかる初期費用の負担軽減を図り、U・Iターン者の雇用を促進します。

西ノ島町奨学資金の貸与

- 福祉・医療職場での就職を希望する町内の学生に対し、減免制度のある奨学資金を貸与するなど、Uターン者の確保に努めます。

西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金

- 職員の資格取得や資質向上に要する費用、カウンセラーの派遣費用の助成などにより、職員の離職防止や長期定着を図ります。U・Iターンフェアへの参加など、事業所が行う人材確保・定着促進にかかる取り組みに対して支援を行います。

◎介護人材確保の取り組み（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職場体験者（人）	1	3	0	3	3	3
就業一時金の給付者（人）	1	1	0	1	1	1
U・Iターンフェア参加事業所（カ所）	0	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者
福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 掛かった費用の1/2 ・宿泊費 2,500円/泊（2泊まで） 	保育士 保健師 介護福祉士 介護支援専門員 看護師 作業療法士 理学療法士
福祉職員等確保対策給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・就業一時金 360,000円 ・移住費用 上限150,000円 	保育士 保健師 介護福祉士 介護支援専門員 看護師 作業療法士 理学療法士
西ノ島町奨学資金の貸与	免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上職務に従事した場合に貸与した奨学資金を全額免除	医師 歯科医師
	免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上職務に従事した場合に貸与した奨学資金を全額免除	看護師 准看護師 歯科衛生士 薬剤師 作業療法士 理学療法士 教員 保健師 保育士 介護福祉士 介護支援専門員
	免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上従事した場合に貸与した奨学資金を半額免除	上記以外の者
西ノ島町福祉介護人材確保・定着促進事業費補助金	離島という実情に応じた町内事業所の福祉介護人材確保や定着に係る取り組みを総合的に支援 交付対象の事業は町が別に定める 補助率3/4	町内福祉事業所

〔知夫村〕

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

有資格者の募集を随時行い人材確保に努めました。看護師と介護支援専門員については、行政で採用し事業所へ派遣することで支援しました。しかし、介護職員については募集を行うも応募がなく不足しています。

また、有資格者への資格手当の支給について検討した結果、事業所が独自に設定したものがあり、現在のところ必要性が低い為、支給には至りませんでした。

(2) 第8期計画の重点施策

〔人材確保・定着促進に係る旅費支援〕

- 就業一時金の給付や引っ越し費用の助成などにより、島外からの就職にかかる初期費用の負担軽減を図り、U・Iターン者の雇用を促進します。

〔地域包括ケア推進事業〕

- 福祉・医療職場での就職を希望する村内の学生に対し、減免制度のある奨学金を支給するなど、Uターン者の確保に努めます。
- U・Iターンフェアへの参加など、事業所が行う人材確保・定着促進にかかる取り組みに対して支援を行います。

◎介護人材確保の取り組み（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業一時金の給付者（人）	0	0	0	0	0	1
U・Iターンフェア参加事業所（カ所）	1	1	0	1	1	1
介護福祉士（初任者・実務者研修修了者を含む）	14	15	13	13	13	14
介護支援専門員	2	2	2	2	2	3
社会福祉士（社会福祉主事含む）	4	3	3	3	3	4

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者
人材確保・定着促進に係る旅費支援	交通費の支給 宿泊費の支給	事業所
地域包括ケア推進協議会	人材確保・定着促進に係る取り組みの支援の検討	事業所

〔隠岐の島町〕

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

令和元（2019）年度から新たに福祉・介護職員処遇改善補助金、福祉施設職員就労支援助成金、介護職員等子育て支援代替職員費補助金の制度を創設することで、人材の確保及び離職防止を図るとともに、安定的なサービスの提供基盤の整備に努めました。

しかしながら、福祉職場の正規職員化促進事業につきましては、具体的な対策の実現というところまでは至りませんでした。

第8期計画においても継続して補助金等の普及を図り、より効果的な事業の展開を目指します。

(2) 第8期計画の重点施策

〔隠岐の島町介護人材確保事業〕

- 就職期の若年層から魅力ある仕事として選択してもらえるようにするとともに、従業員の定着促進を図るため「労働環境の整備の推進」を検討します。
- 人材確保事業に対する補助金制度を継続することで、多様な人材が福祉・介護サービス分野への積極的な参入・参画が促進されるための支援を行います。

◎人材確保に係る補助事業等活用事例数（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設職員就労支援助成金事業 新規就労者数（人）	0	3	1	3	5	5
福祉・介護職員処遇改善補助金事業 実施事業所数（ヶ所）	0	9	11	11	12	13

※ 令和2年度は見込み値。

●主な取り組み

取り組み	内容	対象者
福祉施設職員就労支援助成金事業	20,000円/月 (36カ月が上限)	町内の福祉施設に常勤として就労するU・Iターン者
福祉・介護職員処遇改善補助金事業	50,000円/年 (算定対象職員1人につき)	町内の福祉・介護職員処遇改善加算を取得する事業所

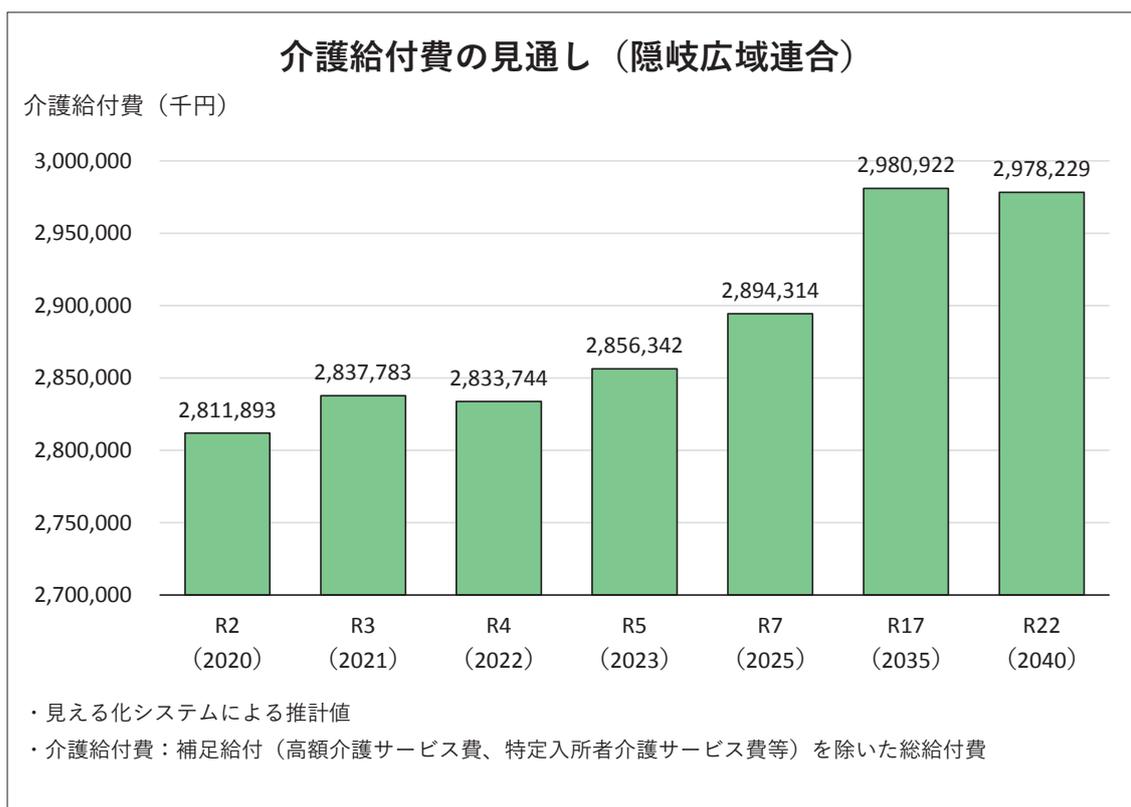
第2節 介護給付の適正化の取り組み

高齢化が加速し、介護サービスに対するニーズは今後さらに増加すると見込まれる中、介護保険制度への信頼性を確保していくためには、高齢者の自立した日常生活のために必要な質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより効果的・効率的に活用していく事が求められます。

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業所が適切に提供するように促すことです。

隠岐広域連合では、国が掲げる適正化主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の実施と指定権限を有する指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業所に対する各種研修会の開催や実地指導などの介護サービス事業者の資質の向上に関する取り組みを行ってきました。

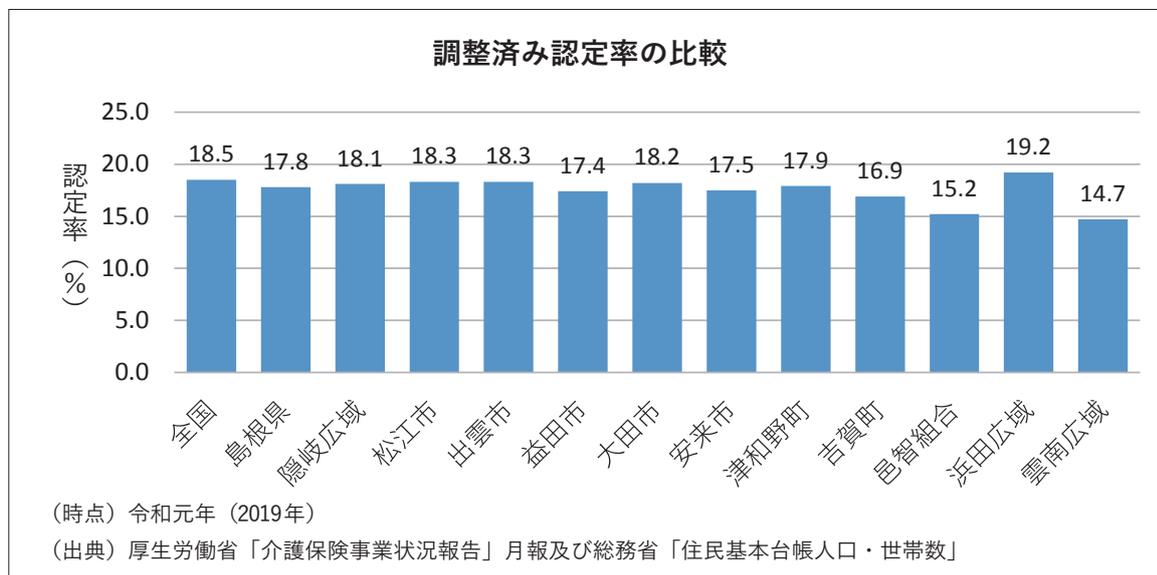
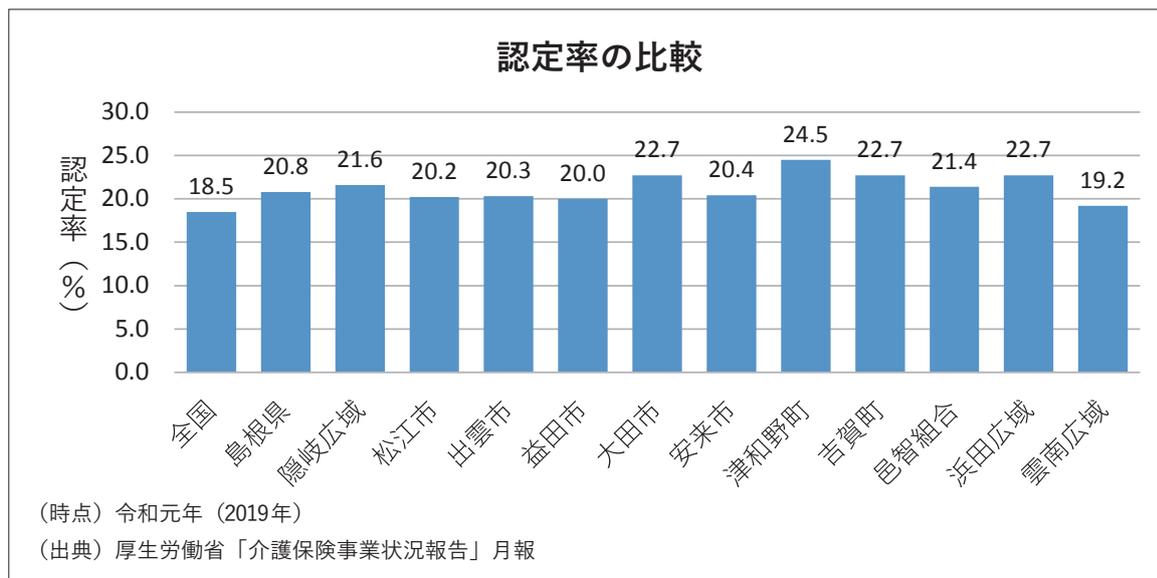
第8期計画については、第7期計画の評価を踏まえて、引き続き介護給付の適正化の取り組みを推進します。



1. 隠岐広域連合と他保険者との比較

(1) 認定率の比較

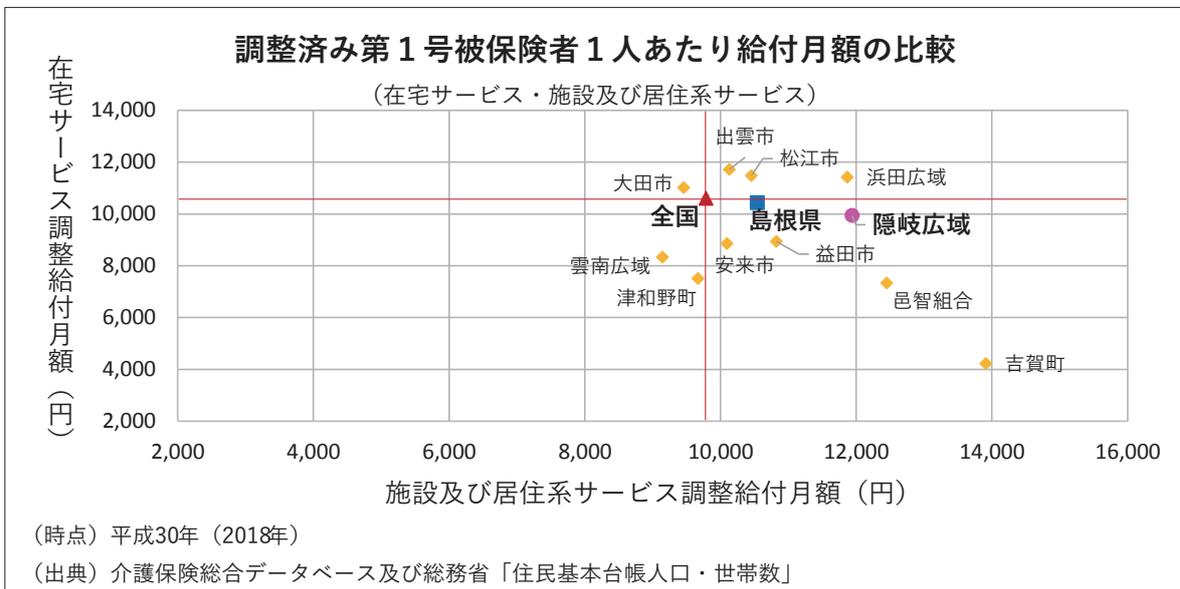
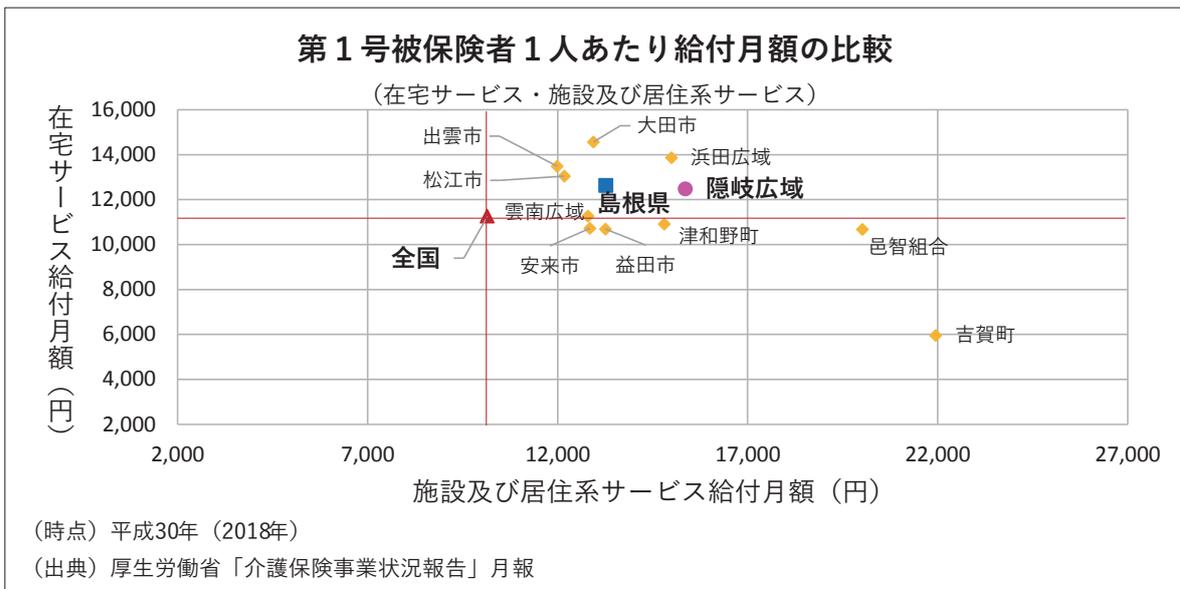
隠岐広域連合の認定率は、全国及び島根県平均と比較すると高くなっていますが、調整済み認定率を比較すると全国より低く、島根県より高くなっています。これは、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が全国及び島根県平均よりも高いことが要因であると考えられます。



※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味する。

(2) 第1号被保険者1人あたりの給付月額の比較

隠岐広域連合の第1号被保険者1人あたりの給付月額は、全国及び島根県平均に比べ高くなっています。ただし、調整済み第1号被保険者1人あたりの給付月額から見ると在宅サービスは、全国の平均値と同程度となっていますが、施設及び居住系サービスは高くなっています。これは全国と比較して施設及び居住系サービスが整備されているとともに、施設及び居住系サービスに対するニーズが高いことが要因であると考えられます。



※「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは、給付費の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」と「地域区分別単価」の影響を除外した給付月額を意味する。

2. 要介護認定の適正化

要介護（要支援）度は各保険者に設置された介護認定審査会において認定調査員が調査した被保険者の心身の状況等をもとにした一次判定結果と身体上又は精神上的の障害の原因である疾病又は負傷の状況を記した主治医意見書をもとに審査・判定されます。

判定された要介護（要支援）度により介護報酬の水準や支給限度額が定まることから、要介護認定が適切に行われることが介護給付費の適正化へつながります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

認定調査の平準化及び介護認定審査会における合議体間の要介護（要支援）度判定の平準化に努めました。認定調査の平準化については、調査員に対する研修を随時行うとともに、認定調査結果について点検を行い、必要に応じて聞き取りを行いました。また、介護認定審査会における合議体間の要介護（要支援）度判定の平準化については、半年に1回の合議体の再編成を行うとともに、審査員に対する研修を行うことにより、審査内容に差が生まれまいよう努めました。第8期計画においても、引き続き実施する必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

認定調査結果の点検

- 認定審査会において公平公正な審査を行うため、認定調査結果の全件を点検します。また、必要に応じて認定調査員への聞き取りを行います。

合議体の再編成

- 認定審査会による一次判定から二次判定の軽重度変更の平準化を図るため、合議体の再編成を行います。

介護認定審査員研修会等の開催

- 認定審査員及び認定調査員の資質の向上を図るため、介護認定審査員研修会及び介護認定調査員研修会を開催します。

◎要介護認定の適正化（実績と目標）

		実績			目標		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査結果の点検（件）	新規	368	336	350	350	350	350
	変更	203	211	200	200	200	200
	更新	1,248	1,284	1,250	1,250	1,250	1,250
認定審査員研修（回）		1	1	1	1	1	1
認定調査員研修（回）		3	0	1	1	1	1
合議体の再編成（回）		2	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

3. ケアプラン点検の実施

ケアプラン点検とは介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者が介護支援専門員とともに検証をすることです。ケアプランの検証を行うことによって、介護支援専門員の「気づき」を促し、介護支援専門員の資質の向上につながるとともに、過剰なサービスが位置付けられたケアプランの作成を防止することで介護給付費の適正化へつながります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

隠岐地域介護支援専門員協会と連携した主任介護支援専門員の育成のための学習会の開催やケアプランの点検を実施することにより、質の高いケアマネジメントの確保に努めました。第8期計画においても、引き続き実施する必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

ケアマネジメントに関する研修会の開催

- ▶ 介護支援専門員の資質と専門性の向上を図るため、ケアマネジメントに関する研修会を開催します。

ケアプランの点検

- ▶ 自立支援に資する適切なケアマネジメントを考慮したケアプラン点検を実施します。なお、実施については隠岐地域介護支援専門員協会へ委託します。

◎ケアプラン点検の実施（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジメントに関する研修会（回）	2	1	1	1	1	1
ケアプラン点検（件）	168	95	159	115	154	115

※1 ケアプラン点検業務は令和元年度から隠岐地域介護支援専門員協会に委託。

※2 令和2年度は見込み値。

4. 住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化

介護保険制度における住宅改修や福祉用具購入（貸与）は要介護（要支援）者が在宅生活を継続するうえで欠かせない介護保険サービスであるとともに、利用頻度の高いサービスの内の一つです。サービスの利用については自立支援を実現する観点から利用者の状態像に応じた効果的なものでなければならず、また、専門性が高いため定期的な検証が必要です。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

住宅改修については、事前申請における改修箇所の現況写真などの提出書類の確認に加え、要介護認定審査に用いる認定調査票等から利用者の状態像を把握し、真に必要な住宅改修であるかの確認を行いました。また、疑義が生じたもの全てについて、担当の介護支援専門員や施工業者に電話確認し、説明が不十分な場合は現地調査を行うとともに、工事完了後についても写真等による審査を実施しました。

福祉用具購入については、物品の詳細が判断できるパンフレットや領収証に加え福祉用具購入に係る個別サービス計画書の提出を依頼するとともにその内容について確認し、購入の必要性について検証を行いました。

軽度者への福祉用具貸与については、主治医意見書やサービス担当者会議の記録から医師による医学的所見に基づく貸与であること等の確認を行いました。

住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与のいずれの取り組みにおいても、第8期計画において引き続き実施する必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

住宅改修の点検

- 住宅改修において、事前申請書類の全件を点検します。また、改修内容に疑義が生じた場合は、担当の介護支援専門員や施工業者に電話確認し、説明が不十分な場合は現地確認を行います。

福祉用具の点検

- 福祉用具購入において、支給申請時のパンフレットや領収証の提出に加え、個別サービス計画書の提出を依頼し、提出のあった書類の全件を点検します。また、疑義が生じた場合は、担当の介護支援専門員や販売業者の福祉用具専門相談員に電話確認し、説明が不十分な場合は現地確認を行います。
- 軽度者への福祉用具貸与費の例外給付について、確認依頼申請書類の全件を点検します。なお、点検にあたっては主治医意見書やサービス担当者会議の記録から医師による医学的所見に基づく貸与であること等の確認を行い、必要に応じて現地確認を行います。

◎住宅改修・福祉用具等に関する審査の適正化（実績と目標）

			実績			目標		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
住宅改修	施工前	写真等による点検（件）	119	133	120	120	120	120
		訪問点検（件）	3	4	2	2	2	2
	施工後	写真等による点検（件）	125	118	120	120	120	120
		訪問点検（件）	0	0	0	1	1	1
福祉用具	購入	パンフレット等による点検（件）	128	112	120	120	120	120
		訪問点検（件）	0	0	0	1	1	1
	貸与 （軽度者）	確認依頼申請書による点検（件）	39	28	35	35	35	35
		訪問点検（件）	0	0	0	1	1	1

※1 福祉用具貸与における軽度者とは要支援1、要支援2及び要介護1と認定された者。ただし、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）は要介護2、要介護3の認定者も含める。

※2 令和2年度は見込み値。

5. 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検とは、複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性について点検を行うものです。また、医療情報との突合とは、過去に介護給付費を支払った請求について、医療給付情報と突合し請求内容を確認して審査を行うものです。いずれの場合も請求誤りと判断されたものについて、事業所等に通知し過誤処理を行うとともに、必要に応じて再請求を行うことで介護給付費の適正化へつながります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

縦覧点検及び医療情報との突合については、島根県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託により実施しましたが、介護給付適正化システムを活用した縦覧点検の定期的な実施には至りませんでした。第8期計画については、引き続き国保連へ業務の委託を行うとともに、介護給付適正化システムの定期的な活用を努めます。

(2) 第8期計画の重点施策

国保連への委託

- 縦覧点検及び医療情報との突合について、効果的な実施を図るために、国保連へ委託します。

縦覧点検関連帳票の点検

- 介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検関連帳票の点検を行います。

◎縦覧点検・医療情報との突合（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検関連帳票の点検（回）	0	0	0	2	2	2

《参考》縦覧点検関連帳票と国保連委託の関係

No.	縦覧点検関連帳票	実施区分
1	算定期間回数制限縦覧チェック一覧表	委託
2	重複請求縦覧チェック一覧表	委託
3	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	委託
4	要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	保険者
5	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	保険者
6	居宅介護支援再請求等状況一覧表	保険者
7	月途中要介護状態変更受給者一覧表	保険者
8	軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与一覧表	保険者
9	独自報酬算定事業所一覧表	保険者
10	単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	委託

※ここでいう委託とは、国保連による事業所への確認と過誤調整の実施を指す。

6. 介護給付費通知

介護給付費通知とは、介護保険事業所からの請求にもとづき、利用者に対し介護保険サービスの利用状況をお知らせする通知です。サービスの利用状況を確認いただくことで、介護事業所による不正請求等の防止につながります。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

介護給付費通知に説明文を同封し、利用者に対して年2回の通知を行い適切なサービス利用に対する自覚を促すことで、事業者による不正請求等の防止に努めました。第8期計画においても、引き続き実施する必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

介護給付費通知の送付

- 利用者に対し介護給付費通知を送付します。

◎介護給付費通知（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知（回）	2	2	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

7. 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上

地域密着型サービスは、今後も増え続ける認知症高齢者や中重度の要介護者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう創設された介護サービスであり、隠岐圏域においては、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の3つのサービスが存在します。また、居宅介護支援サービスは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りご自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅要介護者の依頼を受けて心身の状況や希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成する介護サービスです。いずれのサービスも地域包括ケアシステムの構築・推進には欠かせないサービスであるとともに非常に大きな役割を担っています。そのため、実地指導や集団指導、研修会の開催など事業所に対する継続的な支援を行うことでサービスの質を確保することが必要です。

(1) 現状と課題（第7期計画の評価）

実地指導、集団指導並びに研修会の開催は、概ね計画通りに実施することができました。

なお、指導時に大きな法令違反は見受けられず、これまで継続して行ってきた実地指導の成果が表れていますが、各種加算の算定要件について誤った認識で算定していた事例が数件確認されました。第8期計画においては引き続き実地指導を行うとともに、算定要件が複雑な加算については、集団指導や通知文書で周知していく必要があります。

(2) 第8期計画の重点施策

実地指導等の実施

- 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の資質の向上のため、実地指導及び集団指導の実施並びに介護従事者向けの研修会を開催します。

◎地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の質の向上（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導（事業所数）	6	4	4	5	5	6
集団指導（回）	1	1	1	1	1	1
資質向上のための研修会（回）	1	1	1	1	1	1

※1 令和元年度の集団指導は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集会方式による開催は中止とし、隠岐広域連合ホームページへの資料掲載による書面開催とした。

※2 令和2年度は見込み値。

第9章 介護保険制度の安定した運営

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方
2. サービス種類ごとの見込み量
3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

第2節 適切な介護保険料の設定と徴収管理

1. 介護保険事業費の財源構成と推移
2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料
3. 介護保険料の徴収管理

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

1. 災害に対する体制整備
2. 感染症に対する体制整備

第1節 介護サービス基盤の整備

1. 介護サービス量の見込みの考え方

(1) 介護サービス量の見込みの考え方について

介護サービス量の見込みについては、第8期計画期間中の見込み量に加え、中長期的な視点に立つ必要があることから、令和7（2025）年、令和17（2035）年、令和22（2040）年の見込み量を掲載します。

(2) 第8期計画期間及び将来的な介護サービス量の見込みについて

第8期計画期間における介護サービス量は、各年度において僅かな増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移する見込みです。これは、第8期計画期間中における認定者数が緩やかな増加であることや、新たなサービス基盤の整備を行わないことが要因であると考えられます。また、令和7（2025）年においても介護サービス量の増加は見られませんが、令和17（2035）年以降は認定者数の増加に伴い、介護サービス量も増加する見込みです。

2. サービス種類ごとの見込み量

(1) 居宅サービス

居宅サービスとは、要介護・要支援者が居宅に住んだまま提供を受けられる介護サービスです。

◎訪問介護

訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員が要介護者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。平成29（2017）年度より介護予防訪問介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

訪問介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	212,233	210,539	213,838	212,232	219,699	221,211
回数（回）	4,750	4,708	4,779	4,749	4,921	4,950
月平均利用見込者数（人）	225	223	226	226	234	233

◎訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションなどの看護師等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、療養上の世話を行います。

訪問看護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	21,611	21,623	21,623	21,623	22,620	22,332
回数（回）	255	255	255	255	268	265
月平均利用見込者数（人）	61	61	61	61	64	63
介護予防訪問看護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	4,267	4,269	4,269	4,269	4,503	4,269
回数（回）	67	67	67	67	71	67
月平均利用見込者数（人）	18	18	18	18	19	18

◎訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士等が要介護（要支援）者の居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持・回復を図ります。

訪問リハビリテーション	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	15,756	15,765	15,765	15,765	16,486	16,257
回数（回）	420	420	420	420	439	433
月平均利用見込者数（人）	40	40	40	40	42	41
介護予防訪問リハビリテーション	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311
回数（回）	37	37	37	37	37	37
月平均利用見込者数（人）	4	4	4	4	4	4

◎居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・看護師等が通院困難な要介護（要支援）者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行います。

居宅療養管理指導	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	4,466	4,468	4,597	4,468	4,700	4,700
月平均利用見込者数（人）	40	40	41	40	42	42
介護予防居宅療養管理指導	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	163	163	163	163	163	163
月平均利用見込者数（人）	2	2	2	2	2	2

◎通所介護

通所介護は、在宅の要介護者が通所介護事業所に通い、入浴・排泄・食事等の介護・生活等について相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を受けることで、社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。なお、平成29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

通所介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	221,801	220,031	223,817	223,330	230,805	230,016
回数（回）	2,493	2,472	2,515	2,511	2,596	2,582
月平均利用見込者数（人）	243	241	245	245	253	251

◎通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、在宅の要介護（要支援）者が通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを受けることで、心身機能の維持回復を図ります。

通所リハビリテーション	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	60,992	61,026	62,542	62,542	65,807	64,291
回数（回）	609	609	626	626	656	639
月平均利用見込者数（人）	78	78	80	80	84	82
介護予防通所リハビリテーション	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	18,439	18,449	18,691	18,691	19,420	18,691
月平均利用見込者数（人）	54	54	55	55	57	55

◎短期入所生活介護

短期入所生活介護は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護（要支援）者を短期間入所させ、入浴・排泄・食事の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

短期入所生活介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	177,576	176,043	180,747	178,777	184,143	184,135
回数（回）	1,790	1,773	1,820	1,803	1,859	1,856
月平均利用見込者数（人）	116	115	118	117	121	120
介護予防短期入所生活介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	586	587	587	587	587	587
回数（回）	9	9	9	9	9	9
月平均利用見込者数（人）	2	2	2	2	2	2

◎短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護は、一時的に入所の必要がある要介護（要支援）者を短期間入所させ、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

短期入所療養介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	8,832	8,837	8,837	8,837	8,837	8,837
回数（回）	75	75	75	75	75	75
月平均利用見込者数（人）	7	7	7	7	7	7

◎福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護（要支援）者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身の状況や希望・環境をふまえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活上の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図るものです。

福祉用具貸与	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	69,096	68,915	69,936	69,388	71,722	71,198
月平均利用見込者数（人）	367	365	370	369	382	379
介護予防福祉用具貸与	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	20,134	20,436	20,436	20,589	21,339	20,287
月平均利用見込者数（人）	134	136	136	137	142	135

◎特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために福祉用具による住環境の整備を図るものです。

特定福祉用具購入費	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	5,622	5,622	5,622	5,622	6,133	5,622
月平均利用見込者数（人）	13	13	13	13	14	13
介護予防特定福祉用具購入費	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	2,544	2,544	2,544	2,544	2,544	2,544
月平均利用見込者数（人）	6	6	6	6	6	6

◎住宅改修費

住宅改修費は、要介護（要支援）者が在宅での生活を継続するために小規模な住宅改修による住環境の整備を図るものです。

住宅改修費	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	6,089	6,089	6,089	6,089	6,089	6,089
月平均利用見込者数（人）	8	8	8	8	8	8
介護予防住宅改修費	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	4,808	4,808	4,808	4,808	4,808	4,808
月平均利用見込者数（人）	6	6	6	6	6	6

◎特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、養護老人ホーム等の入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。なお、サービスの利用形態として、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型（包括型）」と、特定施設の事業者がマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」の二種類があります。

特定施設入居者生活介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	205,566	205,680	205,680	210,142	217,070	217,070
月平均利用見込者数（人）	91	91	91	93	96	96
介護予防特定施設入居者生活介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	18,652	18,663	18,663	18,663	19,627	18,663
月平均利用見込者数（人）	21	21	21	21	22	21

◎居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）者の心身の状況、環境・本人や家族の希望を受けて介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

居宅介護支援	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	114,379	114,050	115,641	115,463	120,058	118,563
月平均利用見込者数（人）	601	599	607	607	631	622
介護予防支援	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	9,662	9,721	9,775	9,775	10,151	9,668
月平均利用見込者数（人）	180	181	182	182	189	180

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村でサービスが提供されます。

◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行います。隠岐圏域には当該サービス事業者は無く、隠岐圏域外での利用となっています。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に介護予防サービスはありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	2,780	2,782	2,782	2,782	2,782	2,782
月平均利用見込者数（人）	1	1	1	1	1	1

◎地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、利用定員が18人以下の小規模な通所介護です。なお、平成29（2017）年度より介護予防通所介護は、地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

地域密着型通所介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	104,834	104,892	106,695	106,695	110,926	109,123
回数（回）	1,147	1,147	1,169	1,169	1,216	1,194
月平均利用見込者数（人）	94	94	96	96	100	98

◎小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることで居宅における生活の継続を支援するものです。

小規模多機能型居宅介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	139,426	139,503	140,817	142,721	146,513	145,199
月平均利用見込者数（人）	76	76	77	78	80	79
介護予防小規模多機能型居宅介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	30,429	30,446	30,446	30,975	31,847	30,446
月平均利用見込者数（人）	42	42	42	43	44	42

◎認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練の行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

認知症対応型共同生活介護	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	218,651	218,772	221,911	224,955	231,437	231,437
月平均利用見込者数（人）	70	70	71	72	74	74

(3) 施設サービス

施設サービスとは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」に入所した要介護者に対して提供されるサービスです。

◎介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者の入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行います。

介護老人福祉施設	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	854,821	855,296	855,296	877,815	899,805	908,816
月平均利用見込者数（人）	266	266	266	273	280	283

◎介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とし、在宅の生活への復帰を目指してサービスを提供します。

介護老人保健施設	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
給付費見込額（千円）	272,301	272,452	272,452	282,955	289,252	289,376
月平均利用見込者数（人）	80	80	80	83	85	85

◎介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等をもつ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした、病状が安定期にある長期療養が必要な人のための医療施設です。なお、介護療養型医療施設は令和6（2024）年度をもって廃止となり、介護医療院へと移行します。

介護療養型医療施設	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	9,956	9,962	9,962	0	0	0
月平均利用見込者数（人）	3	3	3	0	0	0

◎介護医療院

介護医療院とは、要介護者であって、長期に渡り療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

介護医療院	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
給付費見込額（千円）	0	0	0	9,738	9,738	9,738
月平均利用見込者数（人）	0	0	0	3	3	3

(4) 地域支援事業

地域支援事業とは、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

●地域支援事業見込み量

(単位：千円)

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
地域支援事業 見込額	223,829	226,972	230,596	205,060	184,552	170,285

●第8期計画期間の内訳

①町村別

(単位：千円)

事業区分 町村名 年度	海士町			西ノ島町			知夫村			隠岐の島町		
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	22,985	23,004	23,034	20,797	20,797	20,797	6,622	6,810	7,005	59,553	59,657	59,942
訪問型サービス	3,795	3,795	3,795	6,000	6,000	6,000	1,260	1,320	1,380	7,428	7,345	7,430
訪問介護従前相当サービス	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000	6,000	1,260	1,320	1,380	7,428	7,345	7,430
訪問型サービスA	795	795	795	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通所型サービス	11,600	11,600	11,600	8,622	8,622	8,622	1,788	1,860	1,920	43,250	43,238	43,263
通所介護従前相当サービス	11,600	11,600	11,600	8,622	8,622	8,622	1,788	1,860	1,920	30,960	30,965	30,970
通所型サービスA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,040	12,060	12,080
通所型サービスC	-	-	-	-	-	-	-	-	-	250	213	213
その他生活支援サービス	2,040	2,060	2,090	1,102	1,102	1,102	540	540	540	1,944	1,850	1,800
介護予防ケアマネジメント	1,800	1,800	1,800	1,350	1,350	1,350	800	850	900	5,500	5,700	5,925
審査支払手数料	90	90	90	80	80	80	35	40	45	252	246	246
高額介護予防サービス費相当事業等	60	60	60	5	5	5	-	-	-	100	100	100
一般介護予防事業	3,600	3,599	3,599	3,638	3,638	3,638	2,199	2,200	2,220	1,079	1,178	1,178
包括的線事業及び任意事業	10,952	10,952	10,952	13,367	13,367	13,367	12,769	12,810	13,160	39,655	41,719	43,843
包括的支援事業	9,251	9,251	9,251	11,547	11,547	11,547	11,406	11,450	11,800	31,755	32,955	34,155
任意事業	1,701	1,701	1,701	1,820	1,820	1,820	1,363	1,360	1,360	7,900	8,764	9,688
包括的線事業【社会保障充実分】	2,117	2,317	2,357	7,345	7,345	7,345	6,267	6,294	6,394	19,672	20,172	20,672
在宅医療・介護連携推進事業	532	532	532	82	82	82	120	120	120	3,579	3,579	3,579
生活支援体制整備事業	1,070	1,070	1,070	4,676	4,676	4,676	3,400	3,500	3,600	15,457	15,957	16,457
認知症総合支援事業	483	683	723	2,541	2,541	2,541	2,747	2,674	2,674	542	542	542
地域ケア会議推進事業	32	32	32	46	46	46	-	-	-	94	94	94
合計	36,054	36,273	36,343	41,509	41,509	41,509	25,658	25,914	26,559	118,880	121,548	124,457

②隠岐広域連合

(単位：千円)

事業区分	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
包括的支援事業及び任意事業	1,433	1,433	1,433
任意事業	1,433	1,433	1,433
包括的支援事業【社会保障充実分】	295	295	295
在宅医療・介護連携推進事業	295	295	295
合計	1,728	1,728	1,728

3. 介護サービスの日常生活圏域別整備目標

隠岐圏域においては、居宅サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの24時間体制でサービスを提供できる体制が整っておりません。これは、介護人材の不足が大きな要因であり、現状では新たなサービス基盤の整備を行うことが困難です。以上のことから第8期計画期間においては、新たなサービス基盤の整備は行わないものとし、これらの諸課題を解決するため、介護人材の確保を最優先事項として取り組みます。

なお、不足するサービスについては、既存の介護保険サービスや地域支援事業を活用することで柔軟に対応します。

●地域密着型サービスの日常生活圏域別整備目標

圏域	小規模多機能型 居宅介護		認知症対応型 共同生活介護		地域密着型 通所介護	
	整備数	整備目標	整備数	整備目標	整備数	整備目標
海士圏域	0ヶ所	0	1ヶ所 (9床)	0	1ヶ所 (15人)	0
西ノ島圏域	1ヶ所 (25人)	0	0ヶ所	0	1ヶ所 (7人)	0
知夫圏域	0ヶ所	0	0ヶ所	0	1ヶ所 (10人)	0
西郷圏域	1ヶ所 (25人)	0	2ヶ所 (27床)	0	0ヶ所	0
東郷圏域	1ヶ所 (28人)	0	0ヶ所	0	0ヶ所	0
磯圏域	1ヶ所 (25人)	0	0ヶ所	0	1ヶ所 (14人)	0
中条圏域	1ヶ所 (25人)	0	1ヶ所 (9床)	0	0ヶ所	0
中村・布施圏域	1ヶ所 (26人)	0	1ヶ所 (9床)	0	1ヶ所 (18人)	0
五箇圏域	0ヶ所	0	1ヶ所 (9床)	0	0ヶ所	0
都万圏域	0ヶ所	0	1ヶ所 (9床)	0	1ヶ所 (10人)	0
合計	6ヶ所 (154人)	0	7ヶ所 (72床)	0	6ヶ所 (74人)	0

※「整備数」は令和2年9月末時点の整備数「整備目標」は第8期計画期間中の整備目標数。

第2節 適切な介護保険料の設定

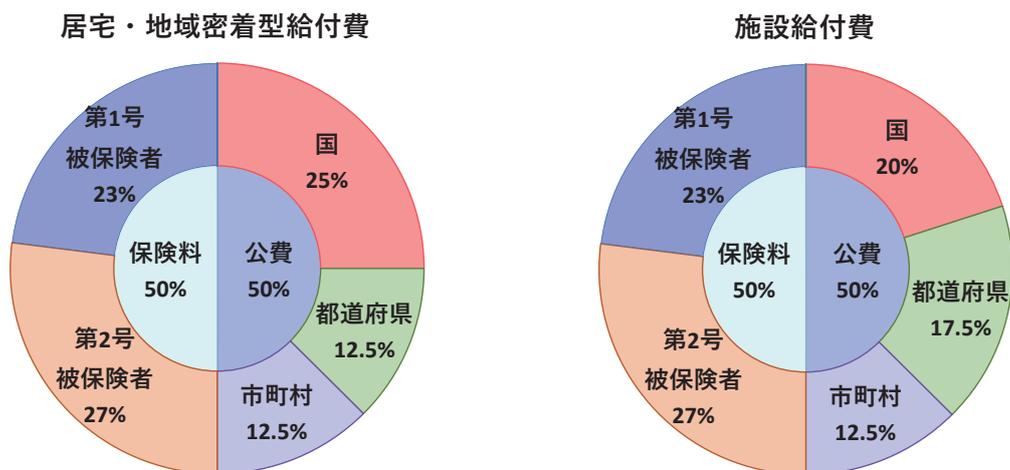
1. 介護保険事業費の財源構成と推移

(1) 介護保険料の財源構成

保険給付費を行うための財源は、公費（国、島根県、隠岐4町村）と被保険者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として50%を公費で、残る50%を第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっており、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は計画期間単位で見直しが行われ、全国一律に決定されます。また、地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費は上述の保険給付費と同様の負担割合となっていますが、包括的支援事業・任意事業費においては、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

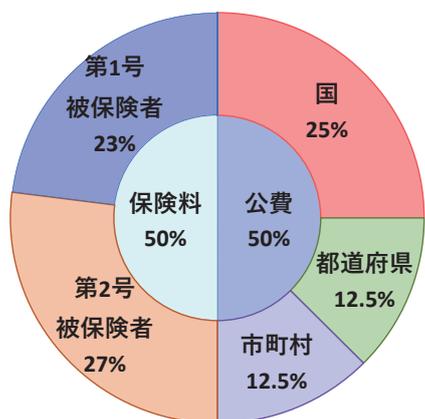
なお、65歳以上の第1号被保険者負担分は、隠岐広域連合が介護保険料として直接徴収し、事業費（保険給付費と地域支援事業費の合計）の財源としています。

●保険給付費の財源構成

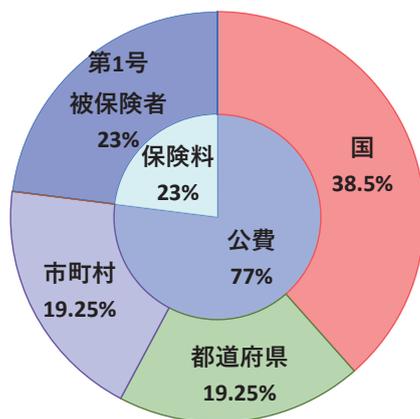


●地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

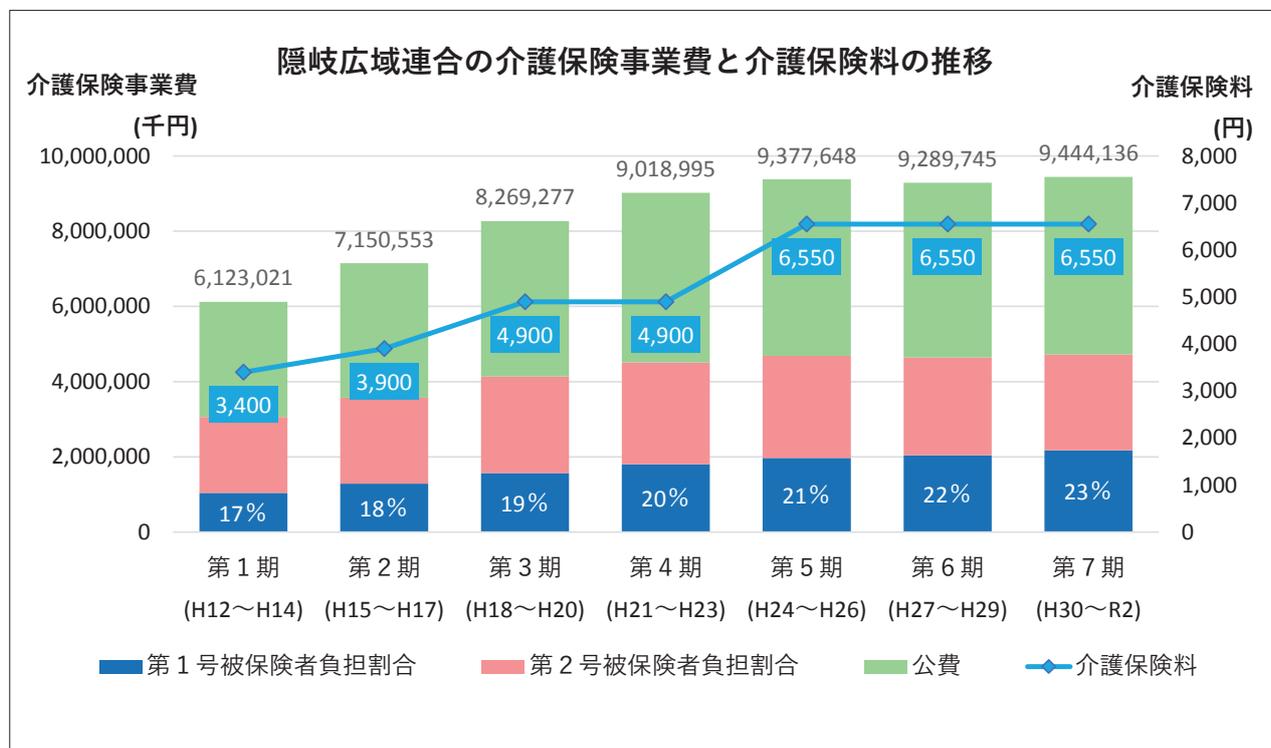


包括的支援事業・任意事業費



(2) 隠岐広域連合における介護保険料の推移

第1号被保険者の負担割合は、第1期計画の17%から第7期計画では23%に段階的に引き上げられました。また、事業費においても増加傾向にあることから、第7期計画の隠岐広域連合における第1号被保険者の介護保険料は、月額6,550円（年額78,600円）が基準額となっています。



2. 介護保険事業費の見込みと介護保険料

(1) 介護保険事業費の見込み

第8期計画期間中の各年度における保険給付費及び地域支援事業費の見込額は以下のとおりとします。

(単位：円)

区 分		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期合計
介護 保険 事業 費	保険給付費	3,029,186,000	3,013,905,000	3,037,822,000	9,080,913,000
	地域支援事業費	223,829,000	226,972,000	230,596,000	681,397,000
合 計		3,253,015,000	3,240,877,000	3,268,418,000	9,762,310,000

(2) 所得段階別介護保険料

第8期計画における介護保険料の設定は、保険給付費の見込額、地域支援事業費の見込額、第1号被保険者の見込人数、第1号被保険者の所得段階割合を踏まえながら、第1号被保険者の負担能力に応じた所得段階の多段階化と保険料率を設定することによって、低所得者層の負担を軽減します。

なお、所得段階については、第7期計画と同様の第11段階とし、保険料率についても第7期計画を引き継ぎます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域で必要な介護} \\ \text{サービス等の総費用} \\ \text{(介護保険事業費)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分23\%} \\ \text{(費用負担割合)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{隠岐圏域に住む65} \\ \text{歳以上の方の人数} \\ \text{(補正後被保険者数)}^{*1} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{介護保険料} \\ \text{基準額} \\ \text{(年額)} \\ \hline \end{array}$$

※1 補正後被保険者数とは、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を第1号被保険者数とみなした人数。

【設定条件】

- ① 第1号被保険者の負担割合 23%
- ② 介護給付費準備基金^{※2}の取り崩しを行うことによる減額（上昇抑制）
- ③ 介護保険料の多段階化による低所得者層の負担軽減（11段階の継続）

※2 介護給付費準備基金は介護保険事業費の財源を安定的に確保するため保険者（隠岐広域連合）に設置されている基金であり、介護保険財政に不足が生じた場合や介護保険料の上昇抑制のために必要に応じて取り崩しを行う。

●第8期介護保険料

第8期月額介護保険料基準額：6,550円（年額：78,600円）

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	3,275円 (1,965円)	39,300円 (23,580円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の人	0.75 (0.50)	4,912円 (3,275円)	58,944円 (39,300円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.70)	4,912円 (4,585円)	58,944円 (55,020円)
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,895円	70,740円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,550円	78,600円
第6段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,860円	94,320円
第7段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万以上210万円未満の人	1.30	8,515円	102,180円
第8段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が210万以上320万円未満の人	1.50	9,825円	117,900円
第9段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が320万以上400万円未満の人	1.70	11,135円	133,620円
第10段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が400万以上800万円未満の人	2.00	13,100円	157,200円
第11段階	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.30	15,065円	180,780円

※1 第1段階から第3段階については、国の支援制度により減額されている。なお、括弧内が減額後の金額となる。

※2 月額保険料は、基準額に保険料率を乗じて、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※3 年額保険料に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※4 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合は、10万円を控除する。

3. 介護保険料の徴収管理

介護保険制度を運営するために必要な財源のうち、65歳以上の方が納める第1号介護保険料は23%を占めます。

そのため、第1号介護保険料の収納率向上は、事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性を図るためにもとても重要です。

第8期計画期間においては以下の取り組みを実施し、収納率の改善を図ります。

(1) 第8期計画の重点施策

□口座振替の推進

- 納付忘れが少ない口座振替を推進します。
- 初期滞納者に対し、早期からお知らせします。

□滞納整理強化月間の取り組み

- 年金支給月である偶数月を滞納整理強化月間とし、全庁を挙げて滞納徴収に努めます。

□構成町村との連携

- 構成町村との連携を強化し、情報を共有しながら効率的な徴収に努めます。

◎介護保険料の徴収管理（実績と目標）

	実績			目標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通徴収収納率（%）	91.3	92.7	91.0	92.0	92.0	92.0

※ 令和2年度は見込み値。

第3節 災害・感染症対策に係る体制整備

近年では、毎年のように全国で自然災害が頻発しており、各地で甚大な被害が発生しています。隠岐圏域も例外ではなく、平成19（2007）年の豪雨災害や隠岐の島町で震度5弱を観測した平成28（2016）年の鳥取県中部地震など、様々な自然災害が発生しています。大規模災害は広い範囲に甚大な被害を及ぼすことに加え、復旧には長い年月が必要となります。そのため、日頃から災害が起こり得ることに留意し、防災・減災のための対策や訓練を重ねておくことが重要です。

また、令和元（2019）年12月に中国で発生した新型コロナウイルスを起因とする感染症は、瞬く間に世界各国に広がり、我が国においても急速に感染が拡大しました。新型コロナウイルス感染症がもたらす社会的・経済的影響は計り知れないものであり、介護事業所内でも集団感染が発生するなど高齢者福祉にも大きな影響を与えています。隠岐圏域においては、全国は元より島根県内でも高い高齢化率に加えて、離島という特殊な環境下にあることから、ひとたび感染症が蔓延すれば圏域一体の介護崩壊に繋がりがねません。そのため、介護事業所等に対する感染拡大防止策の周知徹底や感染症発生時に備えた体制の整備が必要です。

1. 災害に対する体制整備

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、食料、飲料水等の物資の備蓄・調達状況の確認に努めるとともに、実地指導を通じた災害に関する具体的計画の確認に努めます。また、介護保険事業者等に対し、各町村の定める地域防災計画、地域のハザードマップ並びに災害の種類別の避難に要する時間及び避難経路等の確認を促します。

2. 感染症に対する体制整備

日頃から介護事業所及び各町村と連携し、訓練の実施や感染症に関する情報の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築、感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備について検討します。また、島根県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を検討します。さらには、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に関する研修会の開催を検討します。

第10章 計画のフォローアップ

第1節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発

1. 介護保険運営協議会による計画の評価
2. 介護サービス及び計画の普及啓発

第1節 計画の評価と介護サービス及び計画の普及啓発

1. 介護保険運営協議会による計画の評価

(1) 評価の目的

本計画は、介護保険運営協議会において計画の進捗状況を確認していくこととしており、介護保険事業全般の実施状況の点検・評価を行い、これを活用することによって第8期計画における課題の整理及び改善を図るとともに、第9期計画の策定に活かします。

(2) 評価の手順

- ①各団体は、事前に事業内容（評価項目）に沿って自己評価を行います。
- ②介護保険運営協議会は、各団体に対してヒアリング（説明・報告）を実施します。
- ③介護保険運営協議会は、各団体の自己評価結果及びヒアリングをもとに各団体の評価を行います。
- ④評価については、隠岐広域連合ホームページにおいて公表します。

(3) 評価の期間と評価の時期

- ①初期評価 期間：令和3（2021）年4月～令和4（2022）年3月
時期：令和4（2022）年6月
- ②中間評価 期間：令和3（2022）年4月～令和5（2023）年3月
時期：令和5（2023）年6月
- ③最終評価 期間：令和3（2023）年4月～令和6（2024）年3月
時期：令和6（2024）年6月

※各年度において、9月末実績を目途に中間見直しを行います。時期：各年度11月

2. 介護サービス及び計画の普及啓発

介護保険制度の仕組みについては、隠岐広域連合においてパンフレットを作成し、介護保険料通知文書の送付に合わせて配布するとともに、隠岐広域連合ホームページへの掲載を行います。

第8期計画については、隠岐広域連合のホームページへ掲載するとともに、概要版を作成し、全戸配布します。

各種サービスに関することについては、隠岐4町村でパンフレット又は案内等を作成し、広報誌やホームページへの掲載を行います。また、サービスの利用については、地域包括支援センターを中心として利用者への相談に応じるとともに、必要に応じて個別訪問を行います。

その他、介護保険制度や各種施策において特に重要であると認められる場合は、隠岐広域連合と隠岐4町村が連携し、必要に応じて住民説明会を実施します。

資料編

● 隠岐広域連合介護保険運営協議会設置要綱

(平成 24 年 3 月 30 日告示第 6 号)

改正 平成 29 年 3 月 1 日告示第 3 号

平成 30 年 3 月 26 日告示第 5 号

(目的)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づき隠岐広域連合介護保険事業計画の作成及び評価並びに介護保険事業の適正な運営に向けて、隠岐広域連合介護保険運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項の審議を行い、必要に応じて提言を行うものとする。

- (1) 隠岐広域連合介護保険事業計画の作成及び評価に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営、評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は 1 号、2 号被保険者、保健、医療、福祉関係者及び学識経験を有する者などのうちから隠岐広域連合長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年(再任を妨げない)とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営協議会に会長及び副会長をおき委員が互選する。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員以外の者の参加)

第 6 条 会長は、特に必要があると認める場合は、委員以外の者に運営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(運営協議会)

第 7 条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 8 条 運営協議会に関する事務は隠岐広域連合介護保険課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか運営協議会の運営に関し必要な事項は隠岐広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(隠岐広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び隠岐広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 隠岐広域連合地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成 22 年 2 月 1 日告示第 3 号)
- (2) 隠岐広域連合地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成 22 年 2 月 1 日告示第 3 号)

附 則(平成 29 年告示第 3 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 5 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

● 隠岐広域連合介護保険運営協議会委員名簿

区 分	役 職 名	町 村	氏 名
保健・医療関係者	隠岐島前病院長	西ノ島町	シライシ ヨシヒコ 白石 吉彦
	隠岐病院地域連携部長	隠岐の島町	カウ イチロウ 加藤 一郎
	隠岐保健所長	隠岐の島町	ナギラ マサミ 柳樂 真佐実
社会福祉関係者	隠岐の島町社会福祉協議会事務局長	隠岐の島町	ムラカミ マサル 村上 勝
	西ノ島町社会福祉協議会事務局長	西ノ島町	ヒラキ 平木 みゆき
	隠岐の島町民生児童委員協議会会長	隠岐の島町	ツツミアキラ 堤 章
	隠岐地区老人福祉施設研究協議会会長	隠岐の島町	イケダ マリカ 池田 眞理香
	隠岐地域介護支援専門員協会会長	隠岐の島町	サイトウ アキヒロ 齋藤 昭博
住 民 代 表	第2号被保険者	海士町	ハナオカ カズエ 花岡 和恵
	第2号被保険者	知夫村	カシマ ルリ 鹿島 留里
	第1号被保険者	西ノ島町	マノ サナエ 眞野 早苗
	第1号被保険者	隠岐の島町	会 長 フジタ ツカサ 藤田 司
学 識 経 験 者	学識経験者	隠岐の島町	副会長 タケバヤシ ユキマサ 竹林 行政

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

分二
析！
ズ調
果査

●用語の解説

◇あ行

IADL (Instrumental Activities Daily Living)

排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のことをいう。また、薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関関連の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

ICT (Information and Communication Technology)

情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

Iターン

出身地以外の場所で就職すること。

医学的所見

主治医意見書・診断書等によって症状を裏付けることができるものをいう。

一次判定

認定調査員による心身の状況調査（認定調査）及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定である。

SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのこと。

NPO

「民間非営利組織」のこと。日本では、環境や福祉などに非営利活動を行う市民団体、あるいは公益法人の一部、ボランティア活動推進団体などをNPOと呼ぶことが一般的である。

エンディングノート

自身に万が一のことが起こった時に備え、あらかじめ家族等に自身の希望や伝えておくべき事項を記載しておくノート。

◇ かけ

介護給付費通知

ご利用いただいている介護サービス事業所からの保険請求に基づき、サービスの種類や費用など、実際のサービス利用状況をお知らせするための通知である。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定者およびその家族からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。介護保険法に基づく名称は介護支援専門員であるが、ケアマネジャー（Care manager）とも呼称される。

介護ロボット

ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器のことを指す。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを目指す。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況に影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施する調査。地域包括ケア「見える化」システム上に登録することで、経年比較や地域間比較が可能になる。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とした事業。総合事業は、地域支援事業を構成する事業の一つであり、大きく分けて「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つの事業から構成される。

緩和ケア認定看護師

日本看護協会の認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者をいい、水準の高い看護実践を通じて看護師に対する指導・相談活動を行う者をいう。緩和ケア分野の知識と技術としては、疼痛、呼吸困難、全身倦怠感、浮腫などの苦痛症状の緩和、患者・家族への喪失と非嘆のケア等がある。

協議体

地域で活動している個人や団体などの地域住民を中心として、関係の深い専門職や組織などが一緒になって、地域の支え合いを発展させ、資源開発などを含む地域づくりを実質的に進める場である。また、メンバーについては、必要に応じて流動的に設定する。

キャリアアップ

経歴や経験を高めること。

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所とは、在宅の要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類やその内容、提供者などを定めたサービスの計画（ケアプラン）を作成し、支援する事業所である。所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護に関するさまざまな相談に応じる。

筋骨格系疾患

筋肉、骨格に関する疾患のこと。骨折、変形性関節症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、関節リウマチなどが挙げられる。

ケアプラン（介護サービス計画）

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

ケアマネジメント

要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者などが、その人らしく地域で暮らすことができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止に関する諸制度などを活用して、高齢者の生活の維持が図られるよう支援するもの。

高額医療合算介護サービス費

医療保険ごとの世帯を単位として、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度である。

高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されており、1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度である。この場合の利用者負担の合計には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や施設等における食費・居住費は含まない。

合議体

複数の構成員の合議によって、その意思を決定する組織体である。介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者で構成される合議体である。

合計所得金額

前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入（数種類の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合のこと。

高齢者虐待

高齢者が家族などの養護者や介護サービス提供者から不適切な扱いを受けて、高齢者の心身の健康が損なわれること。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任の5種類がある。高齢者が虐待を受けていることに気づいた人は、通報する義務がある。

高齢者サロン

高齢者の閉じこもりの防止、近隣での助け合いを育む地域づくりを目的にしており、地域の人々が自由に集まって、自由な発想で企画・運営する「交流の場」である。

高齢者生活支援ハウス

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としたもの。

◇さ行

作業療法士（OT）

医師の指示の下に、身体又は精神に障がいのある者、またはそれが予測されるものに対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる者をいう。

サテライト型施設

本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される施設。

Jターン

出身地に近い地方都市に移住すること。

自然体推計

これまでの推移から算出した認定率や利用率の変化をもとに、その傾向が今後とも続くと仮定して認定率、利用率を算出して推計する値をいう。

実地指導

運営上の指導・相談（人員及び設備・運営基準等）。適正な報酬請求のための指導。

シニア世代

シニア（Senior）①年長者。上級生。上級者。 ②高齢者。

集団指導

介護保険法の制度や基準の周知、解説による理解の促進。介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務を指導。指定・更新事務等の説明。

縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うこと。

ジョブフェア

合同企業説明会を指す。複数の企業が一カ所に集まり、求職者に対して求人のための説明会を行うイベントである。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う専門職。原則として介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者。

自立支援

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すること。

シルバー人材センター

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、概ね60歳以上の会員で構成されている。

審査支払手数料

国民健康保険連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しており、その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいう。

スキルアップ

仕事に必要な技能や技術を身に着けること。技術力を高めること。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援サービス

在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつ。

生活習慣病

食生活や運動習慣、休養や喫煙、飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に関与している疾患のこと。

生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。

成年後見制度

成年に達していても、病気や障がいにより十分な意思決定能力を持たない人について、第三者の関与を受けることにより、その人の自己決定権を尊重しながら、障がいの程度や残された能力に応じて法律上の権利を制限し、後見していく制度である。本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。

◇た行

ターミナルケア

終末期の医療・看護・介護。治癒の見込みがなく、死期が近づいた方に対し、延命治療中心でなく、人格を尊重したケア中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行うこと。

団塊世代

昭和 22 年～ 24 年（1947～49 年）までの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指す。他世代と比較して人数が多いことからこの呼び名が付いている。

団塊ジュニア世代

昭和 46 年～ 49 年（1971～74 年）までの第二次ベビーブーム時代に生まれた世代を指す。団塊世代の次に人数が多い。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。地域ケア会議は大きく分けて、「地域ケア推進会議」と「地域ケア個別会議」の二つの会議に分類される。

地域ケア個別会議（ケース検討会）

市町村または地域包括支援センターが主催し、検討する事例のサービス担当者に限らず、地域の多職種の視点から課題の解決に向けた検討がなされる会議である。

地域ケア推進会議

地域包括ケアシステムを構築するための効果的な手段として、保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う場として設置される。

地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の三つの事業から構成される。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護保険制度などによる公的サービスのみならず、地域の様々な活動などの多様な社会資源を効果的に活用して、行政・関係機関・地域等が連携して高齢者を包括的及び継続的に支援すること。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護等に関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行ったりなど、必要な支援を包括的に担う機関。隠岐圏域では、各町村にそれぞれ1カ所設置している。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支えるために、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として平成18（2006）年4月に創設されたサービスである。原則として所在する市町村の住民だけが利用でき、指定・指導監督の権限も市町村である。

特定入所者介護サービス費

市町村民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。

◇な行

ニーズ

一般に「ニーズ」というのは「必要なこと」で「満たされなければいけないもの」を言い、介護サービスでは生活していくうえで困っていることや、本人や家族が援助してほしいと望んでいるもの、介護側で援助が必要ととらえているものを言う。

二次判定

保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき行う、審査判定である。

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件の総合的に勘案して日常生活圏域を定める。日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定する。

任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業。任意事業は、地域支援事業を構成する事業の一つである。

認知症

何らかの病気によって脳の神経細胞が壊れることにより、記憶・判断・認知する力が低下し、生活に支障をきたしている状態。

認知症ケアパス

認知症になった場合に、いつ、どこで、どのようなサービスを受けられるのかの情報をまとめたもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知所の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヵ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。各町村の地域包括支援センター等へ配置されている。

認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の様態の変化に応じて、必要な医療・介護等が連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことが重要である。このため、認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

認定率

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合。通常は第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者をいう。

◇は行

パブリックコメント

「パブリックコメント（意見公募）制度」とは、公的な機関が基本的な施策（条例・計画など）を策定する際に、案の段階でその案と資料を公表して、住民の方からその案に対する意見や情報を募集し、寄せられた意見などを考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見に対する市町村の考え方もあわせて公表していく一連の手続きをいう。

バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていくうえで、障壁（バリアー）となるものを除去するという意味。今日では、物理的障壁の除去だけでなく、制度的・心理的など生活全般に関連している障壁の除去の意味でも用いられる。

ヒアリング

面接調査で、相手の話を聞くことを中心に情報収集する方法のこと。

被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方は、介護保険の第1号被保険者となり、原因に関わらず、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できる。市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第2号被保険者となり、特定の疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときのみサービスを利用できる。

PDCAサイクル

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、事業等の効率化や目標達成を目指すための手法の一つ。

ガイダンス

学生等が自分の適性を知り、進路を決定できるよう指導すること。

フレイル

英語の「Frailty（フレイルティ）」が語源となっており、加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

プロセス

物事を進める手順、物事が進む過程。

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営と「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」からなる社会保障充実分で構成される事業。包括的支援事業は、地域支援事業を構成する事業の一つである。

保険給付費

介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付に区分される。

法定計画

法令によって策定が定められ、行政指針となる計画。

◇ま行

マッチング

種類の異なったものを組み合わせること。または、複数のデータを突き合わせて照合すること。人材のマッチングについては、企業や組織と人材をつなぎ合わせることを意味する。

◇や行

Uターン

出身地に戻り就職すること。

◇ら行

理学療法士（PT）

ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職である。

リビングウィルカード

判断能力を有する成人が病気や事故で判断能力を失う等により、自身が「受けない」あるいは「受けたくない」延命のための医療等について意思表示ができなくなった場合に備え、あらかじめ自分の意志を示しておくカード。

◇わ行

ワークショップ

参加者が主体となる体験型講座のこと。

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査分析結果

I. 調査概要

1. 調査目的

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査は、保険者が一般高齢者、総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することを目的として実施しました。

2. 調査圏域

海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域の計 10 圏域

3. 調査対象

隠岐4町村に在住の65歳以上の方で、要介護1～5の認定を受けていない一般高齢者、総合事業対象者及び要支援者（島外にお住まいの方、施設入所・入院されている方を除く）

4. 調査方法

郵送による配布・回収（無記名方式）

5. 調査期間

令和2年1月4日から2月29日まで

6. 調査対象数

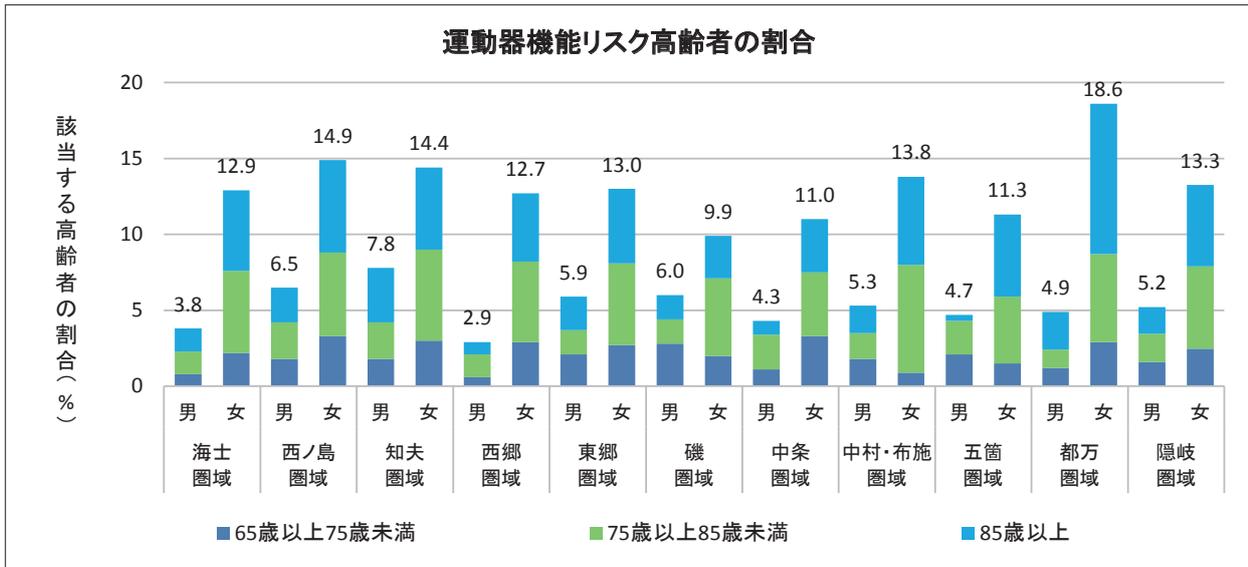
6,890名（悉皆調査）

7. 回収結果

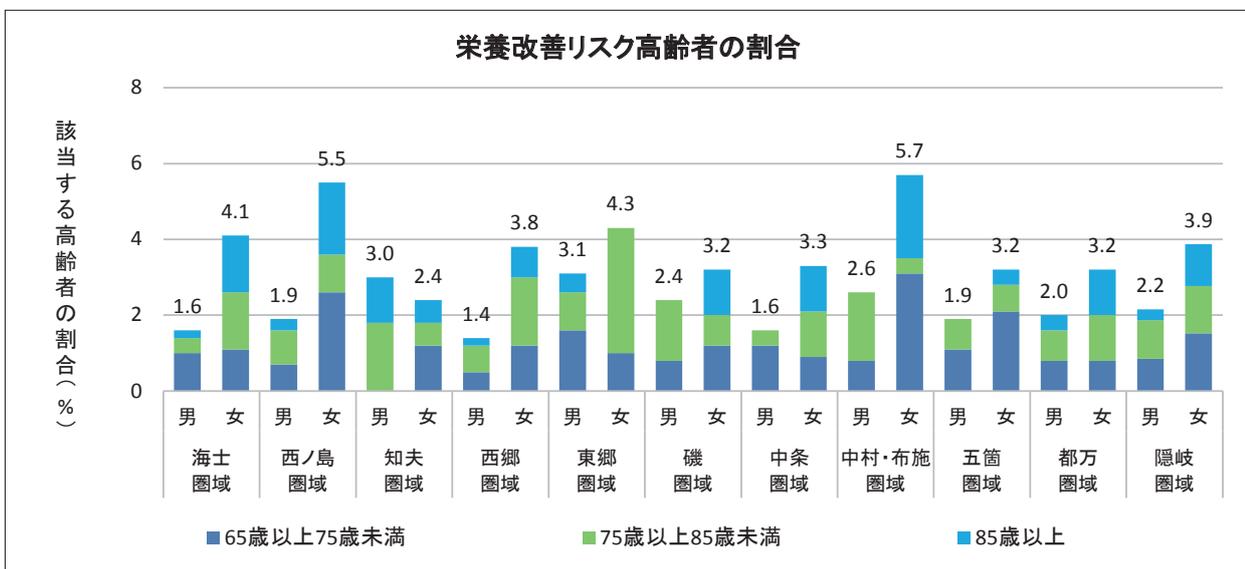
3,663名（回収率53.2%）

圏域名	対象者	入力数	回収率
海士圏域	800	464	58.0%
西ノ島圏域	1,096	629	57.4%
知夫圏域	248	169	68.1%
西郷圏域	1,386	730	52.7%
東郷圏域	373	185	49.6%
磯圏域	591	255	43.1%
中条圏域	795	426	53.6%
中村・布施圏域	478	225	47.1%
五箇圏域	558	277	49.6%
都万圏域	565	303	53.6%
合計	6,890	3,663	53.2%

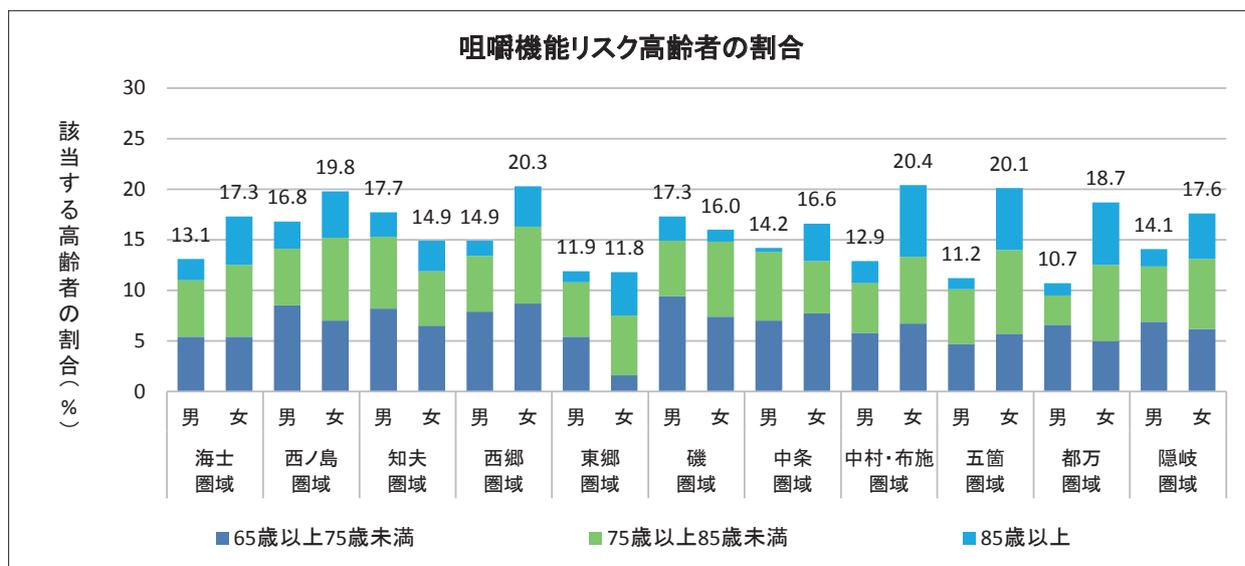
Ⅱ. 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査指標



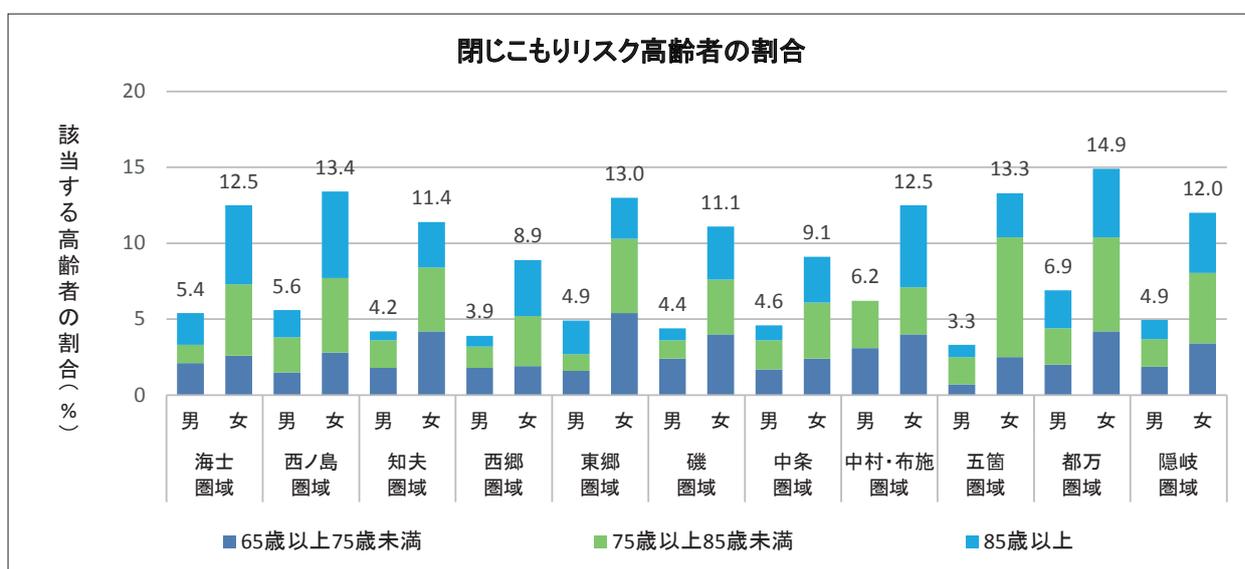
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の5.2%を上回っています。
- 女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の13.3%を上回っています。特に都万圏域は突出して高くなっています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。
- 全体的に75歳以上からリスク割合が高くなる傾向です。



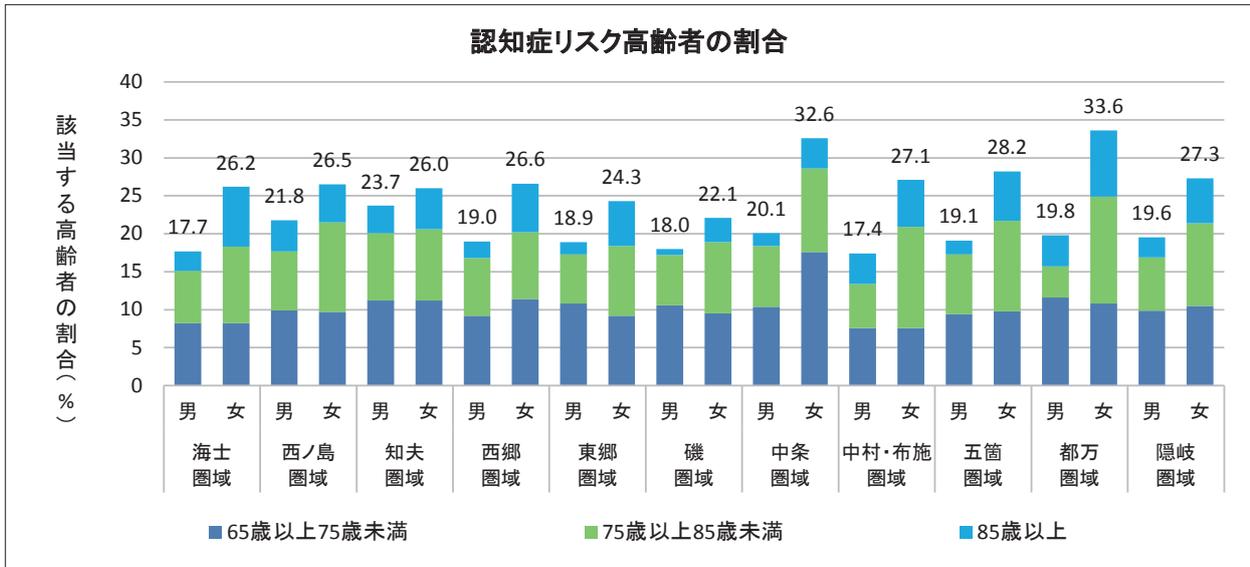
- 男性において、知夫圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の2.2%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、東郷圏域、中村・布施圏域が隠岐平均の3.9%を上回っています。



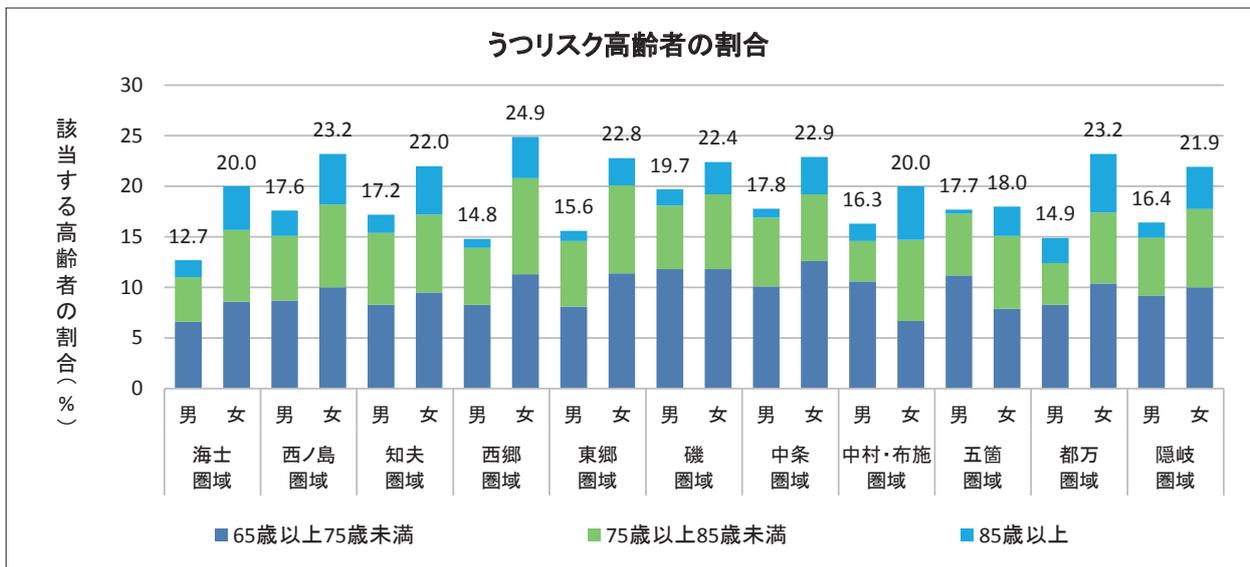
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域が隠岐圏域平均の14.1%を上回っています。
- 女性において、西ノ島圏域、西郷圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の17.6%を上回っています。



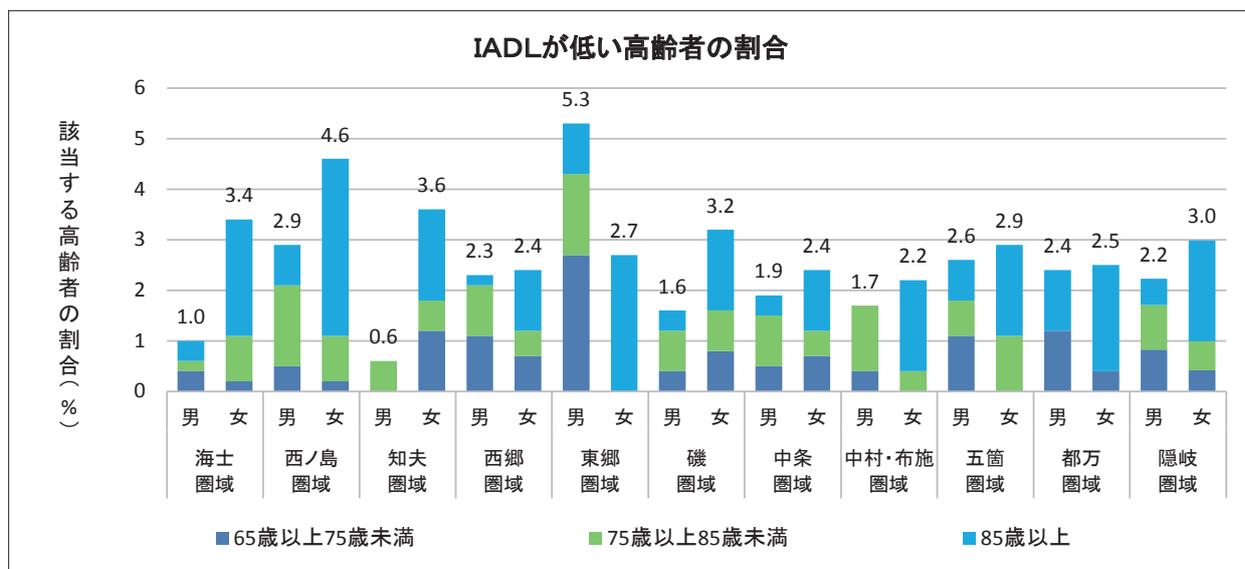
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の4.9%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、東郷圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の12.0%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



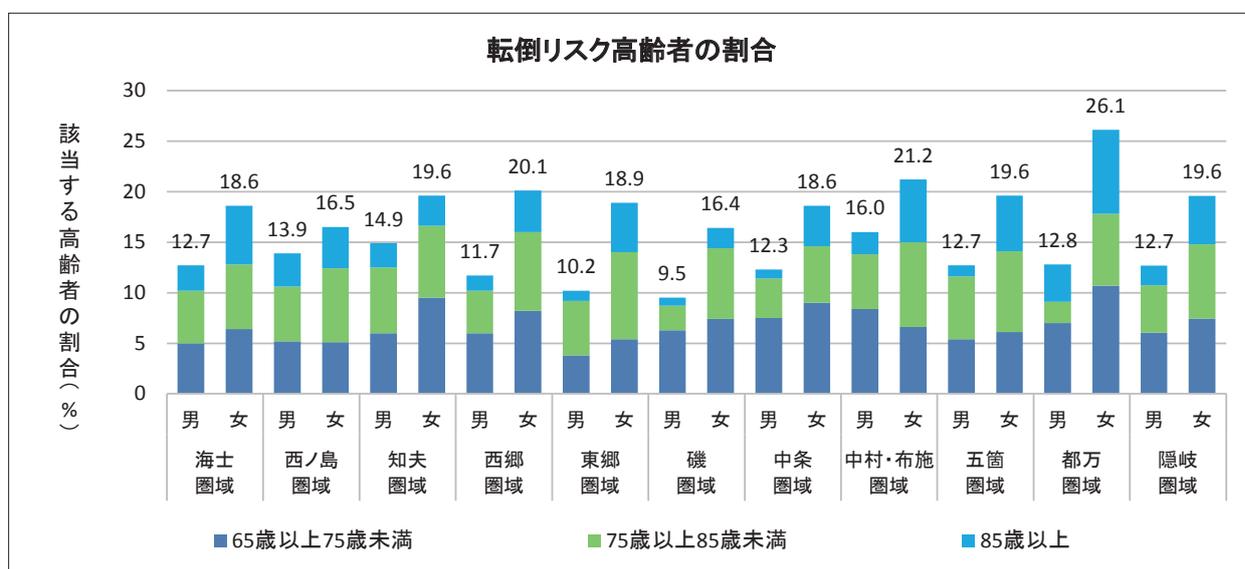
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、中条圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の19.6%を上回っています。
- 女性において、中条圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の27.3%を上回っています。特に中条圏域及び都万圏域は突出して高くなっています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



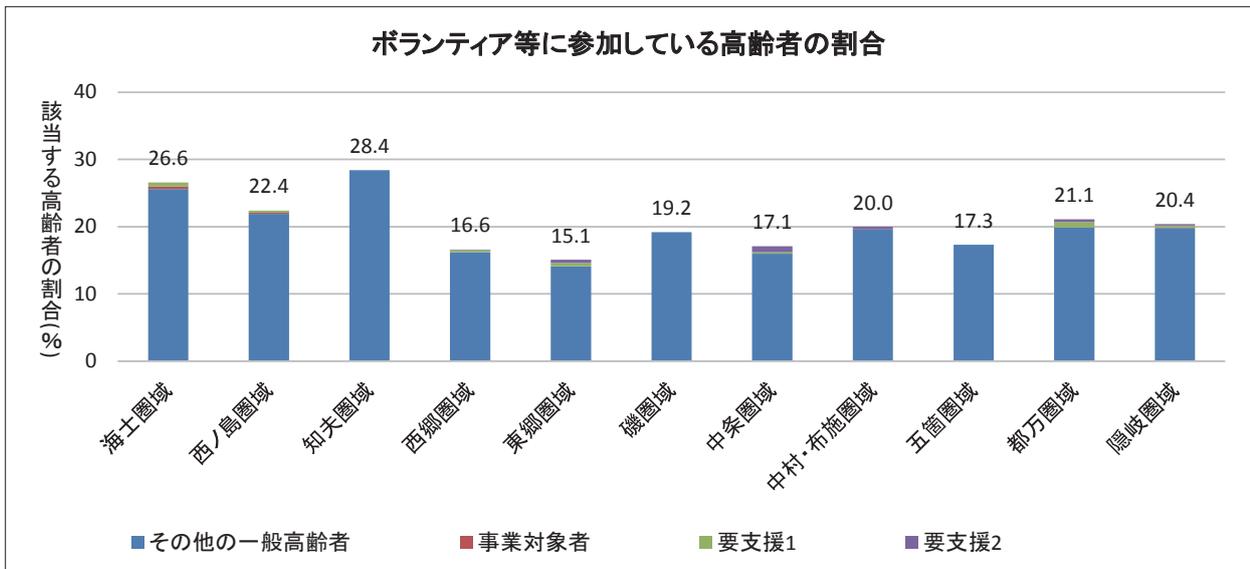
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、磯圏域、中条圏域、五箇圏域が隠岐圏域平均の16.4%を上回っています。
- 女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中条圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の21.9%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



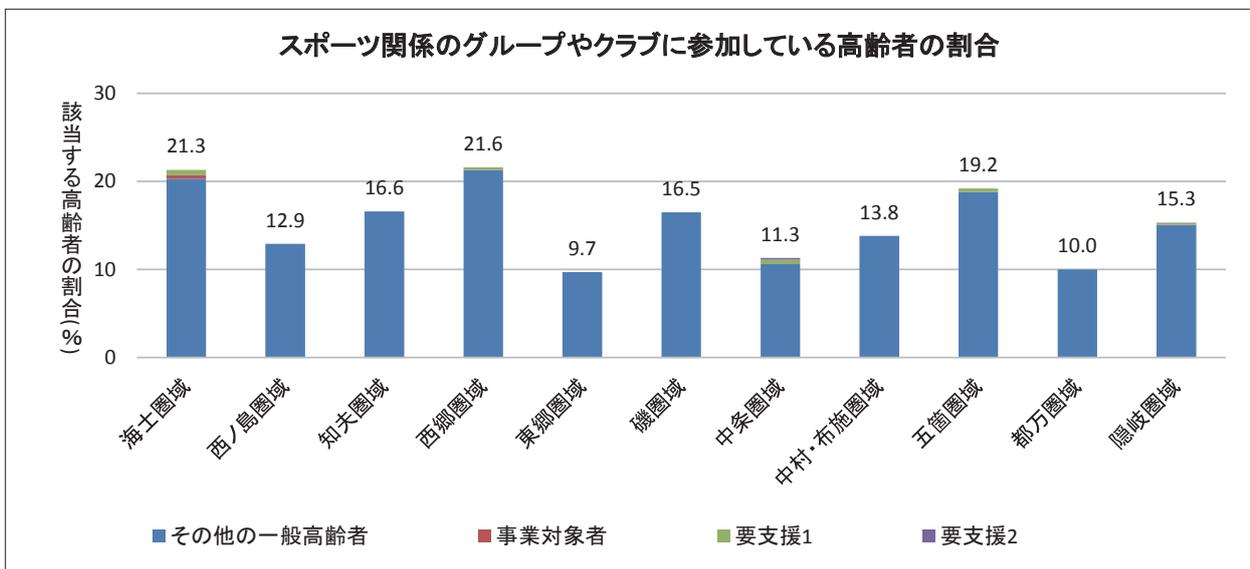
- 男性において、西ノ島圏域、西郷圏域、東郷圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の2.2%を上回っています。特に東郷圏域は突出して高くなっています。
- 女性において、海土圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、磯圏域が隠岐圏域平均の3.0%を上回っています。



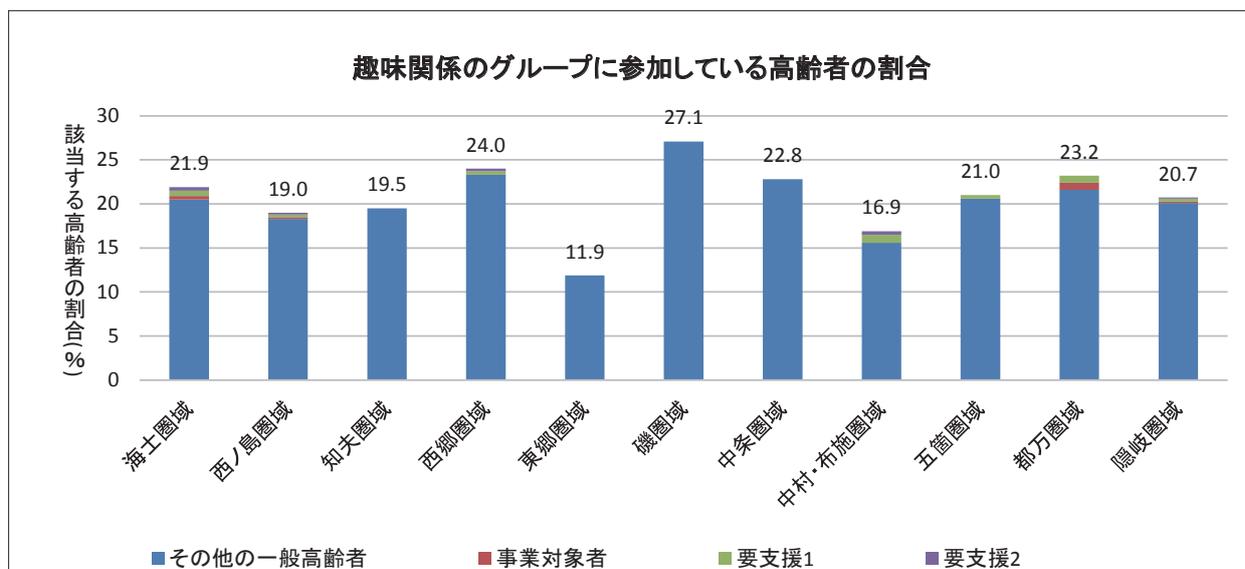
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の12.7%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の19.6%を上回っています。特に都万圏域は突出して高くなっています。
- 全圏域で男性より女性のリスク割合が高くなっています。



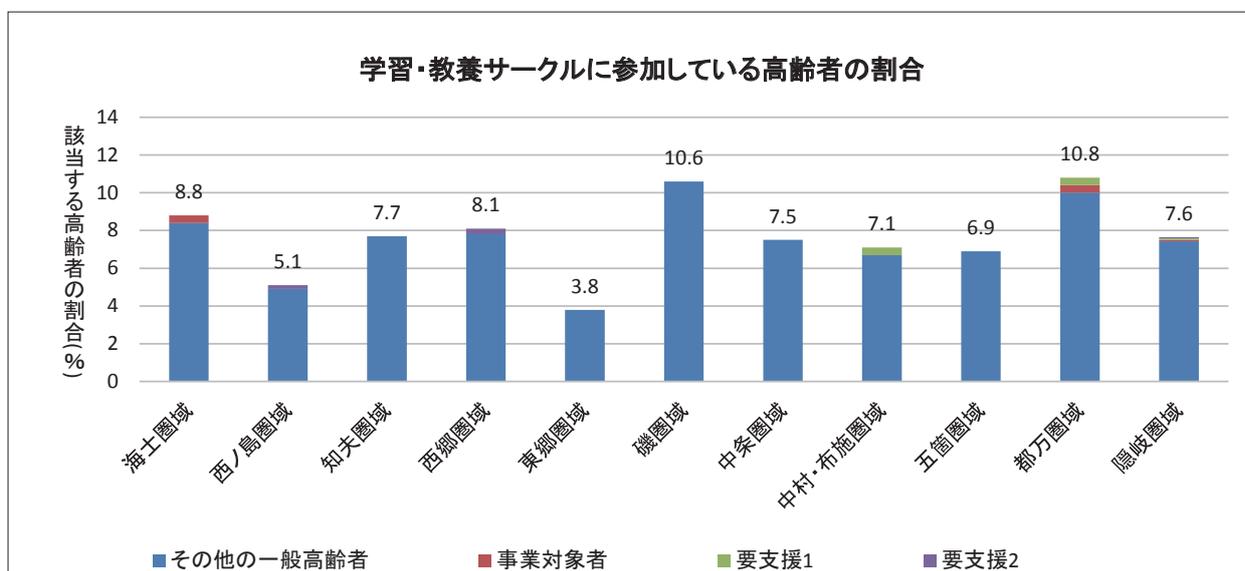
- ボランティア等に参加している高齢者の割合が最も高い圏域は知夫圏域であり、65歳以上の方の28.4%が参加されています。
- ボランティア等に参加されているほぼ全ての方が事業対象者及び要支援認定を受けていない一般高齢者の方です。



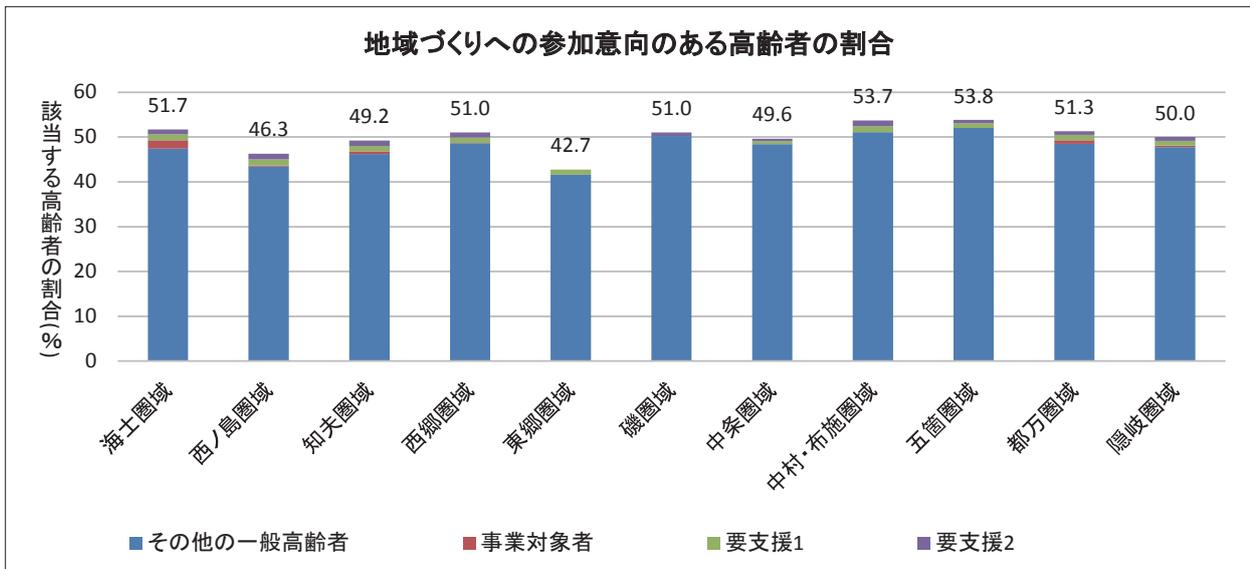
- スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合が最も高い圏域は西郷圏域であり、65歳以上の方の21.6%が参加されています。
- スポーツ関係のグループやクラブに参加されているほぼ全ての方が事業対象者及び要支援認定を受けていない一般高齢者の方です。



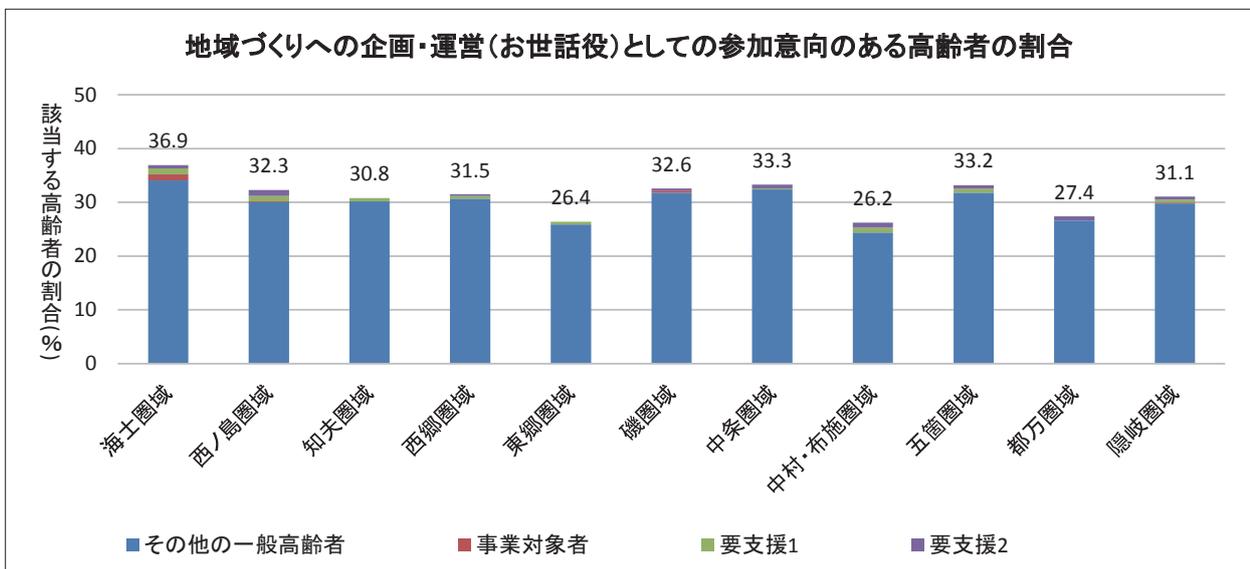
- 趣味関係のグループに参加している高齢者の割合が最も高い圏域は磯圏域であり、65歳以上の方の27.1%が参加されています。
- 趣味関係のグループに参加されているほぼ全ての方が事業対象者及び要支援認定を受けていない一般高齢者の方です。



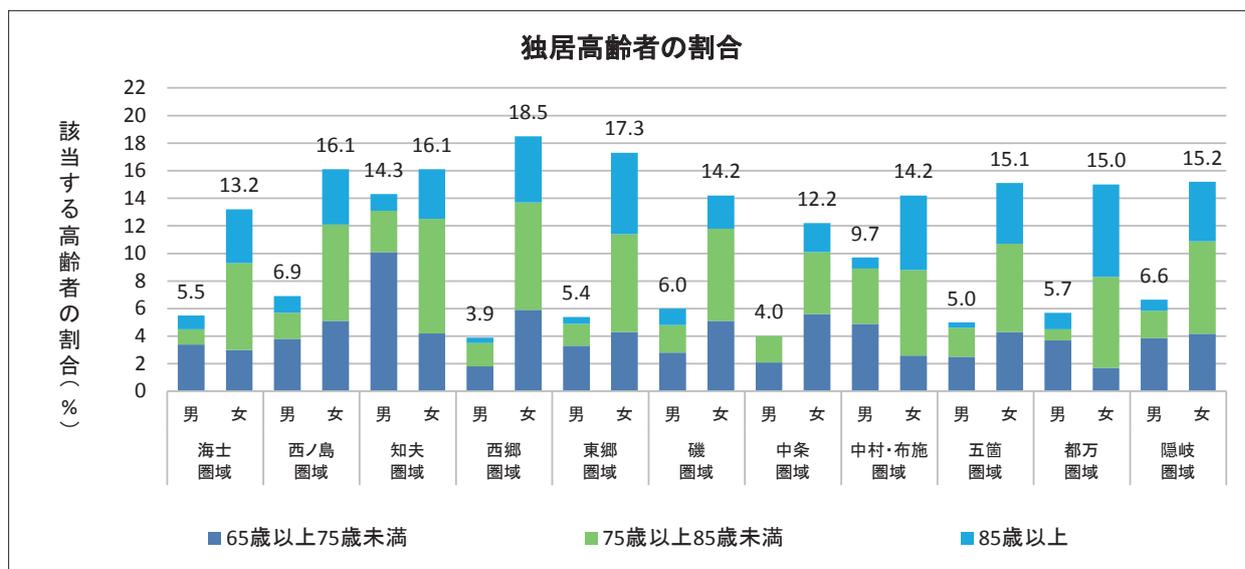
- 学習・教養サークルに参加している高齢者の割合が最も高い圏域は都万圏域であり、65歳以上の方の10.8%が参加されています。
- 学習・教養サークルに参加されているほぼ全ての方が事業対象者及び要支援認定を受けていない一般高齢者の方です。



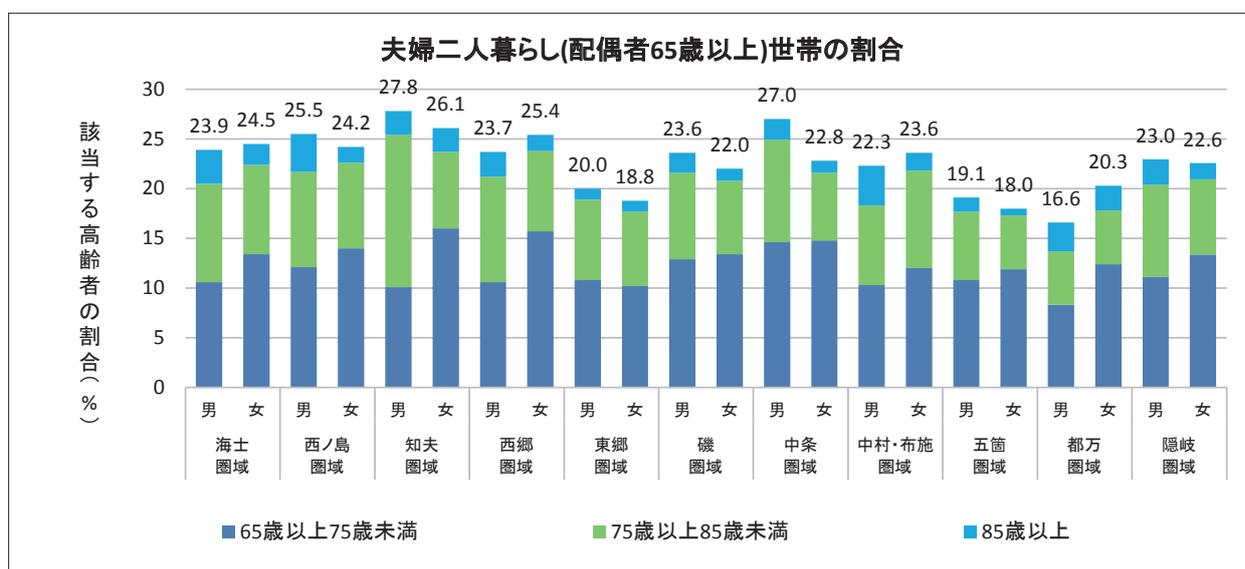
- 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合が最も高い圏域は五箇圏域であり、65歳以上の方の53.8%が参加の意向を示しています。
- 全ての圏域において比較的多くの方が地域づくりへの参加意欲をもっておられます。



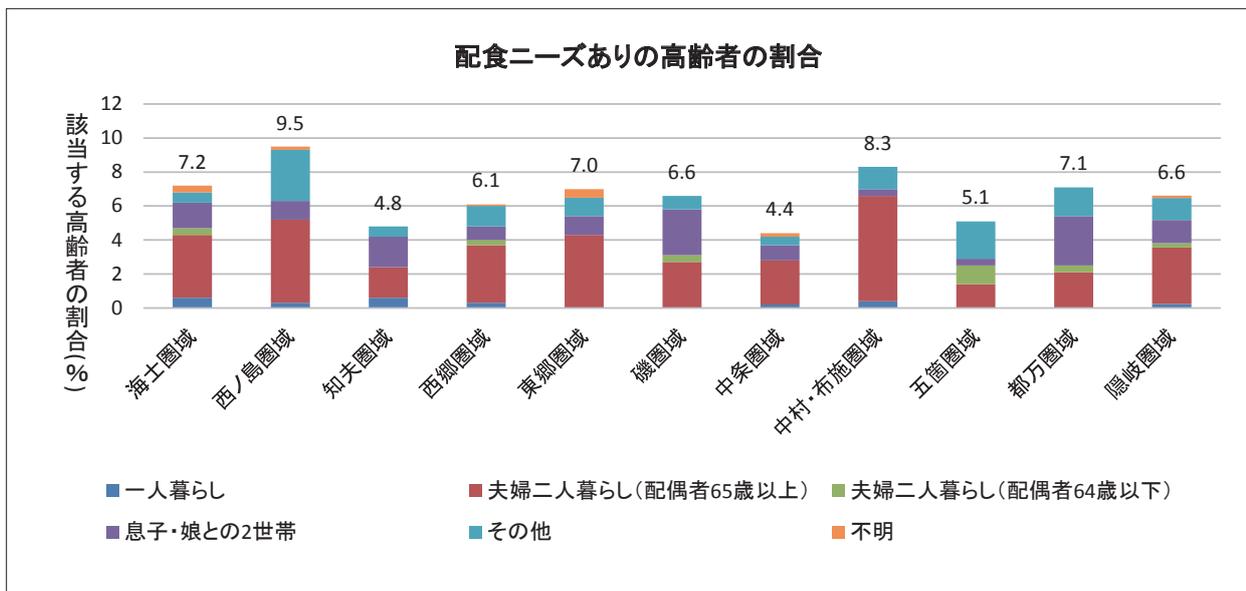
- 地域づくりへの企画・運営としての参加意向のある高齢者の割合が最も高い圏域は海士圏域であり、65歳以上の方の36.9%が参加の意向を示しています。



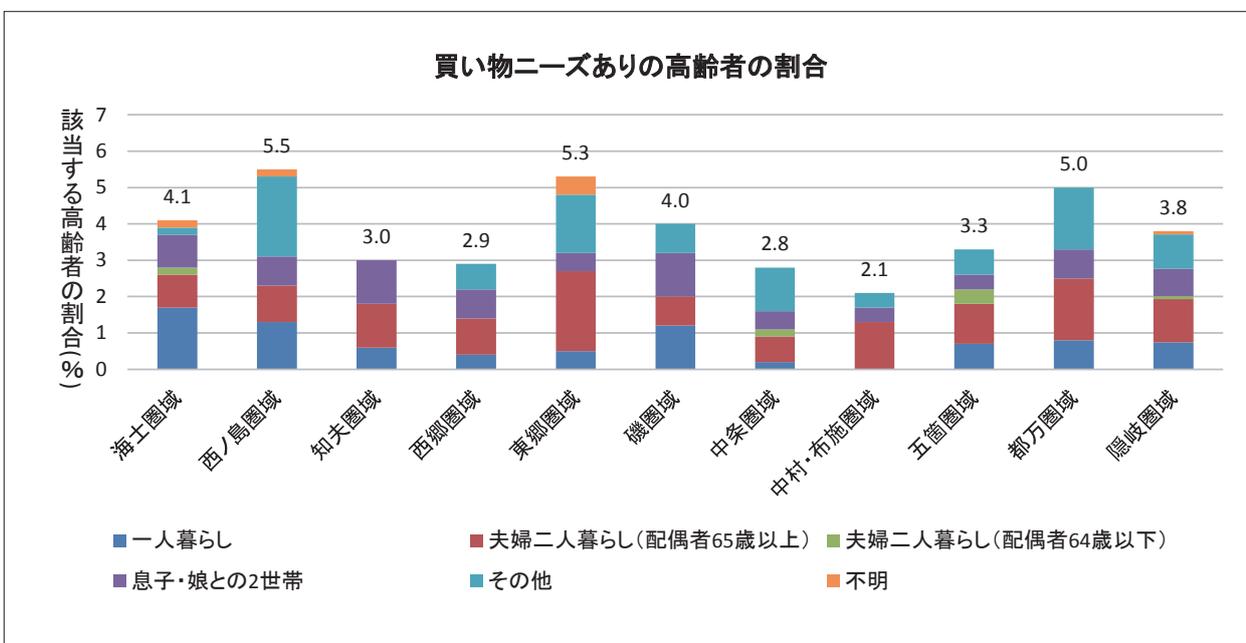
- 男性において、西ノ島圏域、知夫圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の6.6%を上回っています。特に知夫圏域は突出して高く、男性のうち14.3%の方が独居高齢者となっています。
- 女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、東郷圏域が隠岐圏域平均の15.2%を上回っています。
- 全圏域で男性より女性の割合が高くなっています。



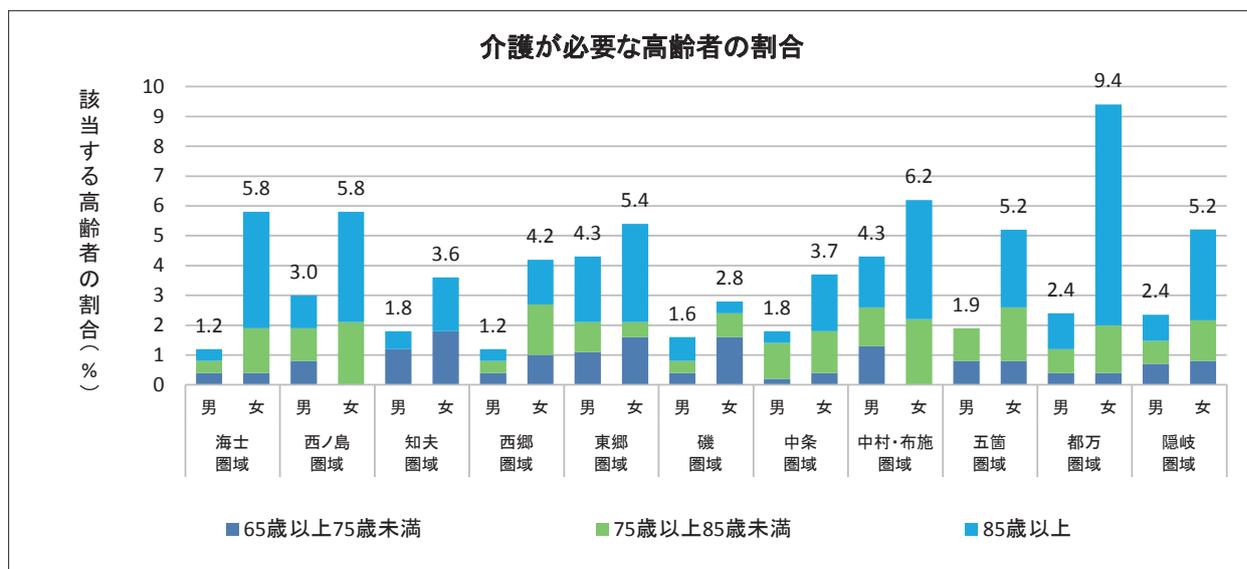
- 男性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、磯圏域、中条圏域が隠岐圏域平均の23.0%を上回っています。
- 女性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、西郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の22.6%を上回っています。



○配食ニーズありの高齢者の割合が最も高い圏域は西ノ島圏域であり、次いで中村・布施圏域が高くなっています。

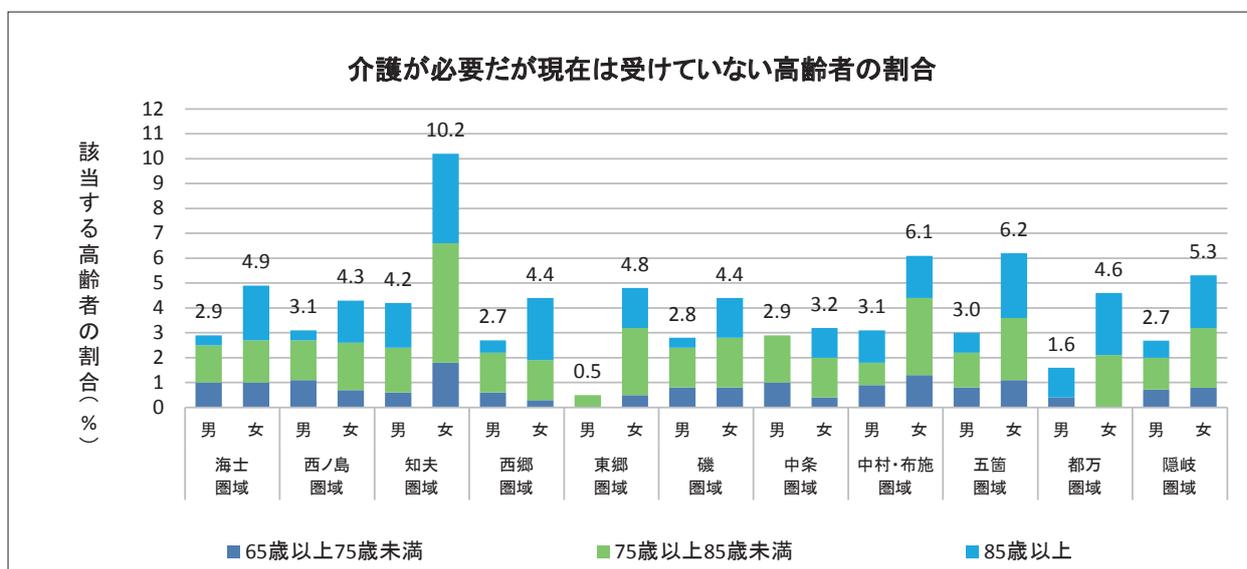


○買い物ニーズありの高齢者の割合が最も高い圏域は西ノ島圏域であり、次いで東郷圏域が高くなっています。



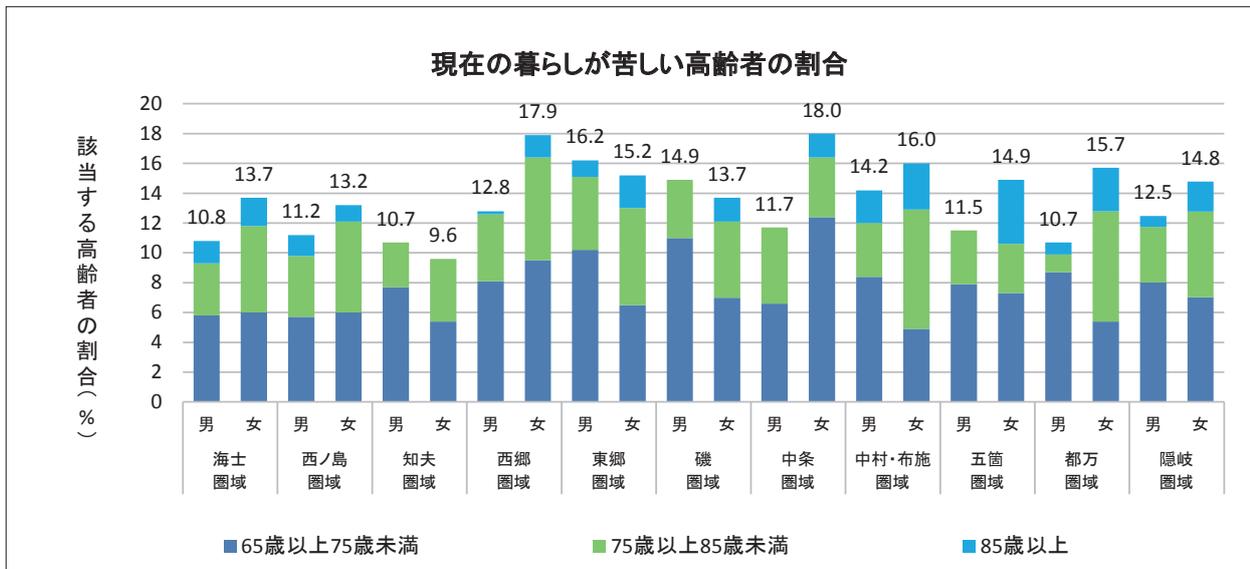
○男性において、西ノ島圏域、東郷圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の2.4%を上回っています。

○女性において、海士圏域、西ノ島圏域、東郷圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の5.2%を上回っています。特に都万圏域は突出して高くなっています。

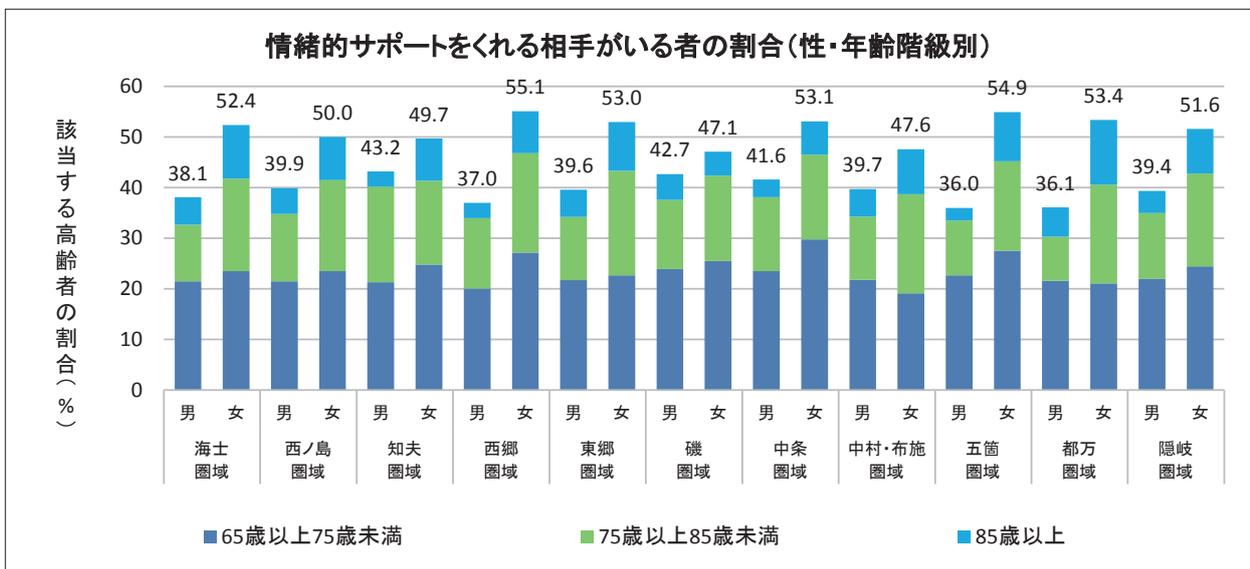


○男性において、海士圏域、西ノ島圏域、知夫圏域、磯圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域が隠岐圏域平均の2.7%を上回っています。

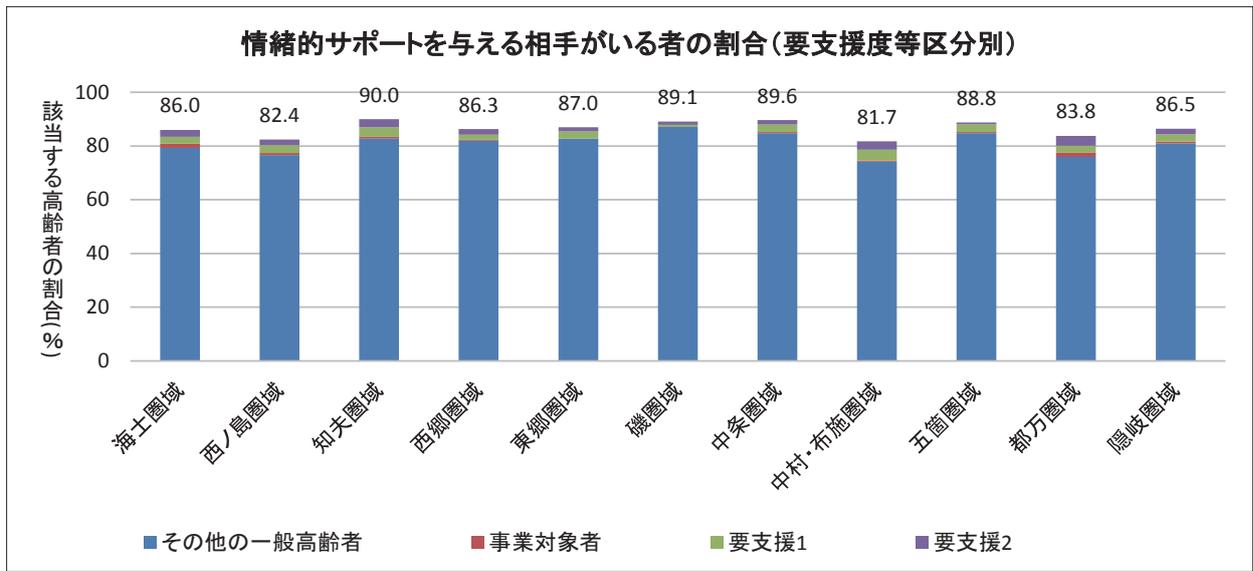
○女性において、知夫圏域、中村・布施圏域、五箇圏域が隠岐圏域平均の5.3%を上回っています。特に知夫圏域は突出して高くなっています。



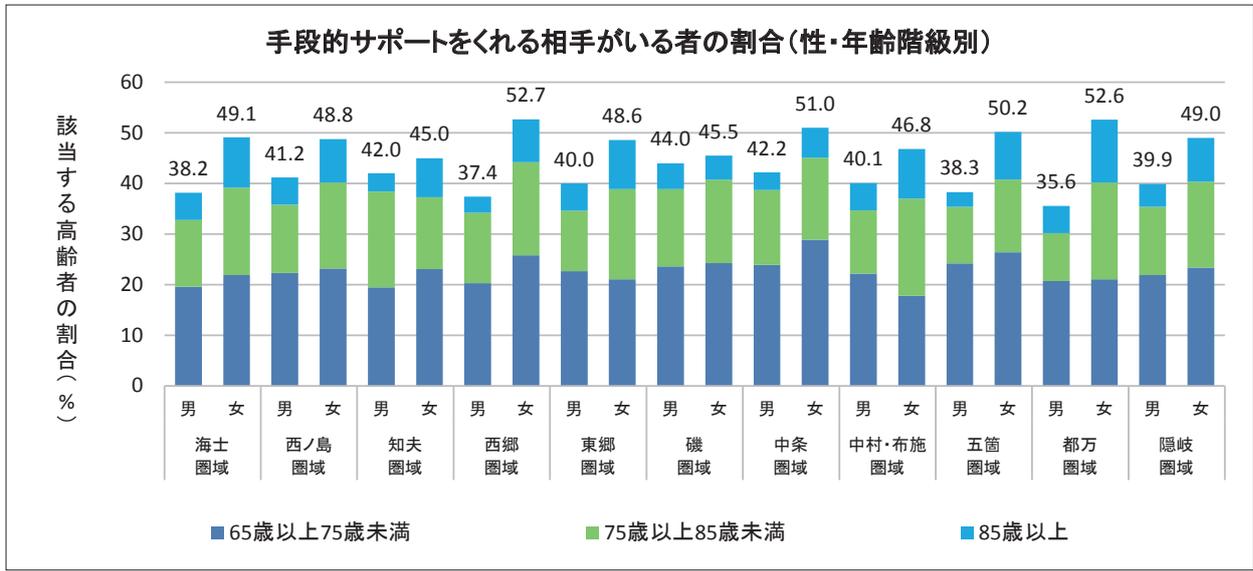
- 男性において、西郷圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の12.5%を上回っています。
- 女性において、西郷圏域、東郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の14.8%を上回っています。
- 島前地域に比べて島後地域の割合が高くなっています。



- 男性において、海士圏域、西郷圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の39.4%を下回っています。
- 女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、磯圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の51.6%を下回っています。
- 全圏域で女性より男性の割合が低くなっています。



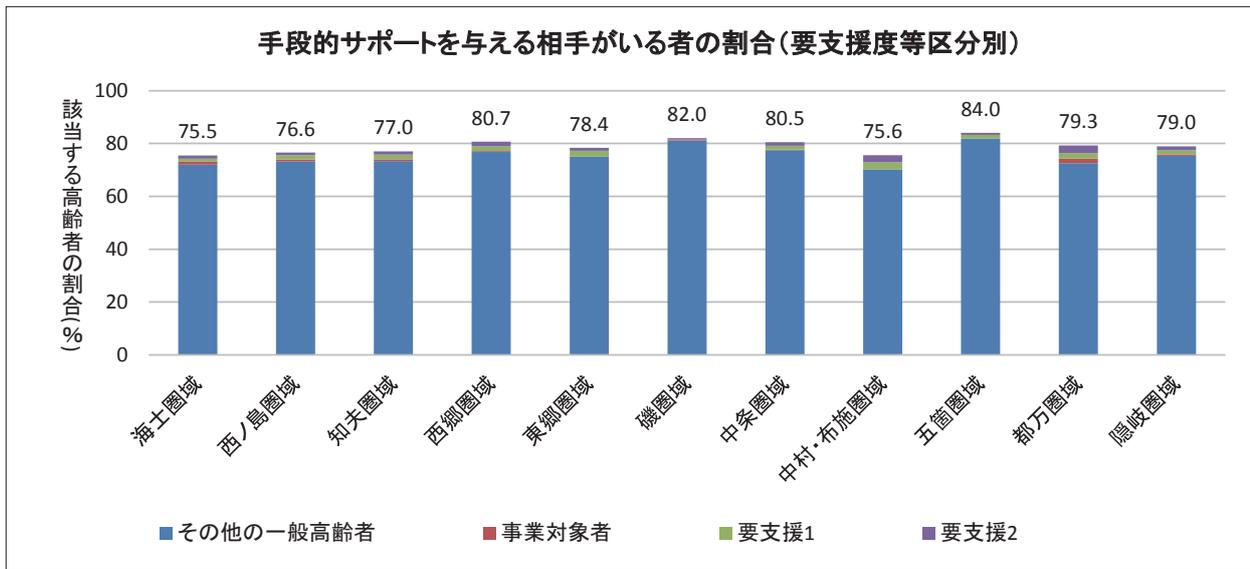
○その他一般高齢者が高い割合となっており、全圏域で80%を上回っています。



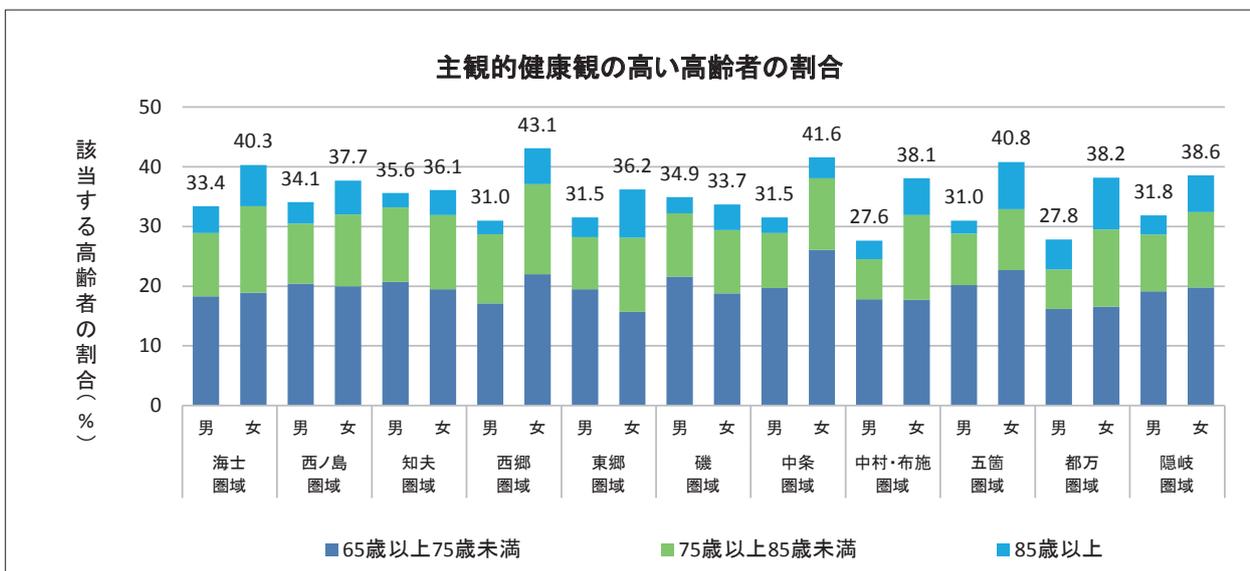
○男性において、海土圏域、西郷圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の39.9%を下回っています。

○女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域が隠岐圏域平均の49.0%を下回っています。

○全圏域で女性より男性の割合が低くなっています。

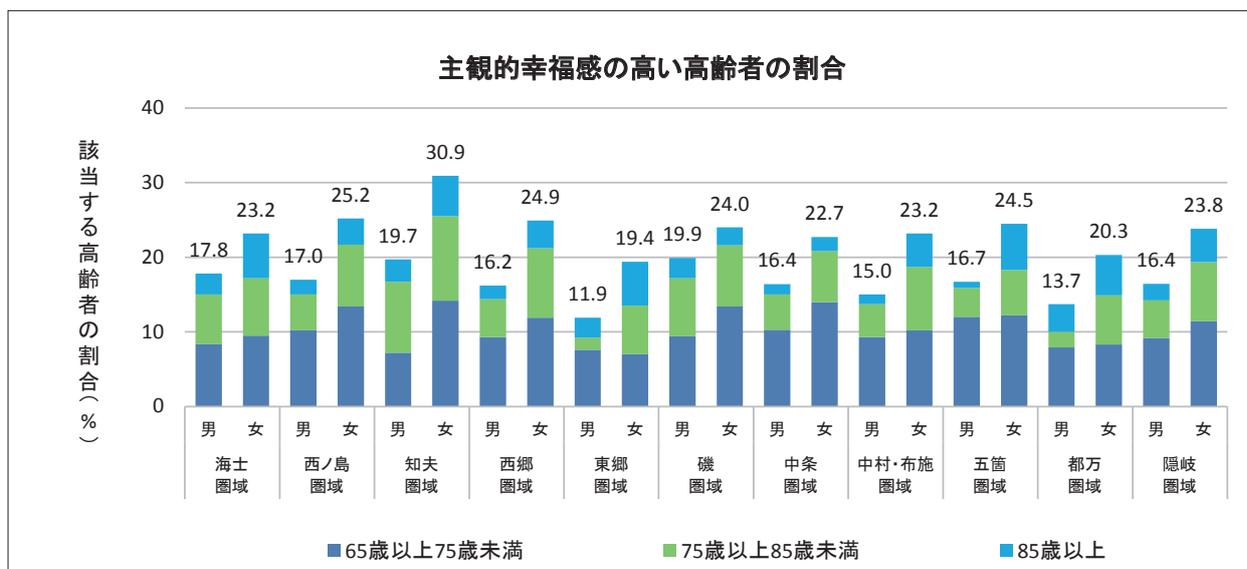


○その他一般高齢者が高い割合となっており、全圏域で75%を上回っています。



○男性において、西郷圏域、東郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域、五箇圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の31.8%を下回っています。

○女性において、西ノ島圏域、知夫圏域、東郷圏域、磯圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の38.6%を下回っています。



○男性において、西郷圏域、東郷圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の16.4%を下回っています。

○女性において、海土圏域、東郷圏域、中条圏域、中村・布施圏域、都万圏域が隠岐圏域平均の23.8%を下回っています。

○全圏域で女性より男性の割合が低くなっています。

調査票の取り扱いについて

調査票の取り扱いおよび活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。

なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【調査票の取り扱いおよび活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、隠岐広域連合及び構成町村（海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町）による介護保険事業計画策定の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、隠岐広域連合個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。
- ただし、介護保険事業計画策定時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市町村外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析することがあります。

問 1**あなたのご家族や生活状況について****(1) 家族構成をお教えてください**

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 1人暮らし | 2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) |
| 3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) | 4. 息子・娘との2世帯 |
| 5. その他 | |

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1. 介護・介助は必要ない | 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない |
| 3. 現在、何らかの介護を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) | |

【(2)において「1. 介護・介助は必要ない」以外の方のみ】**①介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (いくつでも)**

- | | | |
|---------------------|------------------|---------------|
| 1. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等) | 2. 心臓病 | 3. がん (悪性新生物) |
| 4. 呼吸器の病気 (肺気腫・肺炎等) | 5. 関節の病気 (リウマチ等) | |
| 6. 認知症 (アルツハイマー病等) | 7. パーキンソン病 | 8. 糖尿病 |
| 9. 腎疾患 (透析) | 10. 視覚・聴覚障害 | 11. 骨折・転倒 |
| 12. 脊椎損傷 | 13. 高齢による衰弱 | 14. その他 () |
| 15. 不明 | | |

【(2)において「3. 現在、何らかの介護を受けている」の方のみ】**②主にどなたの介護、介助を受けていますか (いくつでも)**

- | | | |
|----------------|------------|----------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 2. 息子 | 3. 娘 |
| 4. 子の配偶者 | 5. 孫 | 6. 兄弟・姉妹 |
| 7. 介護サービスのヘルパー | 8. その他 () | |

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

1. 大変苦しい 2. やや苦しい 3. ふつう
4. ややゆとりがある 5. 大変ゆとりがある

(4) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

1. 持家（一戸建て） 2. 持家（集合住宅）
3. こうえいちんたいじゅうたく 公営賃貸住宅 4. みんかんちんたいじゅうたく 民間賃貸住宅（一戸建て）
5. みんかんちんたいじゅうたく 民間賃貸住宅（集合住宅） 6. 借家
7. その他

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(3) 15分位続けて歩いていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない

(5) 転倒に対する不安は大きいですか

1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

(6) 週に1回以上は外出していますか

1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2~4回 4. 週5回以上

(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

1. とても減っている 2. 減っている
3. あまり減っていない 4. 減っていない

(8) 外出を控えていますか

1. はい 2. いいえ

【(8)で「1. はい」(外出を控えている)の方のみ】

①外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)

1. 病気 2. 障害(脳卒中の後遺症など)
3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など)
5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害
7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない
9. 交通手段がない 10. その他()

(9) 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)

- | | | |
|-----------------|-------------------|--------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク |
| 4. 自動車 (自分で運転) | 5. 自動車 (人に乗せてもらう) | 6. 電車 |
| 7. 路線バス | 8. 病院や施設のバス | 9. 車いす |
| 10. 電動車いす (カート) | 11. 歩行器・シルバーカー | |
| 12. タクシー | 13. その他 () | |

問3 食べることについて

(1) 身長・体重

身長 cm体重 kg

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(3) お茶や汁物等でむせることがありますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(4) 口の渇きが気になりますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(5) 歯磨き (人にやってもらう場合も含む) を毎日していますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

<p>(6) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください (成人の歯の総本数は、親知らずを含めて 32 本です)</p>		
1. 自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用	2. 自分の歯は 20 本以上、入れ歯の利用なし	
3. 自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用	4. 自分の歯は 19 本以下、入れ歯の利用なし	
<p>①噛み合わせは良いですか</p>		
1. はい	2. いいえ	
<p>②【(6) で「1. 自分の歯は 20 本以上、かつ入れ歯を利用」「3. 自分の歯は 19 本以下、かつ入れ歯を利用」の方のみ】 毎日入れ歯の手入れをしていますか</p>		
1. はい	2. いいえ	
<p>(7) 6 か月間で 2 ～ 3 kg 以上の体重減少がありましたか</p>		
1. はい	2. いいえ	
<p>(8) どなたかと食事をとにもする機会がありますか</p>		
1. 毎日ある	2. 週に何度かある	3. 月に何度かある
4. 年に何度かある	5. ほとんどない	

問 4	毎日の生活について
<p>(1) 物忘れが多いと感じますか</p>	
1. はい	2. いいえ
<p>(2) 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか</p>	
1. はい	2. いいえ

(3) 今日が何月何日かわからない時がありますか		
1. はい	2. いいえ	
(4) バスや電車を使って1人で外出していますか(自家用車でも可)		
1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
(5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか		
1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
(6) 自分で食事の用意をしていますか		
1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
(7) 自分で請求書の支払いをしていますか		
1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか		
1. できるし、している	2. できるけどしていない	3. できない
(9) 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか		
1. はい	2. いいえ	
(10) 新聞を読んでいますか		
1. はい	2. いいえ	
(11) 本や雑誌を読んでいますか		
1. はい	2. いいえ	

(12) 健康についての記事や番組に関心がありますか	
1. はい	2. いいえ
(13) 友人の家を訪ねていますか	
1. はい	2. いいえ
(14) 家族や友人の相談にのっていますか	
1. はい	2. いいえ
(15) 病人を見舞うことができますか	
1. はい	2. いいえ
(16) 若い人に自分から話しかけることがありますか	
1. はい	2. いいえ
(17) 趣味はありますか	
1. 趣味あり	_____ → ()
2. 思いつかない	
(18) 生きがいがありますか	
1. 生きがいあり	_____ → ()
2. 思いつかない	

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

※① - ⑧それぞれに回答してください

	週4回 以上	週2 ~3回	週1回	月1 ~3回	年に 数回	参加して いない
① ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
② スポーツ関係のグループやクラブ	1	2	3	4	5	6
③ 趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④ 学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤ お住いの町村が実施する健康教室などの介護予防のための通いの場	1	2	3	4	5	6
⑥ 老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑦ 町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑧ 収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない 4. 既に参加して

(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい 2. 参加してもよい 3. 参加したくない 4. 既に参加して

問6**たすけあいについて**

あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします

(1) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください
(いくつでも)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 自治会・町内会・老人クラブ | 2. 社会福祉協議会・民生委員 |
| 3. ケアマネジャー | 4. 医師・歯科医師・看護師 |
| 5. 地域包括支援センター・役所・役場 | 6. その他 |
| 7. そのような人はいない | |

(6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 毎日ある | 2. 週に何度かある | 3. 月に何度かある |
| 4. 年に何度かある | 5. ほとんどない | |

(7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。
同じ人には何度会っても1人と数えることとします。

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 1. 0人 (いない) | 2. 1～2人 | 3. 3～5人 |
| 4. 6～9人 | 5. 10人以上 | |

(8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。(いくつでも)

- | | | |
|-------------------|---------------|------------|
| 1. 近所・同じ地域の人 | 2. 幼なじみ | 3. 学生時代の友人 |
| 4. 仕事での同僚・元同僚 | 5. 趣味や関心が同じ友人 | |
| 6. ボランティア等の活動での友人 | | |
| 7. その他 | 8. いない | |

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

1. とてもよい 2. まあよい 3. あまりよくない 4. よくない

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか
(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)

とても不幸										とても幸せ	
0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

1. はい 2. いいえ

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

1. はい 2. いいえ

(5) お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない
4. もともと飲まない

(6) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた
4. もともと吸っていない

